

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ワンヘルス薬剤耐性菌調査事業	部課(室)	保健医療介護部保健医療介護総務課 ワンヘルス総合推進室	事業開始年度	R4
-----	----------------	-------	--------------------------------	--------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な取組	2	薬剤耐性菌対策

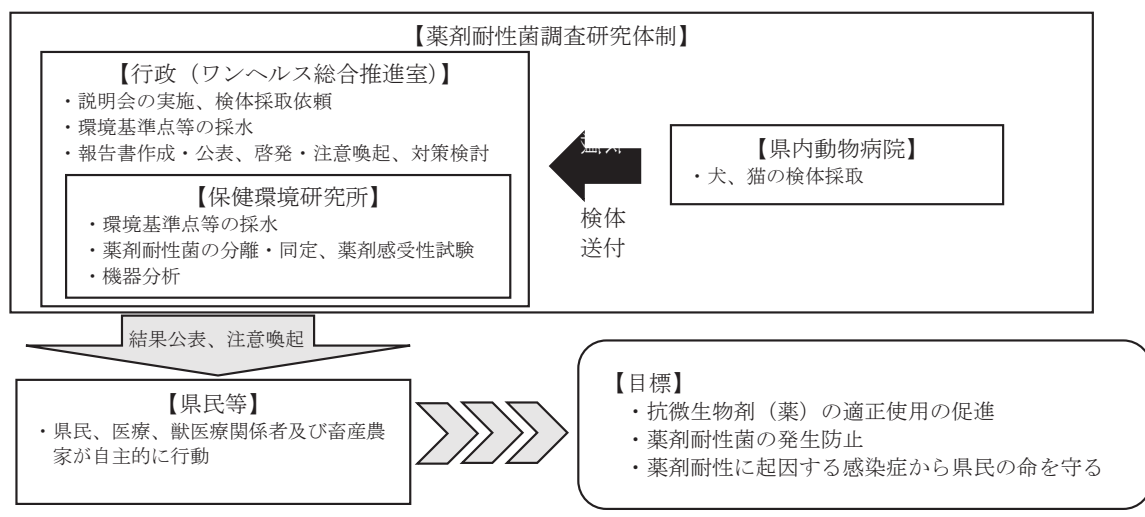
1 事業のねらい・目的

愛玩動物及び水環境における、主要な抗微生物剤に対する薬剤耐性菌の動向等を把握し、結果を公表することで、県民、医療、獣医療関係者及び畜産農家への注意喚起を促すとともに、抗微生物剤(薬)の適正使用の促進等の対策を講じる。

2 事業概要

- 愛玩動物の薬剤耐性菌保有状況調査
県内動物病院の愛玩動物(犬、猫)を対象に薬剤耐性菌保有状況を調査する。
- 水環境中の抗微生物剤を含む化学物質及び薬剤耐性菌の汚染実態調査
機器分析(LC-MS/MS)により水環境中の抗微生物剤(14物質)を定量測定する。また、薬剤耐性菌を分離・同定し、14種類の抗微生物剤に対する薬剤感受性試験を実施するとともに、次世代シーケンサーを用いて、薬剤耐性菌の遺伝子解析を実施する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6
愛玩動物の薬剤耐性菌保有状況の調査検体数	目標	3年間で150検体		
	実績	49	51(予定)	50(予定)
水環境中の抗微生物剤を含む化学物質及び薬剤耐性菌の汚染実態の調査検体数	目標	3年間で59検体		
	実績	3	28(予定)	28(予定)

【成果指標の設定根拠】
本事業は、愛玩動物及び水環境における、主要な抗微生物剤に対する薬剤耐性菌の動向等を把握することが目的であるため、愛玩動物、水環境から採取した検体数に設定。

【目標値の設定根拠】
・愛玩動物：県内の薬剤耐性菌の状況を把握するために最低限必要な150検体を令和4年度～6年度の3年間で調査することとし、毎年度50検体を調査する。
・水環境：県内河川のうち、環境基準点が設定されている59地点を令和4年度～6年度の3年間で調査する。なお、初年度は、検査方法の確立のため調査対象を3地点とし、残りの56地点を2年間で調査することとしている。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・愛玩動物：県獣医師会及び動物病院からの協力を得て、計画と同等の調査を実施しており、概ね順調に事業を進められた。
- ・水環境：検査方法を確立し、計画の3地点の調査を実施しており、概ね順調に事業を進められた。

(要因)

- ・事前に動物病院を訪問し、丁寧に事業説明を行ったことにより、動物病院からの協力を円滑に得られた。
- ・事業1年目に検査方法を確立する期間を設け、検体数を減らしたことにより、計画通りに事業を進められた。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

なし

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

県保健環境研究所、県獣医師会及び協力動物病院に対し、個別に訪問する等により事前調整を入念に行った。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	9,269	21,158	18,999	時間	360	540	540
(うち一般財源)	8,526	21,158	18,999	人件費 (千円)	1,454	2,181	2,181

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

本事業は、愛玩動物及び水環境における、主要な抗微生物剤に対する薬剤耐性菌の動向等を把握することを目的としており、動向等を把握するためには継続して調査を実施する必要がある。

【見直し内容】

- ・検査の効率化、備品の購入完了により、経費を2,159千円削減する。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称) 推進事業		部課(室)	保健医療介護部保健医療介護総務課 ワンヘルス総合推進室		事業開始年度	R3
-----	-----------------------------	--	-------	--------------------------------	--	--------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進	
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な取組	7	ワンヘルス実践の基盤整備	

1 事業のねらい・目的

国の機関として「アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称)」を九州へ早期設置することを目指し、誘致活動等具体的な取組の推進を図る。

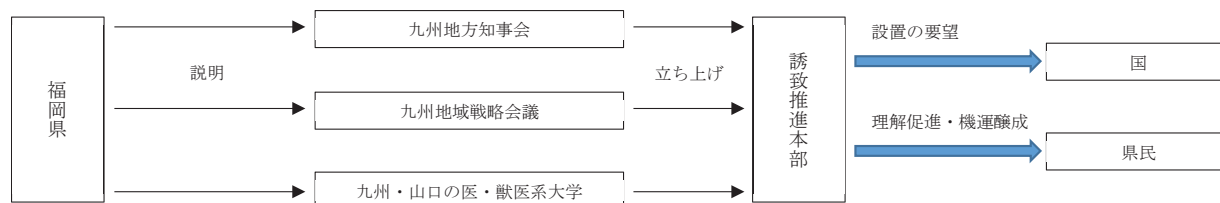
2 事業概要

- ◇「アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称)」誘致
- ① 九州の官民が一体となって国への働きかけを継続強化していくための体制の整備。
 - ② センター構想案の具体化と国の動向把握。
 - ③ 本県における受入れ環境の整備。
 - ④ 「アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称)」の必要性について、県民に広く浸透させるための取組。

事業の内容

- 「アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称)」誘致推進本部設立準備委員会の協議を経て、誘致推進本部立上げ
- 「アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称)」の必要性等をわかりやすくまとめたパンフレット及びチラシの作成
- パンフレット等を活用した九州各県、専門家、関係団体等に対する周知

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

【成果指標の設定根拠】

本事業は九州へ「アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称)」を早期に設置することが事業の目的であるため、成果指標の設定になじまない。

【目標値の設定根拠】

本事業は九州へ「アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称)」を早期に設置することが事業の目的であるため、目標値の設定になじまない。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・九州地方知事会議や九州地域戦略会議にて、九州への早期設置についての特別決議が改めて採択された。
- ・本県の最重点項目として国に対し提言・要望を行った。
- ・参議院自由民主党政策審議会に対し、福岡県議会と連名で、センター設置について要望した。
- ・九州大学との包括協定の連携プロジェクトとして、九州大学が構築した九州感染症研究拠点（現：九州大学感染症創薬研究センター）との本センターの誘致に係る連携について提案し、共同プロジェクトの立ち上げについて協議した。
- ・九州各県と会議を開催し、意見交換を行ったが、推進本部の立ち上げには至っていない。

(要因)

- ・九州地域戦略会議の経済4団体、九州各県の大学、WOAHアジア太平洋地域事務所を訪問し、センター構想案を説明してきたが、「構想自体は理解するが、センターが具体的に何をするのが見えないため、どのように連携できるかわからない」という反応であった。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

なし

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・あらゆる機会を通じて、各関係機関の専門家等に対して本構想案を説明し、意見を聴取するなど効率化を図っている。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	1,911	5,385	-	時間	1,170	1,170	-
(うち一般財源)	1,911	5,385	-	人件費（千円）	4,725	4,725	-

5 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・意見交換を行った大学等から、具体的な連携案件などセンター構想案の具体化を求められており、各県や関係機関等との調整をより丁寧に進めて行く必要がある。
- ・このため、九州大学感染症創薬研究センターとセンター構想案の具体化に繋がる共同プロジェクトを立ち上げることとしている。
- ・また、国においては、国立健康危機管理研究機構法が公布され、令和7年度以降に、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構が設立される。
- ・今後、九州大学感染症創薬研究センターとの共同プロジェクトの実績を踏まえ、具体化したセンター構想案を以て大学等との協力体制を構築するとともに、誘致推進本部を立ち上げる必要がある。

【見直し内容】

- ・新たに、センター構想案の具体化のため、九州大学感染症創薬研究センターとの共同プロジェクトを立ち上げ、九州各県との連携事業へと展開することとし、事業を再構築する。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	保健環境研究所建設事業		部課(室)	保健医療介護部保健医療介護総務課 ワンヘルス総合推進室	事業開始年度	R4
-----	-------------	--	-------	--------------------------------	--------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な取組	7	ワンヘルス実践の基盤整備

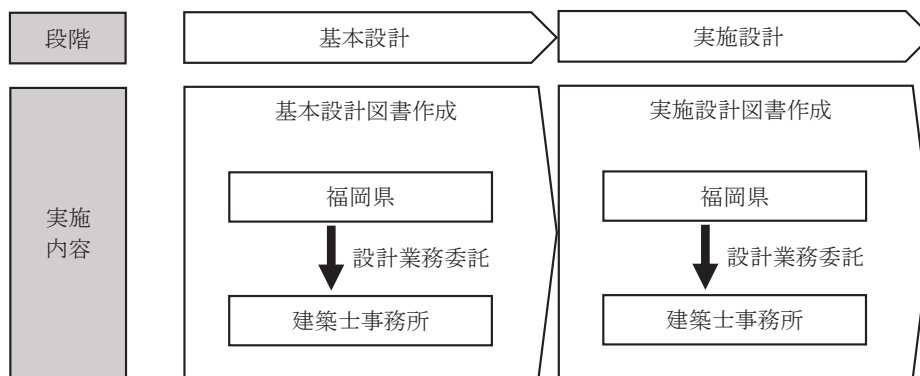
1 事業のねらい・目的

- ワンヘルスに関する社会情勢や本県の状況、現在の保健環境研究所の課題を踏まえ、保健・環境行政を科学的・技術的側面から支える試験・研究機関としてのみならず、ワンヘルスセンターの中核施設となるように保健環境研究所を再整備する。
- 令和4年度に策定した「新・保健環境研究所建設基本計画」に基づき設計意図を具体化することにより、上記総合計画の「ワンヘルス実践の基盤整備」に取り組み、ワンヘルスの推進を目指す。

2 事業概要

- 令和4年度に策定した基本計画に基づき、令和4年度に引き続き基本設計を実施する。
- 基本設計後、令和5-6年度に実施設計を実施する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

【成果指標の設定根拠】

- 本事業は、保健環境研究所を再整備することが目的であるため、成果指標の設定になじまない。

【目標値の設定根拠】

- 本事業は、保健環境研究所を再整備することが目的であるため、成果指標の設定になじまない。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
(評価)

- 令和4年8月、基本計画を策定し、同年8月から基本設計を開始した。
- 設計意図を具体化することにより、建設への動きを加速できた。

(要因)

- 設計業務受託者である建築士事務所や庁内関係部署と密に協議を行うことにより、確実に設計を進めた。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- 設計業務受託者である建築士事務所や庁内関係部署との協議の中で、基本計画及び諸条件と設計内容の整合性を確認・調整することで、事業の停滞や手戻りが生じないようにした。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	1,321	176,012	276,582	時間	1,260	1,260	1,260
(うち一般財源)	1,321	98,312	35,782	人件費 (千円)	5,088	5,088	5,088

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- 基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化する実施設計を令和5年度に引き続き行うことが必要である。
- 実施設計後、当該設計を基に、建築工事を開始する必要がある。

【見直し内容】

事業費 100,570千円増

- 新築棟の実施設計に係る委託料 (R5-6債務負担) の増
- 既存棟の実施設計に係る委託料 (R5-6債務負担) の増
- 新築棟の構造適合性判定、構造性能評価、構造大臣認定、BELS (ZEB) 認定に係る役務費 (新規)
- 新築棟の工事請負費 (R6-9債務負担) (新規)
- 既存建物解体の実施設計に係る委託料 (新規)
- 既存建物解体の工事請負費 (R6-7債務負担) 及び工事監理に係る委託料 (R6-7債務負担) (新規)
- 工事前の事前家屋調査に係る委託料 (新規)

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

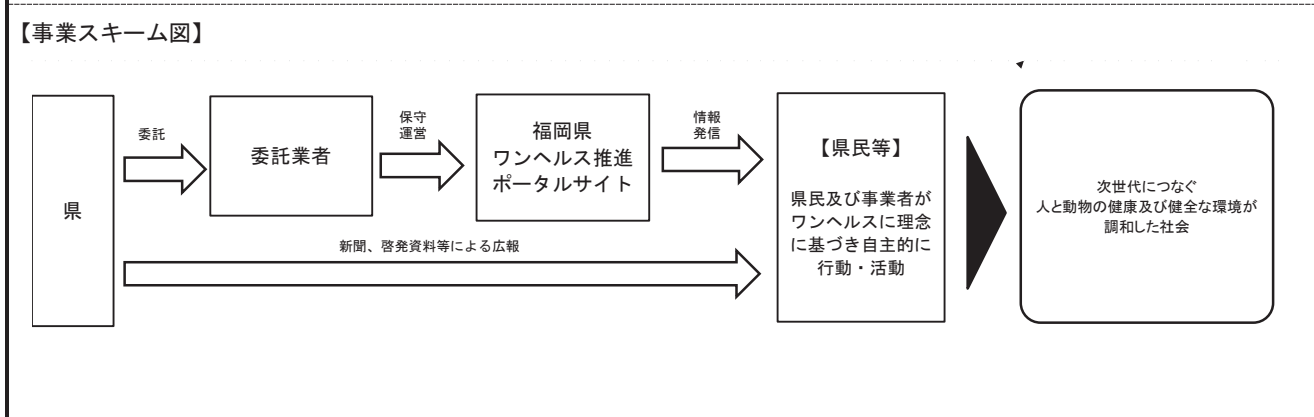
事業名	ワンヘルス啓発推進事業	部課(室)	保健医療介護部保健医療介護総務課 ワンヘルス総合推進室	事業開始年度	R4
-----	-------------	-------	--------------------------------	--------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な取組	7	ワンヘルス実践の基盤整備

1 事業のねらい・目的
 県民、事業者によるワンヘルスの理念に則った行動及び活動を促進するため、広報啓発活動を強化し、ワンヘルスの認知率向上を図る。

2 事業概要

- ポータルサイトの保守・運営
ワンヘルスに関する情報を発信する「福岡県ワンヘルス推進ポータルサイト」の保守・運営
- 新聞広告による広報
新聞広告を活用し、幅広い年齢層をターゲットとした広報を実施
- ワンヘルス宣言事業者登録制度の推進
チラシ等を活用し、「ワンヘルス宣言事業者登録制度」の登録事業者を促進
- 啓発資料の配布
イベント等において、ワンヘルスの6つの基本方針や県のワンヘルスの取組をわかりやすく紹介した資料を配布



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
①ワンヘルスの認知率	目標	—	23%	28%	38%	53%	70%
	実績	21.9%	39.1%	50.7%			
②ワンヘルス宣言事業者登録数 (総合計画)	目標	—	2,200	4,400	6,600	8,800	11,000
	実績	—	577				

【成果指標の設定根拠】
 県民、事業者によるワンヘルスの理念に則った行動及び活動を促進するため、県民のワンヘルスの認知率の向上やワンヘルスの理念に賛同し、ワンヘルスに関する活動に取り組むことを宣言する事業者数の増加を図る必要があるため。

【目標値の設定根拠】
 ①ワンヘルスの認知率
 SDGsの認知率54.2% (※)を上回る認知を目指す。
 ※2020年に電通グループが実施した、第4回「SDGsに関する生活者調査」におけるSDGsの認知率

②ワンヘルス宣言事業者登録数

項目	目標数
病院、診療所、薬局、動物病院、畜産農家	13,000事業者×30%=3,900事業者
エコ事業所	約2,300事業者
動物取扱事業者	約2,000事業者×30%=600事業者
ふくおか地産地消応援の店	
ふくおか農林漁業応援団体等の登録事業者数	約4,000事業者
合計	約10,800事業者≒11,000事業者

令和8年度中に11,000事業者の登録を達成するため、1年あたり2,200事業者の登録を目指す。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

① ワンヘルスの認知率

目標値には達しているものの、県政に関心が高い県政モニターであっても、認知率は全体の4割弱にとどまっており、まだワンヘルスの認知が十分に図られているとは言い難い。

② ワンヘルス宣言事業者登録数

各企業に対し、ワンヘルス宣言事業者登録制度の周知に取り組んだものの、事業者にワンヘルスの取組の重要性やワンヘルスに関する活動の具体例を周知することが出来ず、R4年度末の数値は目標値を下回っている。

(要因)

① ワンヘルスの認知率

テレビ番組や県の広報誌を活用し、ワンヘルスの理念の周知を図ったほか、FAVA大会を契機に新聞広告、交通広告を集中的に実施した。

② ワンヘルス宣言事業者登録事業者数

ワンヘルス宣言事業者登録制度は令和4年度8月からの新たな取組であり、年間を通じて十分な活動ができなかった。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・世界水泳福岡大会など、世界から注目される大会をはじめとするイベント等において、ワンヘルスに関する情報発信を実施した。
- ・関係団体等に出向き、チラシを活用した登録制度の周知をするとともに、関係団体等が参加する会議等において、事業者によるワンヘルスの取組の重要性を周知した。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	54,351	5,747	5,747	時間	2,304	1,116	1,116
(うち一般財源)	54,351	5,747	5,747	人件費(千円)	9,304	4,507	4,507

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

県民、事業者によるワンヘルスの理念に則った行動及び活動を促進するため、継続的に県民や事業者に対してワンヘルスに関する広報を実施する必要がある。

【見直し内容】

ワンヘルスをわかりやすく伝える言葉を活用した広報を実施し、県民や事業者が共感することで、ワンヘルスのさらなる認知率向上を図る。

事業名	健康づくり県民運動事業	部課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	H30
-----	-------------	-------	------------------	------------	-----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	1	健康づくりの推進による健康寿命の延伸	具体的な 取組	1	健康づくり県民運動の推進

1 事業のねらい・目的

○ 県民一人ひとりが健康づくりを自分の問題として捉え、健(検)診の受診や食生活の改善、運動習慣の定着といった具体的な健康づくりに取り組むよう、ふくおか健康づくり県民運動を推進し、健康寿命の延伸を目指す。

2 事業概要

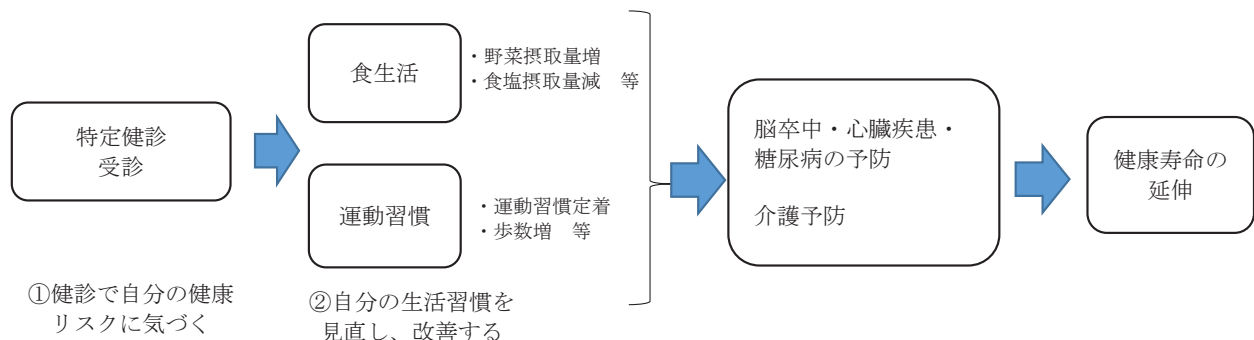
- <全般>
- 「ふくおか健康づくり県民会議」の設置
行政、医療保険者、保健・医療関係団体、企業・経営者団体、地域団体、マスコミ等で構成、それぞれが県民へ働きかけ。
 - 「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の登録促進
職場での健康づくりに積極的に取り組む又はこれから取り組もうとする事業所等を登録し、その取組を支援・表彰。
 - ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイトの運用
健康づくりに関する情報を集約したウェブサイトを活用。
 - 健康21世紀福岡県大会の開催
関係団体が連携して「健康21世紀福岡県大会」を開催し、健康づくり意識を高めるための健康測定や情報発信等を実施。
 - 久山町研究を活用した健康づくりの推進
久山町研究^{*}の成果に基づき自分で健康度を確認できるウェブサイトの運営、情報発信。(一部R4重点)
*久山町と九州大学が全国平均とほぼ同じ年齢・職業分布を持つ久山町の住民を対象に、日本人の脳卒中の実態解明を目的として、昭和36年に開始した疫学調査。

- <特定健診の受診率向上>
- 健康づくり実践アドバイザー派遣事業
中小事業所に保健師等の健康に関する専門家を派遣し、従業員の健康づくりに向けたアドバイス等を実施。
 - 健康測定機器を活用した健(検)診の受診勧奨の実施
市町村等のイベント等に健康測定機器を貸出し、健康づくりに向けた意識啓発と健(検)診の受診勧奨を実施
 - ナッジ理論を活用した特定健診受診率向上に向けた普及啓発
自然と特定健診を受けたい気持ちになる、訴求力の高い広告をSNS等で発信 (R4重点)

- <食生活の改善>
- 「県庁地下食堂ホール」における食生活改善の取組み
県庁地下食堂で、減塩レシピ等のチラシ、リーフレットの配布や啓発動画を放映。
 - ヘルシーはおいしい!福岡の食で健康づくり事業
塩の代わりに香辛料等で味付け、簡単に作れることをコンセプトとするレシピ(満福レシピ)を開発、発信。(R4重点)

- <運動習慣の定着>
- アプリを活用した健康ポイント事業の実施
「ふくおか健康ポイントアプリ」を活用し、歩数増加などへのモチベーションを高める。
 - 県民の運動習慣の定着に向けたスロージョギングの普及
効果的な有酸素運動であるスロージョギングの普及に向け、普及員フォローアップ研修や県民向け体験会を開催。
 - 市町村の取組支援
市町村が実施するスロージョギング、ウォーキング、ケア・トランポリン教室を開催する経費を助成。(一部R4重点)
 - 県民健康ウォークの開催
県医師会が、健康スポーツ医が健康相談に応じながら歩く「県民健康ウォーク」を市町村と共催する経費を補助。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全般	平均寿命 男性	目標	目標:(R4)平均寿命の増加分を上回る健康寿命の延伸					
	女性	実績	実績(男性):H22年79.36年、R1年81.24年(延び1.88年) (女性):H22年86.49年、R1年87.47年(延び0.98年)					
	健康寿命 男性	目標	注:都道府県の健康寿命は3年に1回、2年前の状況が発表される。令和4年の状況は令和6年に発表される予定。					
	女性	実績	実績(男性):H22年69.67年、R1年72.22年(延び2.55年) (女性):H22年72.72年、R1年75.19年(延び2.47年)					
特定健診	特定健診実施率	目標	目標:70%以上 実績:H22年39.0% → R3年51.9%					
	特定保健指導実施率	目標	目標:45%以上 実績:H22年14.3% → R3年26.0%					
食生活	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上がほぼ毎日の者の割合(20歳以上)	目標	目標:(R4)80% 実績:H23年68.6% → R4年71.1%					
	食塩摂取量	目標	男性 目標:(R4)8g 実績:H23年10.8g → R4年10.0g					
		実績	女性 目標:(R4)7g 実績:H23年8.9g → R4年8.7g					
	野菜摂取量(20歳以上)	目標	目標:(R4)350g 実績:H23年259g → R4年253g					
運動習慣	運動習慣がある者の割合	目標	20~64歳男性 目標:(R4)36% 実績:H23年30.4% → R4年22.7%					
		実績	20~64歳女性 目標:(R4)33% 実績:H23年29.1% → R4年12.7%					
	日常生活の歩数	目標	20~64歳男性 目標:(R4)9,000歩 実績:H23年7,839歩 → R4年7,318歩					
		実績	20~64歳女性 目標:(R4)8,500歩 実績:H23年7,305歩 → R4年6,395歩					

【成果指標の設定根拠】

- ・目標である「平均寿命を上回る健康寿命の増加」を測定するため、「平均寿命」と「健康寿命」を設定。
- ・自分の健康リスクに気づくための特定健診については「特定健診実施率」を設定。さらに、健康リスクがある者に対して実施している「特定保健指導」についても設定。
- ・食生活の改善については、バランスの良い食事の摂取に係る「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上がほぼ毎日の者の割合」「食塩摂取量」「野菜摂取量」を設定。
- ・運動習慣については、「運動習慣がある者の割合」「日常生活の歩数」を設定。

【目標値の設定根拠】

- ・いずれも、福岡県健康増進計画に定める目標を設定

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・特定健診の受診率向上は、令和4年度重点施策のナッジ理論に基づくSNS広告(広告630万発信し、約14000人が特定健診HPを視聴)等の取組により改善しているが、目標未達。
- ・食生活の改善は、令和4年度重点施策の満福レシピの発信等の取組により横ばい又は改善しているが、目標未達。
- ・運動習慣の定着は、スロージョギングやケア・トランポリン教室等開催経費助成等の取組を行ったが、悪化している。

(要因)

- ・特定健診の受診率向上については、SNS発信が短期間でであり多くの県民に届いていないことが要因と考えられる。
- ・食生活の改善については、野菜や食塩摂取量について県民へ直接啓発する取組が不足していたことが要因と考えられる。
- ・運動習慣の定着については、コロナ流行による外出自粛等により教室への参加意欲が低下したことや、日常的な運動習慣が途切れたこと等が要因と考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

- ・無

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・SNSを活用して、多くの県民に直接広告を届けるよう工夫した。
- ・県民に人気がある芸能人を起用して、食生活への関心が高まるよう工夫した。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	44,096	59,572	70,983	時間	6,480	4,824	4,824
(うち一般財源)	21,877	32,815	46,526	人件費(千円)	26,167	19,480	19,480

5 見直しの内容

継続 拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小 終了 完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止

【上記の理由】

- ・QOLの向上や医療費の適正化につながる「健康寿命」を延伸するためには、効果的な取組を継続的に実施する必要があるため。

【見直し内容】

- ・「ふくおか健康ポイントアプリ」の利用者を増加させ、ウォーキング等の運動習慣定着を促すとともに、アプリの情報発信機能により、効果的な運動、健診受診や食生活改善の必要性について、効果的な啓発を実施していく。(+15,103千円(R5重点分))
- ・併せて、身近な場所で気軽に運動できる環境整備に係る取組等も推進していく。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	てんかん地域診療連携体制整備事業		部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	R4
-----	------------------	--	-------	------------------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	2	こころの健康づくりの推進	具体的な取組	1	こころの健康づくりの推進

1 事業のねらい・目的

てんかん患者やその家族が安心して専門的な治療を受けることができるよう、てんかん支援拠点病院を選定し、地域における診療連携体制を整備するとともに、てんかんに対する正しい理解促進を図る。

2 事業概要

九州大学病院を「福岡県てんかん支援拠点病院」に指定し、以下の業務を実施する。

①てんかん治療医療連携協議会の設置・運営

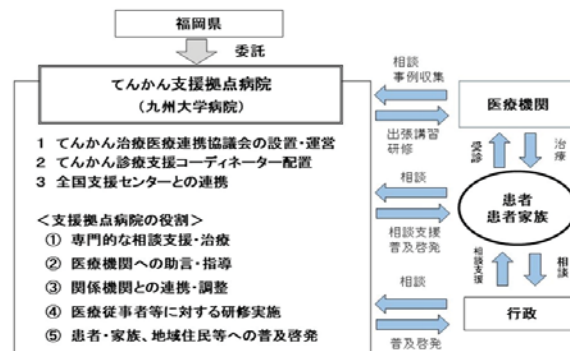
- ・事業計画の策定
- ・事業効果の検証
- ・問題点の抽出
- ・治療、支援方法の検討

②てんかん診療支援コーディネーター配置

- ・てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援
- ・管内の医療機関等への助言・指導
- ・関係機関(精神保健福祉センター、管内の医療機関、保健福祉(環境)事務所、市町村等)との連携・調整
- ・医療従事者、関係機関職員、てんかん患者及びその家族等への研修の実施
- ・てんかん患者及びその家族、地域住民等への普及啓発

③全国支援センターとの連携

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8
てんかん医療機関の連携数	目標	42	57	57	57	57
	実績	27	-	-	-	-

【成果指標の設定根拠】

- ・てんかんは、乳幼児から高齢者までいずれの年齢層でも発症し、診療科が多岐にわたるが、診療科間での連携がとりづらいことが課題となっている。
- ・誰もが身近な地域で専門的な治療が受けられるようにするためには、県内の診療連携体制を整備する必要があるため、てんかん医療機関の連携数を指標とした。

【目標値の設定根拠】

- ・県内でてんかんの専門診療が可能な医療機関数(「てんかん支援ネットワーク」に掲載されている医療機関数)

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・事業期間が3か月と短かったため、目標は達成できなかったものの、てんかん治療医療連携協議会の開催やてんかん診療支援コーディネーターの設置等、てんかん支援の環境整備が図られた。

(要因)

- ・事業開始（契約締結）が令和5年1月であったため。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・医療機関を対象とした研修会等を通して、県内のてんかん診療連携ネットワーク拡大を図っている。
- ・てんかん治療医療連携協議会において幅広い意見を取り入れるよう努めている。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	3,200	3,901	3,901	時間	240	240	240
（うち一般財源）	785	1,951	1,951	人件費（千円）	970	970	970

5 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

県内におけるてんかん診療の連携体制整備は喫緊の課題であり、引き続き取り組んでいく必要があるため。

【見直し内容】

- ・てんかん治療医療連携協議会の委員を増員し体制強化を図る。
- ・拠点病院が実施する出張講習や研修会の案内を強化し、さらなる医療ネットワーク構築を図る。
- ・啓発リーフレットの配布先を拡大し、てんかん患者及びその家族等への周知をさらに強化する。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	自殺対策事業 (自殺予防SNS相談事業)		部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	R4
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	2	こころの健康づくりの推進	具体的な取組	2	自殺対策の推進

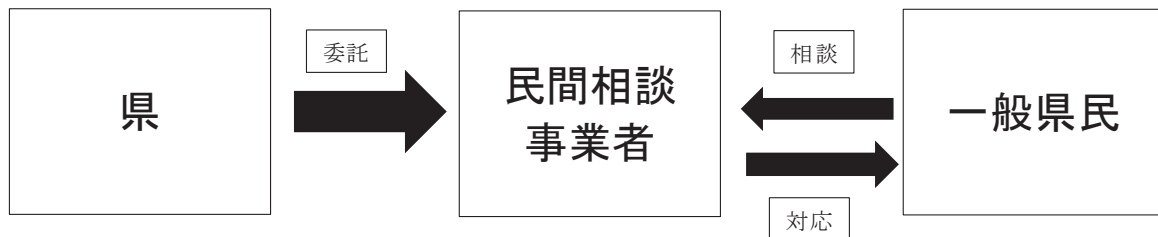
1 事業のねらい・目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、本県の自殺者数は令和2年度から増加傾向に転じており、中でも若い世代の増加が目立つことから、若い世代の特性も踏まえ、SNS相談窓口を設置し、相談対応を充実させることにより、自殺者数の増加を抑制する。

2 事業概要

従来の電話相談窓口「ふくおか自殺予防ホットライン」に加え、メッセージアプリ「LINE」を用いた自殺予防SNS相談窓口「きもちよりそうライン@ふくおかけん」を設置することで、年齢性別を問わず誰もが利用しやすい相談体制を整備する。
(開設日時) 月・木/16:00~19:00

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R8
自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数) (総合計画)	目標	15.9	15.4	15.0	14.5	14.0	12.5
	実績	15.0	16.3	16.8	17.4		

【成果指標の設定根拠】

国は「自殺総合対策大綱」において、「自殺死亡率」を成果指標として設定しているため、本県においても成果指標 (総合計画) として設定する。

【目標値の設定根拠】

国は「自殺総合対策大綱」において、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとしているため、本県においても平成27年の自殺死亡率17.8と比べて30%以上低い12.5を令和8年の目標値 (総合計画) として設定する。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

SNS相談窓口においては5,058件(R4年度)の相談があり、特に若い世代向けの相談体制を確保することができたものの、成果指標(自殺死亡率)の目標値は達成することができなかった。

(要因)

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じ、自殺につながりかねない問題が深刻化していると考えられるため。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

SNS相談窓口の案内カードを県内の小・中学校や特別支援学校等に直接配布する等、効果的な周知・啓発に努めている。
また、SNS相談窓口の委託先事業者から、対応困難事例の相談を随時受け付け、対応方針等を個別に検討することにより、効率的な相談窓口運営に努めている。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	24,390	24,771	24,771	時間	250	250	250
(うち一般財源)	6,098	12,386	12,386	人件費(千円)	1,010	1,010	1,010

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

令和4年度は、事業を開始した令和4年7月～令和5年3月までの期間に、5,058件の相談実績があり、SNS相談利用者の不安解消等に寄与していると考えられるため、引き続き事業を実施する。

【見直し内容】

SNS相談窓口の案内カードの配布先の反応等を検証し、より効果的な周知・啓発の方法を検討する。

(様式1号)

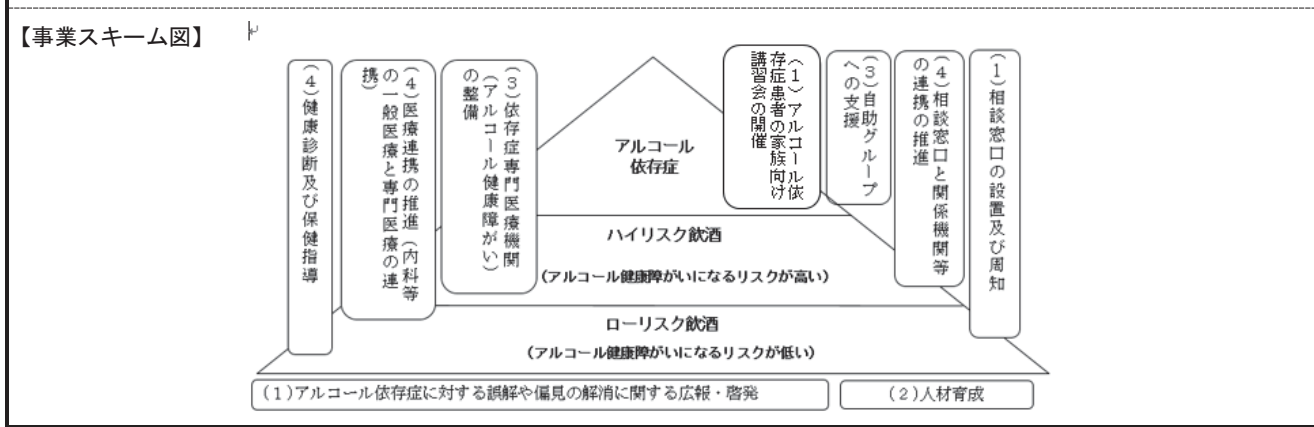
R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	アルコール依存症支援事業		部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	2	こころの健康づくりの推進	具体的な 取組	3	依存症対策の推進

1 事業のねらい・目的
 アルコール健康障がいに関する正しい知識の普及、アルコール依存症の予防のための飲酒行動改善の取組、アルコール依存症の早期発見と相談、医療へのつなぎを促進し、アルコール依存症者及びその疑いのある者を減少させることにより、県民の健康増進を図る。

2 事業概要

- アルコール依存症講習会の開催
 - 事業主を対象に、アルコール依存症の従業員の早期発見や対応方法などを習得する講習会を開催する。
 - アルコール依存症者を持つ家族を対象に、アルコール依存症者への適切な対応方法を習得する講習会を開催する。
- 人材育成
 - 市町村、事業所等において保健指導を行う者を対象に、アルコール健康障がいや減酒支援に関する研修を実施する。
- 相談支援体制の強化
 - 自助グループの会員（特に相談対応を行う者）を対象にした研修会を開催し、自助グループの相談体制の強化を図る。
- アルコール健康障がいに関する早期発見・早期治療促進事業
 - 一般科医を対象にアルコール健康障がいや専門医との連携方法に関する研修を行い、アルコール依存症等の早期発見、専門機関への早期受診、早期治療を促進する。
 - 若い世代（大学生等）がアルコール健康障がいや適正飲酒に関する正しい知識を得られるよう、大学の保健管理担当者への研修を開催するとともに、ガイドブックを随時改定の上配布する。



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
相談者のうち専門医療機関の受診につながった人数	目標	19	19	17	12	16	16
	実績	13	15	10	5		
一般科医と専門医の連携促進のための研修受講者数 (累計)	目標	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700
	実績	1,486	1636	1958	2,287		

【成果指標の設定根拠】
 ・アルコール依存症に関する正しい知識を普及させることにより、アルコール依存症の疑いがある者やその家族が保健所等に相談することに繋がる。さらに治療の必要があると判断した者を専門医療機関に結びつけることで早期発見・早期治療へ繋がるため、「相談者のうち専門医療機関への受診につながった人数」を成果指標とする。
 ・国の報告書によると、アルコール依存症に該当する者（AUDIT20点以上の者）の多くが何らかの医療機関を受診しているが、専門の医療機関を受診している者は約2割にすぎないとされている。そのような者を専門医に繋げていくために、県内の内科医師等（約3千人）に対して、計画的な研修を行う。研修受講者数を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】
 ・前年度、アルコール依存症の疑いのある者やその家族からの保健所等への相談件数（面接）の10%相当を目標値とする。
 ・県内の内科医師等の約3千人に対して計画的に研修を行い、3,000（人）÷10（年）＝300/年を目標値とする。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・保健所等の相談対応（保健指導）支援者向けにアルコール健康障がいや支援に関する研修を実施しているが、専門医療機関の受診につながった人数について、目標を達成することができなかった。
- ・一般科医と専門医の連携促進のための研修受講者数については、研修をハイブリッド形式で開催するなど、受講しやすいよう計画的に研修を実施したため、目標を達成することができた。

(要因)

- ・相談者のうち専門医療機関につながった人数が目標を下回っているのは、家族からの相談が多く、患者本人を専門医療機関の受診へつなぐことに時間を要しているためと考えられる。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大による外出制限も影響したと考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

(効率的な事業の実施に向けた工夫)

- ・若い世代向けに作成している適正飲酒ガイドブックを大学に配布するとともに、健康管理を担当する職員等に対する研修を継続して開催している。学内でのアルコール健康障がいに関する知識の普及啓発等の取組につながることで、若い世代のアルコール依存症や将来にわたるアルコール健康障がいの発生予防につなげていく。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	3,723	5,278	5,289	時間	2,116	2,116	2,116
(うち一般財源)	1,520	3,326	3,330	人件費（千円）	8,545	8,545	8,545

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・アルコール依存症患者は、必ずしも専門医療機関を受診しているのではなく、一般科医を受診している者も多いと考えられるため、引き続き一般科医に対し専門医との連携促進を促すとともに、若年層をはじめとするアルコール関連問題の普及啓発等を行う必要がある。

【見直し内容】

- ・医療機関だけではなく自助グループの紹介等を行うことにより、個々の状況に応じた適切な支援につなげていく。

事業名	飲酒運転撲滅条例適性飲酒指導事業 (飲酒運転違反者に対する受診等義務の履行促進事業)	部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H30
-----	---	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	1	暴力団壊滅、飲酒運転撲滅及び性暴力根絶の対策の推進	具体的な取組	2	飲酒運転撲滅対策の推進

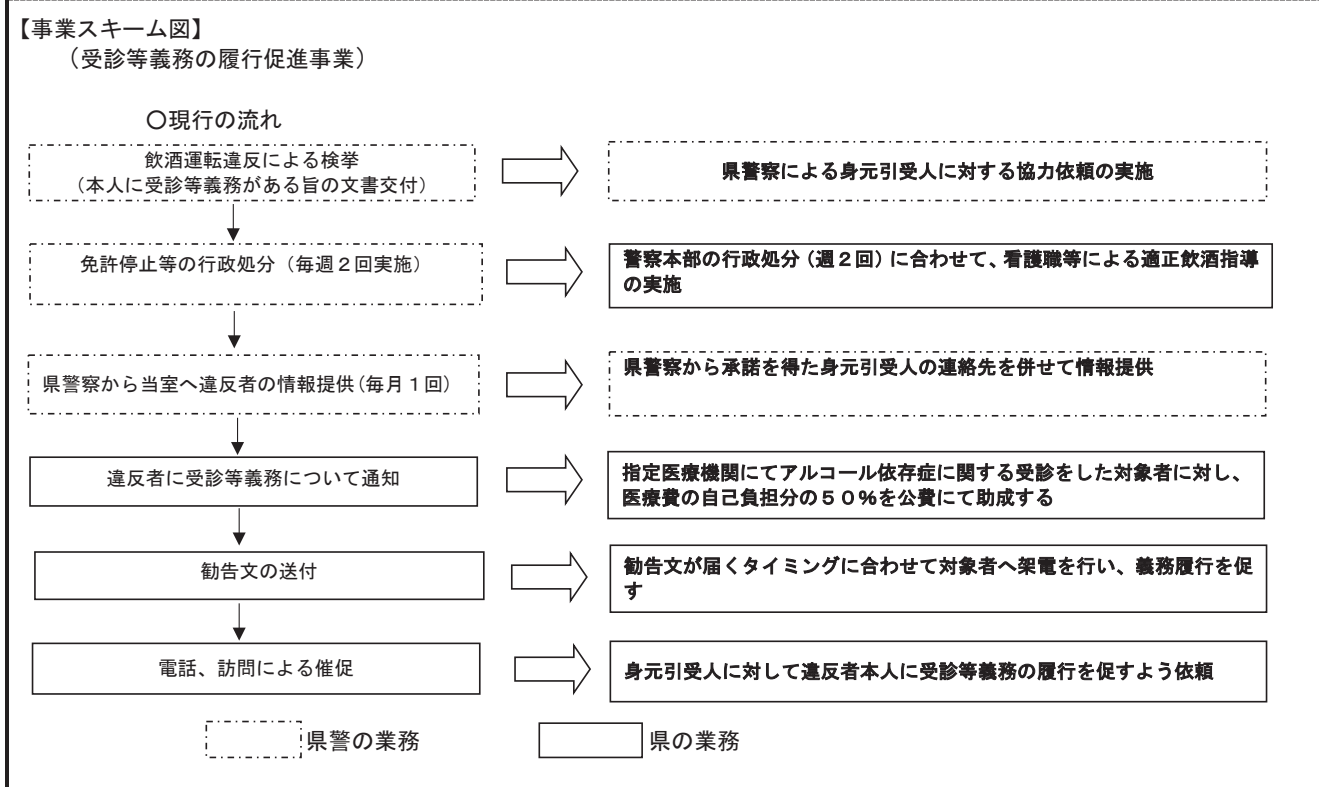
1 事業のねらい・目的

飲酒運転違反者の中には、不適切な飲酒によりアルコール依存症等を患っている者がいることから、それらの者を治療や指導に結びつけ、再犯を防止することにより、飲酒運転撲滅対策を推進する。

2 事業概要

○ 飲酒運転違反者に対する受診等義務の履行促進事業

- ・ 県警本部での週2回の行政処分に合わせて、県警による意見聴取の上、処分が決定した1回目の飲酒運転違反者を行政棟に当室職員が誘導し、その場で看護職等による適正飲酒指導を実施する。
- ・ 飲酒運転違反者が検挙された際、身元引き受けに来た身元引受人に対し、警察官から受診等義務の履行を促すよう協力依頼を行う。
- ・ 受診等義務未履行者に対して勧告文を発送し、勧告文が届くタイミングに合わせて、対象者へ架電を行い、義務履行を促す。
- ・ 指定医療機関にてアルコール依存症に関する受診をした対象者に対し、1人1回、医療費の自己負担分の50%を公費にて助成する。



3 成果指標及び進捗状況

成果指標			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
受診等報告義務履行率 (累計)	1回目	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	違反者	実績	59.5%	59.6%	61.0%	62.0%	62.8%		

【成果指標の設定根拠】
福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例において、飲酒運転違反者に対する受診等の義務を課しているため、成果指標として、受診等報告義務履行率を設定したものの。

【目標値の設定根拠】
福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例において、飲酒運転違反者に対する受診等の義務を課している。したがって、全違反者が義務を履行すべきものであるため、目標値を100%に設定したものの。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・ 1回目の飲酒運転違反者の受診報告義務履行率は緩やかに上昇しているものの、目標である100%を下回っている。
- ・ 県警察本部にて行われる行政処分の聴聞に合わせて、県庁で適正飲酒指導を行っている。聴聞参加者のうち約9割は県庁での適正飲酒指導を受講しているため、義務履行率の向上に繋がっている。しかし、違反者の3/4は聴聞に参加しないため、義務履行率は毎年0～1ポイントの上昇に留まっている。
- ・ 今後も継続して義務履行率の向上を目指す必要がある。

(要因)

- ・ 飲酒運転違反者に対する義務通知の際や勧告通知に合わせて行う架電での受診等の催促の際に、条例について周知を図っているが、中には規範意識の低い違反者がみられ、その者に対する催促(文書、電話等)について十分な効果が得られていない。
- ・ 規範意識の低い違反者は聴聞に参加することも少なく、直接条例について説明する機会がほとんどない。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・ 県警察本部で実施される違反者等の聴聞日に合わせて、当室職員が飲酒運転撲滅条例の受診等義務について説明することにより、参加者の約9割を適正飲酒指導につなげている。
- ・ 条例に基づく指定医療機関を県内13の全保健医療圏26医療機関に拡大し、身近な地域での受診機会の充実を図っている。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	6,914	6,995	6,995	時間	4,125	4,125	4,125
(うち一般財源)	6,914	6,995	6,995	人件費(千円)	16,657	16,657	16,675

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ 不適切な飲酒の影響によるアルコール健康障がい等は、本人の健康問題であるだけでなく、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等、家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いため、飲酒運転違反者に対し引き続き啓発・指導等を実施する必要がある。
- ・ 令和4年度の飲酒運転事故発生件数は、91件(前年-3件)で全国ワースト6位という状況である。飲酒運転違反者等の中にはアルコール依存が疑われる者や飲酒行動に問題がある者が相当数存在することから、アルコール依存症に関する受診機会の充実を図る必要がある。

【見直し内容】

- ・ 県警察本部と連携して聴聞時や各免許試験場にて、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例及び飲酒運転違反者に対する受診等義務の周知に努める。
- ・ 飲酒運転違反者等の受診や適正飲酒指導を促進するとともに、受診費用の助成制度を活用し、治療への誘導を図る。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	若年女性がん検診促進事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R4
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	15	科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 がん教育、がんに関する知識の普及啓発

1 事業のねらい・目的
 県民にとってより身近な大学、事業所等と連携し、コロナ禍における県民の受診控えのマインドを一掃する取組を実施する。

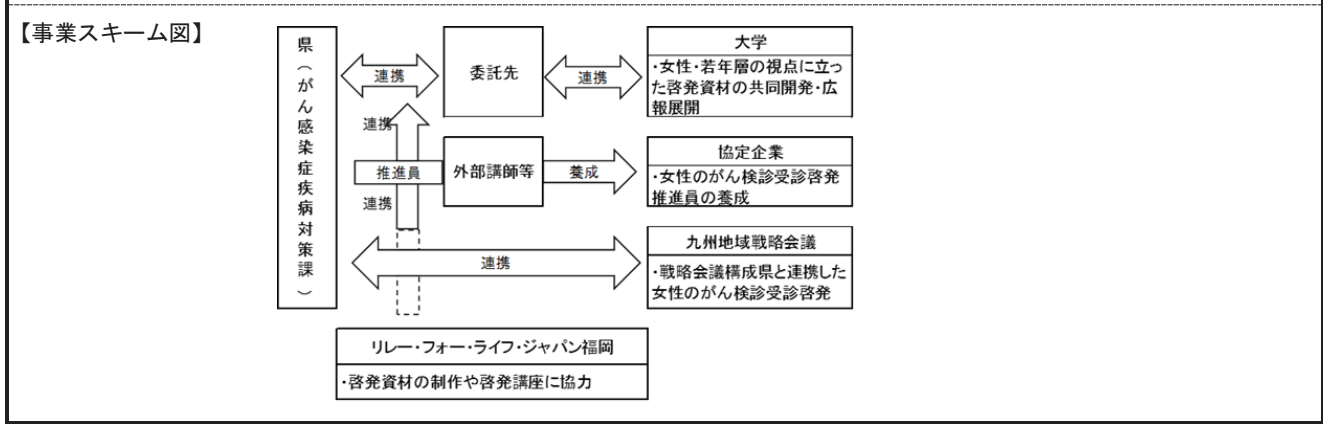
2 事業概要

(1) 県内大学と連携した受診勧奨の取組
 ・女子学生と県が共同で「Cプロジェクト」を設置し、女性・若年層の視点に立った情報発信方法や、啓発資材のデザイン等を企画・立案・実施
 ・大学等の学生を対象に、啓発講座及び市町村と連携した出張子宮頸がん検診を実施

(2) 事業所等と連携した受診勧奨の取組
 ・福岡県がん対策推進企業等連携協定締結企業の女性保険外交員を対象にがん検診の重要性を学ぶ養成講座を実施し、修了者を「女性のがん検診受診推進員」に認定
 ・10月のピンクリボン月間に、協定企業と連携した啓発イベントを開催

(3) 九州各県と連携した受診勧奨の取組
 ・九州地域戦略会議構成県と連携し、女性のがん検診受診啓発を実施

※リレー・フォー・ライフ・ジャパン福岡との連携
 ・上記(1)及び(2)で実施する啓発資材の企画・制作や講演等について、がん経験者や医療従事者等に協力を依頼
 ・また、「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業」の登録事業所にリレー・フォー・ライフ・ジャパン福岡の参加を働きかけ



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H25	H28	R1	R4	R7	R5 (目標)
各がん検診の受診率	胃	目標	—	—	—	—	50.0%
		実績	36.4%	38.2%	40.5%	40.4%	—
	肺	目標	—	—	—	—	50.0%
		実績	36.2%	40.9%	44.5%	44.4%	—
	大腸	目標	—	—	—	—	50.0%
		実績	32.1%	36.4%	38.5%	42.1%	—
	子宮	目標	—	—	—	—	50.0%
		実績	40.0%	37.9%	39.6%	42.6%	—
	乳	目標	—	—	—	—	50.0%
		実績	39.4%	40.9%	44.3%	44.7%	—

※国民生活基礎調査による3年ごとの受診率 (次回はR7年調査)

【成果指標の設定根拠】
 当事業は全国に比べ低位であるがん検診受診率を向上させるため取り組む事業であることから、福岡県の各がんの検診受診率を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】
 H29年度に策定した「がん対策推進計画」において「がん検診の受診率50%以上」を目標としている

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

若年女性がん検診促進事業として、本県の令和4年子宮頸がん検診の受診率は、令和元年と比較して上昇し、かつ全国順位は40位から28位と大幅に上昇しており、施策と受診率の相関が確認できる。

(要因)

- ・県内大学の女子学生と共同で啓発資材を開発し、制作資材を大々的に告知・展開したことで、若年女性に効果的にリーチできたこと
- ・県内企業の女性従業員に必要な知識を研修し、女性のがん検診受診推進員に認定し、推進が県民に個別に働きかけを行うことで、県民1人1人に直接訴えることができたこと
- ・九州各県と連携した女性のがん検診受診啓発のイベントを実施したことで、広く九州全体にがん検診受診の働きかけを行えたこと 等

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・本事業で製作する、特設サイト・啓発パンフレット・啓発グッズ等については、単年度活用でなく、継続して掲載・配布していくことで、事業効果の持続を図っている。
- ・企業の女性従業員養成講座についても、単年度研修で終了でなく、次年度以降も繰り返し、研修を行っていくことで、知識の定着化を図り、継続的な県民への啓発活動を促している。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	16,029	16,029	16,029	時間	742	742	742
(うち一般財源)	8,015	8,015	8,015	人件費(千円)	2,997	2,997	2,997

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

第3期福岡県がん対策推進計画において「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」は全体目標の1つの柱として位置づけられており、県民のがん検診受診率向上に関する本事業について継続して実施していく必要がある。

【見直し内容】

- ・連携する大学を毎年度変更していくことで、取組の効果を県内大学に派生させていく
- ・がん検診の重要性を学ぶ養成講座の対象企業を拡大することで、認定する推進員数が拡大し、県民に啓発を行う機会の拡大を図る

事業名	がん検診受診率向上対策事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な 取組	2 3 4	患者本位のがん医療の実現 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 働く世代のがん患者支援の充実

1 事業のねらい・目的

- ・全国に比べ低位であるがん検診受診率を向上させるため、県民、患者会や企業、政令市と連携し、受診促進の啓発活動を行っていくことが必要。
- ・企業等での出前講座を実施し、がん検診受診促進の取組を行う。

2 事業概要

(1) がん検診推進事業

- ①「働く世代をがんから守るがん対策サポート事業」の登録事業所における受診率は、県全体の受診率に比べて高いことから、当該事業への登録を増やし、その取組みに対する支援を充実させることで、県全体の受診率向上を図るもの。
(内容) … 「働く世代をがんから守るがん対策サポート事業」への支援
 - ・電子メールを活用した情報提供
 - ・がん検診啓発資材の無償提供
- ②「がん対策基本法」の策定や「福岡県がん対策推進計画」の改訂を好機と捉え、県民、事業所、市町村、県が一丸となってがん検診の受診率向上に取り組む機運の醸成を図るため、「働く世代をがんから守るがん対策推進大会」を開催。
(内容) … 登録事業所による優良事例発表
 - ・著名人によるトークショー
 - ・がんに関する基調講演

(2) 企業と連携したがん予防啓発事業

- がん予防の取組みを行う企業等と県が「福岡県がん対策推進企業等連携協定」を締結し、検診の受診促進を図る。
(協定企業等)
百貨店、銀行、放送局、新聞社、ホテル、保険会社等
(協定企業等への支援)
- ・がん検診等に関する情報提供
 - ・研修への講師の派遣
 - ・協定企業等におけるがん対策を推進するリーダー養成研修会の開催
 - ・県のHPや広報誌への協定企業等の名称や取組み等の掲載
 - ・協定企業等の商品や広告に協定企業である旨の表示を認める

(3) がん検診啓発事業

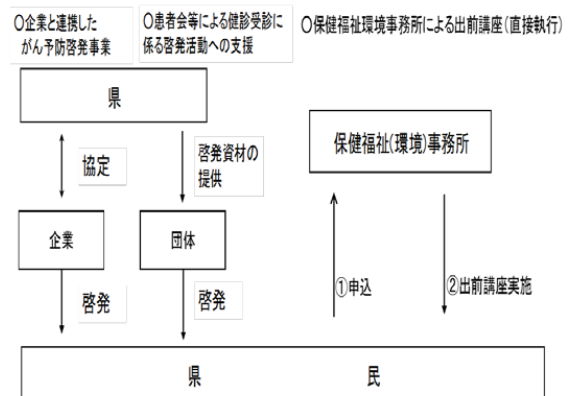
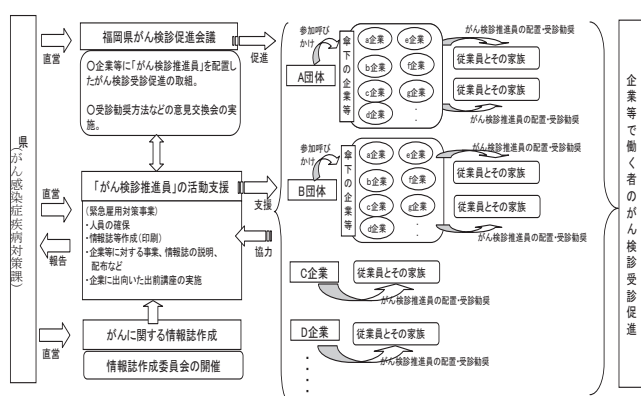
- 患者会等による検診受診に係る啓発活動への支援
(内容) … リフレットなどの啓発資材を県が作成し、患者会等に提供
- ・保健福祉環境事務所による出前講座の実施(各8回)
 - ・県・市町村職員合同会議(研修会)の実施(年1回)

(4) がん検診受診率向上事業

- 外部講師による中学校における講演会の実施
(内容) … 命の尊さ、家族等への思いやりを伝え、学んでもらうため、「がん」を題材として講演する外部講師を県下の中学校へ派遣する。
- ・県下の市町村の全中学校205校(政令市除く)で実施(約40校/年×5か年)
 - ・外部講師に対する研修の実施(年2回)
 - ・生徒が講演で感じた想いをメッセージカードに記入し、親等大切な人へ伝え、がん検診の受診を勧奨

【事業スキーム図】

福岡県がん検診推進事業(がん検診受診率向上対策)概要図



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H25	H28	R1	R4	R7	R5 (目標)	
各がん検診の受診率	胃	目標	—	—	—	—	50.0%	
		実績	36.4%	38.2%	40.5%	40.4%	—	—
	肺	目標	—	—	—	—	—	50.0%
		実績	36.2%	40.9%	44.5%	44.4%	—	—
	大腸	目標	—	—	—	—	—	50.0%
		実績	32.1%	36.4%	38.5%	42.1%	—	—
	子宮	目標	—	—	—	—	—	50.0%
		実績	40.0%	37.9%	39.6%	42.6%	—	—
	乳	目標	—	—	—	—	—	50.0%
		実績	39.4%	40.9%	44.3%	44.7%	—	—

※国民生活基礎調査による3年ごとの受診率（次回はR7年調査）

【成果指標の設定根拠】

当事業は全国に比べ低位であるがん検診受診率を向上させるため取り組む事業であることから、福岡県の各がんの検診受診率を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

平成29年度に策定した「福岡県がん対策推進計画（H30年～R5年度）」において「各がん検診の受診率50%以上」を目標としているため。

【令和4年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

働く世代をがんから守るがん対策サポート事業や企業と連携したがん予防啓発事業などの取組により、以前と比較して受診率は上昇傾向にあるが、目標値の50%には達していない。

（要因）

令和元年度のがん対策・たばこ対策に関する世論調査では、検診に行かない理由として、「時間がないから」「健康に自信があり必要性を感じないから」「いつでも病院に行けるから」などの順になっている。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

【効果的な事業の実施に向けた取組の工夫】

- ・がん検診に積極的な県内の事業所を募集・登録し、その取組みに対する支援を充実させることで、県全体のがん検診受診率の向上を図ることができる。
- ・営業活動での顧客訪問など、県民と接することの多い生命保険会社等と連携協定を締結することで、福岡県のがん検診に関する情報を掲載したチラシ等を効率よく県民に配布することができる。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	8,767	10,154	10,601	時間	977	977	977
（うち一般財源）	4,384	5,078	5,301	人件費（千円）	3,946	3,946	3,946

5 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

国民生活基礎調査の結果より、福岡県のがん検診受診率は依然として全国的に比べ低いことが明らかになっている。がん検診受診率の低い「働く世代」へ働きかけることは、がん検診受診率の向上に寄与すると考えられる。

年齢階級別受診率(福岡県)

	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上
胃がん	—	—	4.3%	4.3%	6.7%	8.5%	9.7%	3.1%
大腸がん	3.5%	3.1%	3.5%	3.9%	6.1%	9.5%	11.5%	4.8%
肺がん	2.8%	2.4%	2.6%	2.9%	4.6%	7.9%	9.7%	3.6%

令和3年度地域保健・健康増進事業報告

【見直し内容】

- ・がんに関する情報（基本的知識、専門医療機関等）と併せて、がん検診の情報を掲載する専用サイトを制作（+2,754千円）
- ・働く世代をがんから守るがん対策推進大会の見直し（+3,200千円）
- ・外部講師による中学校における講演会の終了（▲5,507千円）
- ・引き続き、「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業」への参加登録事業所数の更なる拡大やがん対策推進企業連携協定企業と連携した県民への啓発等を実施

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	がんの治療と仕事の両立支援事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業開始年度	H30
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	2 3 4	患者本位のがん医療の実現 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 働く世代のがん患者支援の充実

1 事業のねらい・目的

- 就労に関する相談支援体制の充実により、がん患者が治療をしながら働き続けることができる。
- がん患者が治療をしながら働き続けられる環境を整備することで、事業所も知識や経験を有する人材を失うことなく活用することができる。
- がんの治療と仕事の両立を社会全体で支援する体制を整備することで、がんの治療と仕事を両立しやすい社会が醸成される。

2 事業概要

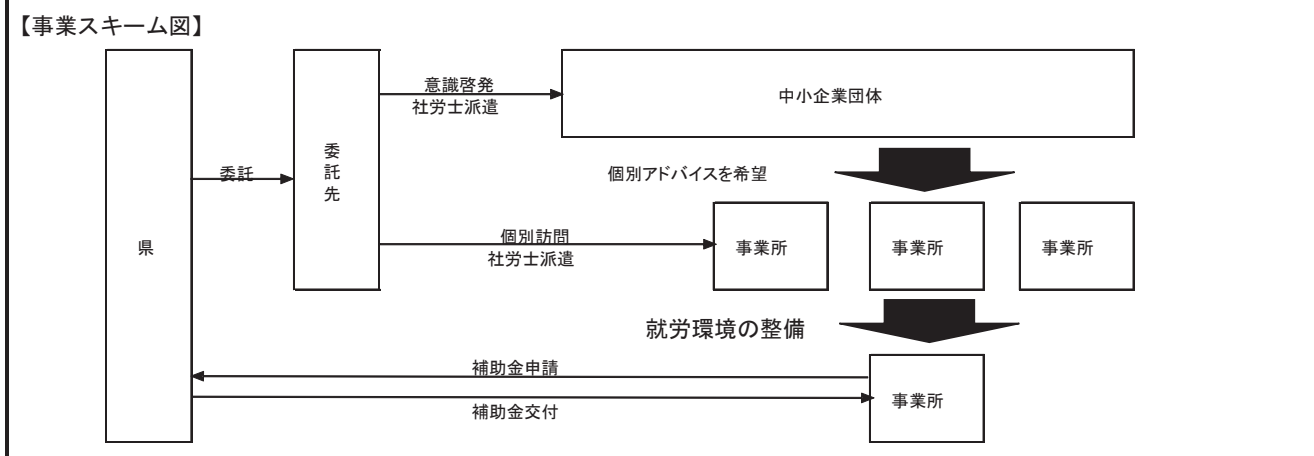
治療と仕事の両立支援員(社会保険労務士)による、事業主や人事労務担当管理職に対する意識改革を行い、事業所の就労環境の整備にかかる支援を行う。

(1) がん患者の就労継続のための事業主、管理職の意識啓発の促進

① がん患者の就労継続のための事業主、管理職の意識改革の促進
支援員を働き方改革に積極的に取り組んでいる企業が集まる場に派遣し、事業主や人事労務担当管理職に対し、就業規則を見直したモデル事例や両立支援の意義を説明。説明後に、個別アドバイスが必要か否かを把握。

② 個別アドバイザー派遣
①で個別アドバイスを受けたいと回答した事業所に対し、当該事業所の就業規則を見て、具体的な見直し(深夜勤務、時差出勤、半休制度等の導入等)の方針についてアドバイスを実施。また、両立支援に伴う就業規則の見直し等に要する経費補助の詳細を説明。

(2) がんの治療・介護と仕事の両立を可能とする就労環境の整備支援
がんの治療と仕事の両立を支援するため、従業員のがんの治療と仕事の両立を支援するため、在宅勤務環境の整備やがん患者の新規雇入れ等、就労環境の整備に要する費用について助成。



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6
がん患者が治療と仕事を両立しやすい職場環境について配慮している事業所数	目標	100件	100件	50社	50社
	実績	64件			

(成果指標の設定根拠)

- ・当該事業は、個別アドバイスを希望した事業所に対し、社会保険労務士を派遣し、当該事業所の就業規則を見て、具体的な見直し(深夜勤務、時差出勤、半休制度等の導入等)の方針についてアドバイスを実施。アドバイス実施後に実際に「職場環境について配慮している事業所数」を事業の指標として設定する

【目標値の設定根拠】

- ・両立支援アドバイザーを派遣した事業所(各年度200社(令和5年度からは各年度100社))において、がん患者が治療と仕事を両立しやすい職場環境について配慮している事業所が50%以上(100社(令和5年度からは50社))となることを目標とする。なお、実績値については、アドバイザーを派遣した翌年度にフォローアップとして調査しているため、1年遅れで報告される。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)
 就業規則の見直しを必要とする業種への集中的な周知が及ばず目標件数に届かなかったものの、治療と仕事の両立に関するアドバイザー派遣体制を充実させることにより、治療をしながら働き続けることができ、がん患者の生活の質の向上及び事業所におけるがん・がん患者への理解の促進に寄与したと考えられる。

(要因)
 ・社会保険労務士が社会保障制度（傷病手当金や障害基礎年金等）を説明し、事業所の就業規則を確認した上で、勤務・休暇制度について、事業所の人事担当者等に助言を行ったこと

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
 無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
 ・JC福岡をはじめとした企業団体等に対して、本事業を周知することで、事業効果の持続を図っている。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	3,885	11,120	6,604	時間	488.5	488.5	488.5
(うち一般財源)	2,093	7,685	4,627	人件費（千円）	1,973	1,973	1,973

5 見直しの内容

継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小
 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止

【上記の理由】
 第3期福岡県がん対策推進計画において、「働く世代のがん患者支援の充実」は全体目標の1つの柱と位置付けている。がん患者が働きながら治療を受けられる環境を整備し、がんになっても働くことができる社会の構築を図る。

【見直し内容】
 ・アドバイザーの派遣については、これまでの実績を踏まえ、中小企業団体台合等への派遣回数を50回から25回に、事業所への個別アドバイザー派遣数を200社から100社とし、経費を2,916千円削減する。
 ・がんの治療と仕事の両立を支援するため、従業員のがんの治療と仕事の両立を支援するため、在宅勤務環境の整備やがん患者の新規雇い入れ等、就労環境の整備に要する費用について助成については、これまでの実績を踏まえ、5事業所から3事業所とし、1,600千円削減する。

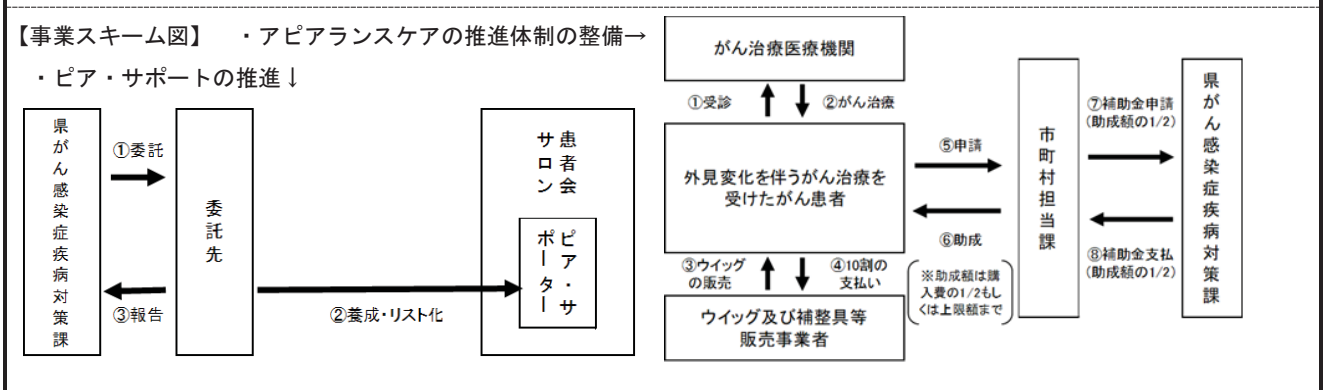
(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	がん患者の社会参加支援事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	3 4	尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 働く世代のがん患者支援の充実

1 事業のねらい・目的
 ○ がん患者・経験者やその家族等によるピア・サポート(※1)を推進するとともに、アピアランスケアの推進体制を整備することにより、がん患者の社会参加を支援する。
 ※1 同じ体験をした仲間(ピア)が相互に助け合う(サポート)こと

2 事業概要
 1) 相談支援におけるピア・サポート活用の推進
 a がんピア・サポーター(※2)養成研修の開催
 b フォローアップ研修の開催
 c がん患者・経験者向けセミナーの開催
 (2) アピアランスケア(※3)の推進体制の整備
 ① 県民の認知度向上及びアピアランスケア従事者の資質向上
 a がん患者向けセミナーの開催
 b 患者団体主催イベントへのブース出展及び体験会の実施
 c アピアランスケア医療従事者向け研修会の実施
 ② がん患者に対する医療用ウィッグ・補整具購入費への助成
 [補助対象者] がん患者(世帯収入のうち所得割課税年度額235,000円未満)
 [補助対象経費] a 医療用ウィッグの購入費 / b 補整具(胸部補整具等)の購入費
 [補助額] 1/2 [a 2万円(上限) / b 1万円(上限)]
 [経費負担] 市町村: 1/2 県: 1/2 [県補助上限額 a 1万円 / b 5千円]
 ※2 がんを自身が体験、もしくは家族等として体験し、がん患者、家族等に対してサポートを行おうとする者
 ※3 治療に伴う外見の変化に対して「医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の方の苦痛を軽減するケア」を行うこと



3 成果指標及び進捗状況

項目	成果指標	R2	R3	R4	R5	R6	R7
(1) ピア・サポートの推進	ピア・サポーターの養成者数	目標	-	30	30	30	30
		実績	0	0	23		
(2) アピアランスケアの推進体制の整備	①アピアランスケアに関する相談件数	目標	-	160	190	220	250
		実績	138	368	541		
	②制度導入市町村数	目標	-	10	15	30	45
		実績	0	1	46		

【成果指標の設定根拠】
 (1) 相談支援におけるピア・サポート活用の推進
 平成28年9月総務省「がん対策に関する行政評価・監視結果報告書」において一部の都道府県でピア・サポーターの研修が実施されていないことやがん診療連携拠点病院等(以下、「拠点病院」という)における患者サロン等でピア・サポートの受け入れが十分に進んでいない状況が指摘された。本県においても県独自の研修を開始し、県内の拠点病院において開催される患者サロン約60か所に各1~2名のピア・サポーターを養成することを当面の事業目標としたためその養成者数を成果指標に置いた。
 (2) アピアランスケアの推進体制の整備
 ①アピアランスケアに関する相談件数を成果指標に置くことで、県民へのアピアランスケアの認知度を測ることができるため。(相談件数は拠点病院の各年度現況報告書より集計)
 ②本事業の実施主体は市町村のため、助成申請・支給窓口である実施市町村の数を成果指標とした。
 【目標値の設定根拠】
 項目(1) ⇒ 養成研修が年1回開催で1回の受講者枠を30名程度としているため
 項目(2)-① ⇒ 集計始点のR2相談件数より年30~40件増加を目標としたため
 項目(2)-② ⇒ 事業開始から5年間で全市町村導入を目標としたため

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)
 (1) 相談支援におけるピア・サポート活用の推進
 目標値である養成者数を下回る結果となったが以下の要因によるため良好
 (2) アピアランスケアに関する相談件数の推進
 ①・・・目標値である190件を大きく上回る541件の相談があったため良好
 ②・・・目標値である15市町村を大きく上回る46市町村(令和5年10月時点)が導入したため良好
 (要因)
 (1) 相談支援におけるピア・サポート活用の推進
 新型コロナウイルス感染症の影響により養成研修の一部オンラインでの開催となり、受講対象者がオンライン受講可能者のみとなったことによる。
 (2) アピアランスケアの推進体制の整備
 ①及び②・・・リーフレットを作成し県内の各関係機関や県民へ周知を行い、県内市町村や拠点病院に対して専門家によるアピアランスケアに関する研修を年2回実施したことで、医療現場や市町村の相談窓口等での認知度が向上したことによる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
 なし

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
 ・ピア・サポーターの主な活動場所である拠点病院との意見交換を行い、委託内容(研修内容)の見直しや活動に関する制約を定めることで、ピア・サポートの質の維持・向上を図った。
 ・アピアランスケアの助成制度について、未実施市町村へ、意向調査や実施市町村の実績を共有することで、実施市町村数の増加を図った。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	9,838	8,954	18,163	時間	488.5	488.5	488.5
(うち一般財源)	9,265	8,167	17,465	人件費(千円)	1,973	1,973	1,973

5 見直しの内容

継続() 拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善() 縮小()
 終了(完了) 再構築(他の事業に組み替え) 廃止()

【上記の理由】
 第3期福岡県がん対策推進計画において「尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」は全体目標の1つの柱として位置づけられており、がん患者及びがん経験者の社会参加を支援する、本事業について継続して実施していく必要がある。

【見直し内容】
 (1) 相談支援におけるピア・サポート活用の推進
 拠点病院の中には養成研修を受講したピア・サポーターを活用できていないところもあることから、養成したピア・サポーターを登録し、依頼された拠点病院に紹介する業務を追加する予定。
 (2) アピアランスケアの推進体制の整備
 特になし

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	難病患者地域支援ネットワーク事業 (在宅難病患者レスパイト入院事業)		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	6	難病及び小児慢性特定疾病を有する者の生活の質の維持向上

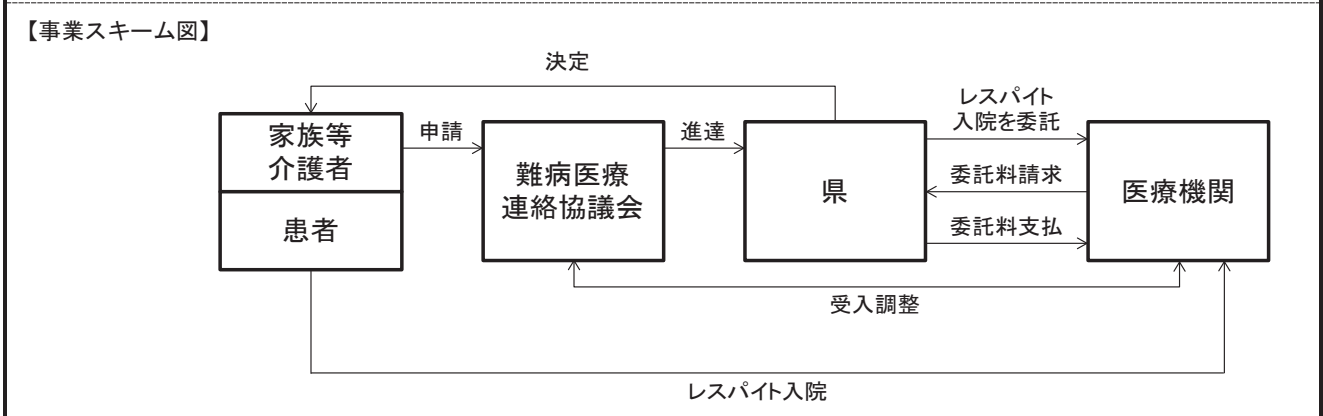
1 事業のねらい・目的

○人工呼吸器又は補助人工心臓を使用する難病患者の家族等介護者が必要とする時にレスパイト入院できる医療機関を確保。
 ○レスパイト入院を受け入れる医療機関に、看護・介護職員の一時的な配置増に必要な費用の助成を行うことにより、受け入れ体制の確保・促進を図る。

2 事業概要

在宅で人工呼吸器又は補助人工心臓を使用する難病患者のレスパイト入院を受け入れる医療機関に、看護・介護職員の一時的な配置増に必要な費用の助成を行う。
 令和3年5月から、心臓移植を前提とせず長期的な循環改善のために「補助人工心臓」を使用する場合も保険診療の対象となったことから、今後、県内において在宅で「補助人工心臓」を使用する者の増加が見込まれる。そのため、令和4年度から「補助人工心臓」を使用する在宅難病患者を対象に追加。

対象者：在宅難病患者（医療費の支給認定を受けた者）
 利用限度：年2回。1回あたり14日まで。
 受入契約医療機関：61医療機関（R5.9末現在）※入院先は、難病ネットワークが患者の希望を踏まえて調整
 レスパイト入院委託料：1日あたり19,270円（令和5年度）



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
受入医療機関数	目標	65	65	65	65	65	65
	実績	58	57	57	61	-	-
レスパイト入院延人数	目標	128	128	128	128	128	128
	実績	35	29	22	29	-	-

【成果指標の設定根拠】
 当該患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図るために、県内各医療圏における受入可能な医療機関数を成果指標とする。
 また、レスパイト入院の利用者数から、地域における利用課題や利用者のニーズを把握するため、レスパイト入院延人数を成果指標としている。

【目標値の設定根拠】
 人工呼吸器等を使用する在宅難病患者のレスパイト入院を受入れ可能な医療機関を、県内各医療圏に5か所整備することを当面の目標とする。また、レスパイト入院延人数は事業開始時の対象者（64人）年2回の利用を当面の目標とする。
 令和6年度も引き続き、同様の目標とする

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)
 受入医療機関数については、未達である。
 レスパイト入院延人数については、未達である。

(要因)
 受入医療機関については、福岡県難病ネットワークの活動により平成28年度までは順調に目標達成できた。開拓できる医療機関には一定の働きかけを行ってきたため、新たな開拓のためには、繰り返し協力を求めていく必要があり、時間を要する。
 レスパイト入院延人数については、対象者が限られている中で新たな利用者が少なく、実績が伸びていない。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
 無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
 医療機関や患者等とのつながりが多い福岡県難病ネットワークとの連携で事業を実施していることで、受け入れ病院の確保や事業の周知等が効率的に実施できている。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳 出	5,858	11,100	11,100	時 間	224	224	224
(うち一般財源)	2,929	5,550	5,550	人件費 (千円)	904	904	904

5 見直しの内容

継続 拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了) 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】
 在宅で人工呼吸器や補助人工心臓を使用する患者の家族は、通常の介護だけではなく、人工呼吸器の管理、排痰作業、補助人工心臓の機器の管理や急変時の対応等のため昼夜介護を要するため、在宅療養の継続には一時休息 (レスパイト) が不可欠である。
 また、人工呼吸器使用者等を医療機関が受け入れるには、人工呼吸器の予備電源や専用のナースコールの設備や、機器不具合時や合併症への対応に係る人員配置の増等が必要となるため、受け入れ促進のためには体制整備に係る助成が必要である。

【見直し内容】
 難病患者等へ講演会等において本事業の周知を実施し利用促進を図る。また、医療機関に対しては、医療従事者向けの研修会や個別訪問において本事業の目的の理解促進を図ることで、レスパイト入院の受入れ医療機関の拡大を推進する。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	新型インフルエンザ対策事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H21
総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	27	感染症対策の推進
	小項目	1	感染症対策の推進	具体的な 取組	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

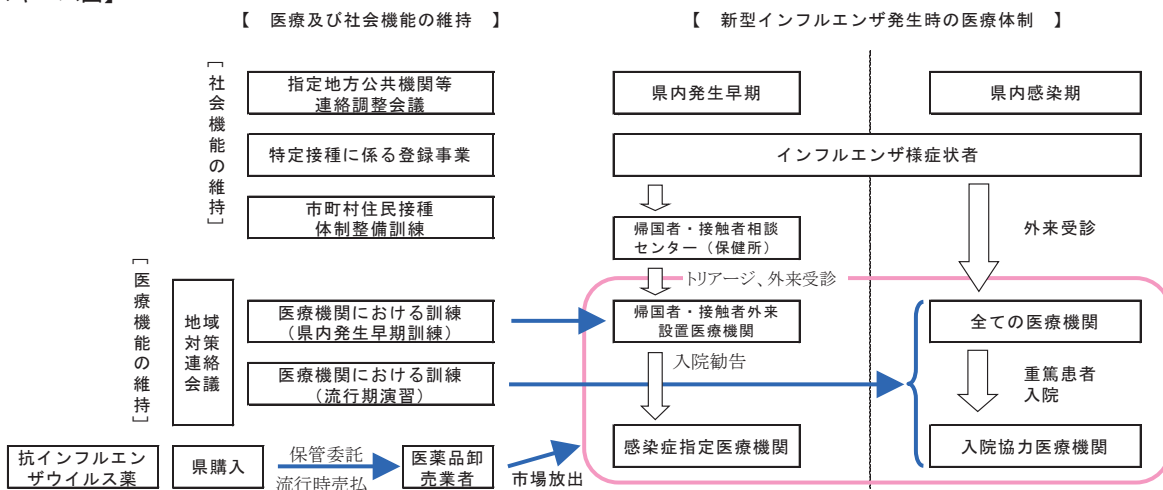
1 事業のねらい・目的

新型インフルエンザが発生した場合、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を持っていないと考えられるため、世界的流行を呈する状態(パンデミック)となり、甚大な健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。
そのため、政府行動計画を踏まえ、県行動計画を策定し、新型インフルエンザの県内発生早期の段階では感染拡大を可能な限り遅らせ、また県内感染期には、健康被害を最小限にとどめ、医療及び社会機能を破たんにはいたさせないような対策をとる。

2 事業概要

- 指定地方公共機関等の連絡調整会議
指定(地方)公共機関や市町村、消防等との発生時の連絡調整や新型インフルエンザ等対策の実施に必要な事項等にかかる連絡調整会議の開催
- 新型インフルエンザ等対策実地訓練
発生早期の帰国者・接触者専用外来の設置・運営や特措法で新たに市町村が実施することとなった住民接種など、新型インフルエンザ等発生に備えた訓練の実施
- 備蓄抗インフルエンザウイルス薬の購入、保管及び管理
抗インフルエンザウイルス薬の購入及び医薬品卸売業者への委託・保管
(新型インフルエンザ発生時には、医薬品卸売業者を通じて、市場に放出することで良質かつ適切な医療の提供及び感染拡大の防止を図る。)
- 個人防護具の備蓄に係る補助
帰国者・接触者外来が行う個人防護具の備蓄に対する補助
- 地域対策連絡会議
13医療圏に設置し、市町村、医療機関、警察、消防など地域の関係機関と、医療圏内の医療協力体制の確立、警察、消防との連携強化を協議

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果目標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
指定地方公共機関延べ数 (医療関係団体・医療機関)	目標数	18	18	18	18	20	20	20	20	20	20
	達成数	13	17	17	18	20	20	20	20	20	20
	達成率	72%	94%	94%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※平成25年4月の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行を受け、平成25年度より指定地方公共機関の指定を行ってきた。
平成26年度からは、医療関係団体の他に、国の指定基準を参考にして医療機関の指定を行うこととした。

(細)事項名	成果指標	H25	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
新型インフルエンザ対策	タミフルカプセル	国の目標	845,200	242,800	204,000	189,400	189,400	189,400	189,400	206,300	206,300	
		購入数量					32,100	70,300	0	18,000	0	
		廃棄数量		193,690	224,310		174,700	154,300	154,300	0	0	
		県備蓄量	901,300	707,610	483,300	483,300	308,600	186,400	102,400	102,400	120,400	120,400
		県備蓄率	107%	291%	199%	237%	163%	98%	54%	54%	58%	58%
	タミフルドライシロップ	国の目標		130,400	98,200	91,200	91,200	91,200	91,200	91,200	119,100	119,100
		購入数量		22,100	108,300		0	0	0	0	0	
		県備蓄量		22,100	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400
		県備蓄率		17%	100%	133%	143%	143%	143%	143%	109%	109%
		国の目標	211,300	140,100	75,500	70,100	70,100	70,100	70,100	70,100	48,300	48,300
	リレンザ	購入数量	117,900				0	0	0	0	48,300	0
		廃棄数量					73,000	0	20,400	0	117,900	0
		県備蓄量	211,300	211,300	211,300	211,300	138,300	138,300	117,900	117,900	48,300	48,300
		県備蓄率	100%	151%	151%	280%	197%	197%	168%	168%	100%	100%
		国の目標		373,200	339,900	315,600	315,600	315,600	315,600	315,600	257,700	257,700
	イナビル	購入数量		20,000	20,000	66,000	122,200	107,400	0	0	0	
		廃棄数量		20,000	20,000	86,000	208,200	315,600	315,600	315,600	315,600	
		県備蓄量		0	5	6	27	66	100	100	122	122
		県備蓄率		0%	5%	6%	27%	66%	100%	100%	122%	122%
		国の目標		46,600	37,800	35,100	35,100	35,100	35,100	35,100	18,400	18,400
	ラビアクタ	購入数量		38,100			0	35,100	0	0	0	
		廃棄数量					0	38,100	0	0	0	
		県備蓄量		38,100	38,100	38,100	38,100	38,100	35,100	35,100	35,100	
		県備蓄率		82%	82%	101%	109%	109%	100%	100%	191%	191%
		国の目標									58,100	58,100
	ゾフルーザ	購入数量									58,100	0
		廃棄数量									0	0
		県備蓄量									58,100	58,100
県備蓄率										100%	100%	
国の目標		1,056,500	933,100	755,400	701,400	701,400	701,400	701,400	701,400	707,900	707,900	
合計	購入数量	1,112,600	979,110	883,100	883,100	701,400	701,400	701,400	701,400	707,900	707,900	
	廃棄数量											
	県備蓄率	105%	105%	95%	117%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

※現在備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用期限切れに伴い、タミフルカプセルへの切り替えを順次行っていく。

【成果指標の設定根拠】

新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等対策に欠かせない感染症指定医療機関、救命救急患者（小児、周産期を含む）の治療が必要な医療機関及び、医師等の医療従事者の調整を行う医療関係団体の指定数を成果指標として設定する。

また、患者の治療に欠かせない抗インフルエンザウイルス薬を備蓄することは、新型インフルエンザ対策において、県民に対する良質かつ適切な医療を提供する観点から重要であるため、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄数を成果指標として設定する。

【目標値の設定根拠】

県が指定を行う指定地方公共機関の医療機関（感染症指定医療機関、3次救急、周産期母子医療センター等）数及び、厚生労働省が示す抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標数を目標値とした。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

指定地方公共機関の指定は目標の20団体等に達成している。

平成25年3月11日厚生労働省通知による備蓄目標については、タミフル、リレンザ共に、平成25年度に達成した。

（要因）

指定地方公共機関の指定は当該法人に説明し承諾を得られたこと。

期限切れ抗インフルエンザウイルス薬の更新時に、国の目標量に達するよう、追加購入を行ったこと。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無し

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

行政及び指定地方公共機関が連携を強化することで、発生時に迅速かつ適切に対応することが可能となる。

抗インフルエンザウイルス薬の保管を医薬品卸売業者に委託することで、流行時に抗インフルエンザウイルス薬が不足する場合には、速やかに市場に放出することが可能である。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	22,171	304,836	27,237	時間	2,696	2,696	2,696
（うち一般財源）	21,275	300,970	23,371	人件費（千円）	10,887	10,887	10,887

5 見直しの内容

（継続） 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） （一部改善） 縮小
 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止

【上記の理由】

抗インフルエンザウイルス薬を備蓄することで、新型インフルエンザが発生した場合にも、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を市場に放出することにより、県民に対する良質かつ適切な医療を提供することができる。

【見直し内容】

国目標数の抗インフルエンザウイルス薬を引き続き備蓄する。また、期限切れ抗インフルエンザウイルス薬の更新時には、国の目標量に達するよう、追加購入を行う。

事業名	風しん予防接種助成事業	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R3
-----	-------------	-------	-----------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	27	感染症対策の推進
	小項目	1	感染症対策の推進	具体的な取組	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

1 事業のねらい・目的

妊娠を希望する女性等で抗体価が低い者に対し、接種費用を助成することによりワクチン接種を促し、「先天性風しん症候群」の発生の予防と風しんの感染拡大防止を図る。

2 事業概要

麻しん風しん混合ワクチン接種費用の助成
 ○妊娠を希望する女性等で、風しん抗体検査で抗体価が低い (HI法16倍以下、EIA法8.0未満) 人がワクチンを接種した場合に補助
 (1) 対象者が、麻しん風しん混合ワクチン又は風しんワクチンの接種を行った場合、その接種費用を助成する。
 (2) ワクチン接種は、県内の医療機関で実施
 (3) 平成31年1月から令和6年3月まで
 (4) 補助率 県1/2、市町村1/2 (接種費用は約 10,000円) 県負担上限 5,000円
 (5) 県 → 市町村 → 申請者
 ※対象者・・・ 県内に居住し、風しんの抗体価が低い、① 妊娠を希望する女性 (妊婦は除く。)、② 妊婦と妊娠を希望する女性の配偶者 (パートナーを含む。)、③ 妊婦と妊娠を希望する女性の同居者 (生活空間を同一にする頻度が高い家族など。)

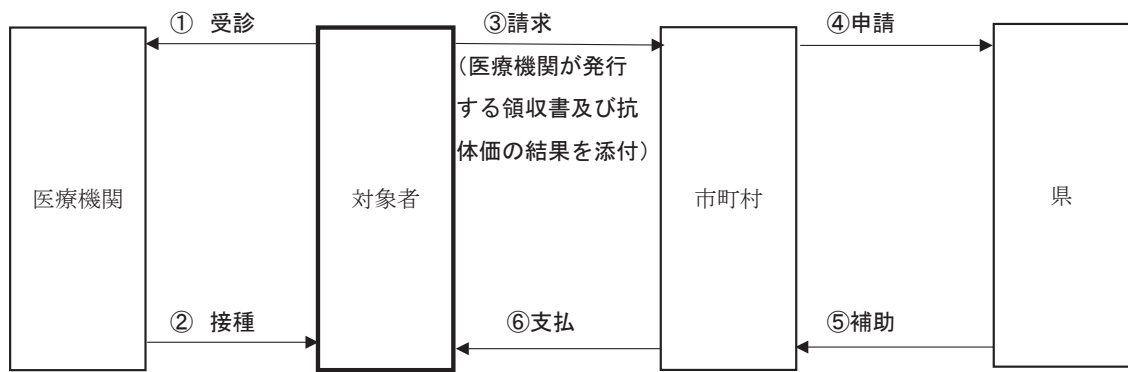
(参考1) 定期接種の対象者
 第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある方
 第2期 5歳以上7歳未満の方であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある方
 第5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性のうち風しん抗体が十分でない方

(参考2) ワクチン接種歴の目安
 【男性】
 ①昭和54年4月1日以前に生まれた者 0回
 ②昭和54年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者 1回
 ③平成2年4月2日以降に生まれた者 2回
 【女性】
 ④昭和37年4月1日以前に生まれた者 0回
 ⑤昭和37年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者 1回
 ⑥平成2年4月2日以降に生まれた者 2回

(参考3) 対象者について
 ○ 風しんは、我が国において平成の初めごろまでは、ほぼ5年ごとに全国的な大流行を繰り返しており、上記①のうち昭和37年以前に生まれた者と④は、自然に感染し免疫を獲得している。
 ○ ①のうち昭和37年から昭和54年に生まれた者は、抗体を保有している者が他の世代や女性に比べ低いことから、定期予防接種の第5期として国が対策を行っている。
 ○ ③と⑥は、定期予防接種で2回の接種を行っていることから、免疫を獲得している。
 ○ 本事業の主なターゲットは、②と⑤に該当する者。

【事業スキーム図】

○ 抗体価の低い妊娠を希望する女性等へのワクチン接種費用の助成



3 成果指標及び進捗状況					
成果指標		R3	R4	R5	R6
制度導入市町村数	目標	60	60	60	60
	実績	60	60	60	
<p>【成果指標の設定根拠】 対象者のワクチン接種に繋がるため、制度導入市町村数を成果指標に設定。</p> <p>【目標値の設定根拠】 助成対象である県内の市町村数</p>					

<p>【R4年度の実績値に対する評価とその要因】 (評価) 制度導入市町村数は目標の60市町村に達している。</p> <p>(要因) 県内市町村の助成状況等を市町村に対し、情報提供したこと。</p> <p>(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無) 無し</p> <p>(有の場合、その内容)</p>
<p>【効率的な事業の実施に向けた工夫】 妊娠を希望する女性等のうち、抗体価が低い者に対し、接種費用を助成することによりワクチン接種を促し、「先天性風しん症候群」の発生の予防と風しんの感染拡大を防止することができるよう、定期的に市町村へ情報提供等を行っている。</p>

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	25,600	33,500	33,500	時間	976.5	976.5	976.5
(うち一般財源)	25,600	33,500	33,500	人件費(千円)	3,944	3,944	3,944

5 見直しの内容			
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>			
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市町村が対象者に十分に接種費用助成を行うことができるように県から助成を行い、先天性風しん症候群の発生と風しんの感染拡大を防止するため。 			
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市町村から住民に対し、各市町村の助成制度について、より周知をしてもらうよう働きかける。 			

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	食品衛生監視体制整備事業		部課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業 開始年度	H21
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	3	暮らし・食品の安全の推進	具体的な取組	4	生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

1 事業のねらい・目的

食品製造業者に対する監視指導体制を強化し、製造業者における自主管理体制を確立させることにより、消費者が安心して購入できる福岡県産品の食品の確保を図る。

2 事業概要

1) 食品衛生監視の充実

ア 広域的監視指導の強化

・ 食品衛生広域専門監視班の定数

専監設置事務所	H20	H21~R2	R3以降
筑紫	2班(4名)	3班(6名)	2班(4名)
田川	1班(2名)	2班(4名)	1班(2名)
南筑後(旧久留米)	2班(4名)	3班(6名)	2班(4名)

・ 食品衛生広域専門監視班による監視対象業種の変遷

	H20	H21以降	R3以降
専門監視班	製造業14業種等(流通拠点含む) (監視計画) 【554施設、2,213回】	すべての製造業を含む29業種及び流通拠点 (監視計画) 【R2:6,416施設、3,837回】 【R3:2,869施設、2,939回】	製造業を含む17業種及び流通拠点 (監視計画) 【R4:1,195施設、1,720回】 【R5:1,241施設、1,722回】
一般食監	製造業14業種等以外 (監視計画) 【62,462施設、40,581回】	飲食店営業、食品販売業 (監視計画) 【R2:57,293施設、24,381回】 【R3:60,799施設、20,713回】	すべての許可・届出施設 (監視計画) 【R4:50,046施設、24,305回】 【R5:51,127施設、24,026回】

・ 監視指導における残留塩素測定及び空中浮遊測定検査試薬の購入

イ 食品衛生広域専門監視班連絡調整会議の開催

- ・ 監視指導マニュアル、各種チェック票の作成・見直し
- ・ 監視指導結果の情報共有、進捗状況確認、公開

ウ 食品衛生広域専門監視班の専門性の強化

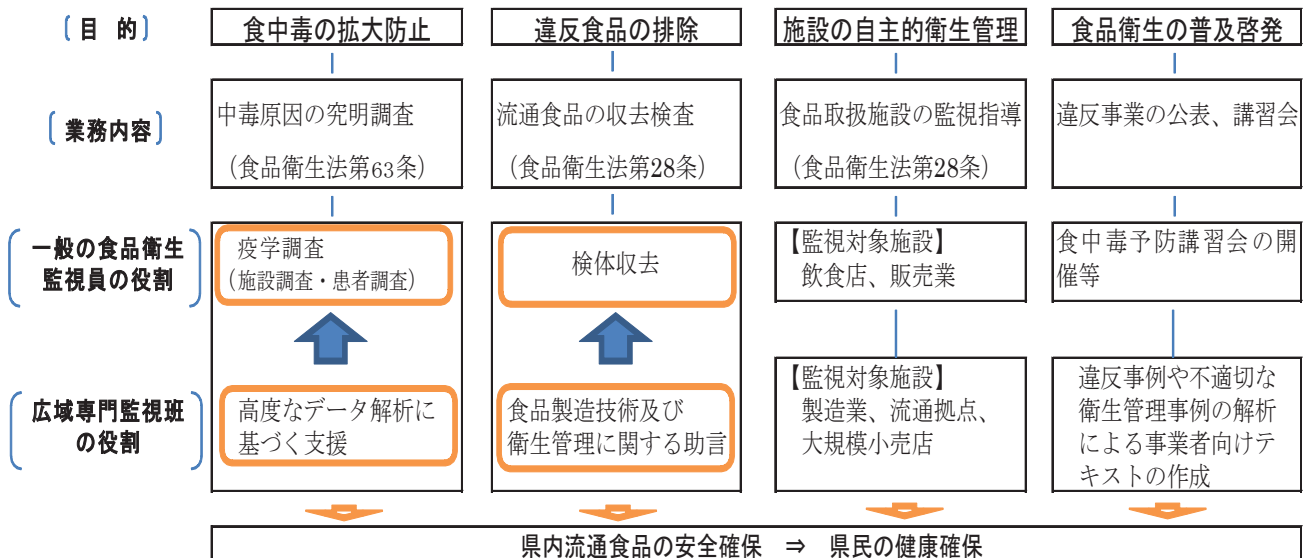
- ・ 国立保健医療科学院が実施する研修の受講

(2) 食品検査機器の整備 (食品検査体制の充実)

ア 高度で専門的な検査体制の強化

- ・ 苦情対応検査の実施 (残留農薬、毒物、アレルギー、DNA検査の実施)
- ・ 農薬標準品、劇毒物検査キットの購入

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
収去検査適合率	目標	100%	100%	100%	-	-	-
	実績	99.8%	99.8%	99.8%	-	-	-
収去検査実施率	目標	-	-	-	100%	100%	100%
	実績	-	-	-	88.6%	-	-

【成果指標の設定根拠】

- 収去検査適合率（～R3）
消費者が購入できる福岡県内に流通する食品の安全確保を示す指標として収去検査適合率を設定し、適合率100%を目標値とする。（収去検査適合率：広域専門監視班を含む保健福祉（環境）事務所の食品衛生監視員が、製造施設や市場等の流通拠点の監視指導において収去した食品について、規格基準に基づく検査を実施した件数のうち、適合したものの割合。）
- 収去検査実施率（R4～）
消費者が購入できる福岡県内に流通する食品の安全確保を示す指標を収去検査適合率から収去検査実施率に変更し、検査実施率100%を目標値とする。（収去検査実施率：広域専門監視班を含む保健福祉（環境）事務所の食品衛生監視員が、県内の食品の流通状況及び違反状況を踏まえ、毎年策定する監視指導計画に基づき設定した計画検査件数に対する実績値の割合。）

【目標値の設定根拠】

- 収去検査適合率（～R3）
消費者が購入できる食品は確実に安全でなければならないため、検査適合率は100%としている。
- 収去検査実施率（R4～）
従来の目標値であった収去検査適合率は100%であることは当然であることから、県内における食品の流通状況や過去の違反を踏まえ、毎年策定する監視指導計画を確実に実施するため、計画件数に対する実績値を新たに目標値と設定している。また、この計画についても確実に履行する必要があるため、検査実施率は100%としている。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

新型コロナウイルス感染症の流行により、収去検査を実施する保健福祉（環境）事務所の対応が難しい状況にあったにもかかわらず、目標値の9割に近い値で検査を実施できたことは評価できる。

（要因）

新型コロナウイルス感染症の流行により、保健福祉（環境）事務所の食品衛生監視員の収去検査に係る対応ができなかったことにより、目標が達成できなかった。事業者が収去検査に応じることは食品衛生法に基づく義務であるため、保健福祉（環境）事務所の検査実施体制が整うことにより、実施率の向上は見込めるものである。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

新型コロナウイルス感染症の流行状況を見極め、感染者数が少ない時期に短時間で多くの事業所を効率的に回れるよう巡回計画を立てて、取り組んだ。

4 事業費（千円）	R4当初	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	5,915	5,339	3,605	時間	30,720	30,720	30,720
（うち一般財源）	5,915	5,339	3,605	人件費（千円）	124,048	124,048	124,048

5 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ 各製造業に対する広域専門監視班による監視指導により、監視対象施設の違反食品、食中毒事故等発生時は迅速な原因究明が可能となっている。
- ・ 広域流通食品の製造から販売まで一貫した監視指導により、より安全な食品の流通確保につながるため、継続して実施する必要がある。

【見直し内容】

- ・ 平成30年に食品衛生法の改正によって、許可対象業種が新設、再編・統廃合されたことから、許可対象となる事業所が減少したため、食品衛生監視体制整備に係る収去検査対象件数及び試薬等の購入数を見直すこととしている。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	食品の安全・安心確保対策推進事業 (HACCP定着促進事業)	部課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業 開始年度	R3
-----	-----------------------------------	-------	------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	3	暮らし・食品の安全の推進	具体的な取組	4	生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

1 事業のねらい・目的

食品衛生法改正によって、すべての食品事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理が義務化されたことに伴い、各食品営業施設の食品衛生責任者は食品衛生に関する新たな知見の習得のため、「知事が行う講習会又は知事が認める講習会等の受講」が努力義務として求められることとなった。

そのため、新たに規定された食品衛生責任者実務講習会を整備し、HACCP*による衛生管理の実効性を図るための人材育成を図る。

また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理適用事業者のうち、特に製造技術が高度化・複雑化している特定業種等に対し、コーデックスHACCP*の導入を働きかけ、食品事業者の自主管理体制の向上を図る。

※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) とは、原料受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物の汚染などの危害を予測したうえで、危害防止につながる特に重要な工程(加熱、殺菌など)を継続的に監視・記録する衛生管理の手法のことであり、コーデックスHACCPの弾力的な運用を可能とする衛生管理のこと。

※ コーデックスHACCPは、食品の国際規格(コーデックス:食品規格を意味する)。

2 事業概要

食品関連事業者による自主的な安全・安心確保対策の推進

(1) 食品衛生責任者実務講習会の実施

内容: HACCP運用のフォローアップ講習会(許可更新施設における食品衛生責任者を対象とする(約4,200事業者/年))

回数: HACCPの考え方を取り入れた衛生管理適用事業者(小規模製造加工業者、飲食店等)向け 9保健所×2回/年
HACCPに基づく衛生管理適用事業者(大規模製造加工業者)向け 1回/年

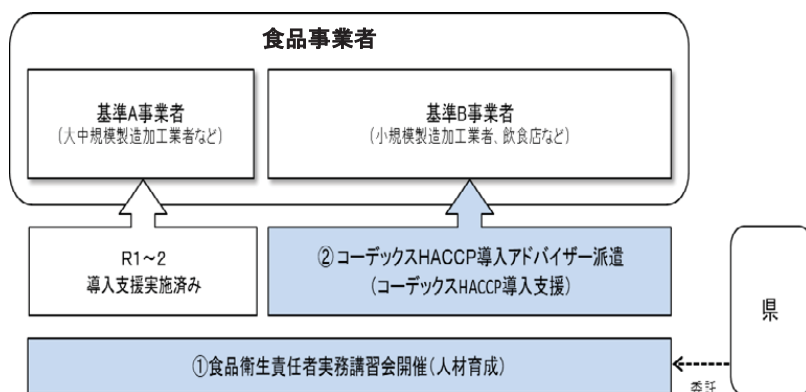
(2) コーデックスHACCP導入アドバイザー派遣【令和3~5年】

内容: HACCPの考え方を取り入れた衛生管理適用事業者(小規模製造加工業者、飲食店等)のうち、コーデックスHACCPを目指す事業者に対し、アドバイザー派遣による事業者の実情に応じた導入支援を行う。

派遣回数: 1事業者あたり最大4回

- ・第1回 製品説明書・製造工程図等の作成
- ・第2回 危害要因分析の特定及び重要管理点の決定
- ・第3~4回 HACCPプランの作成(管理基準、モニタリング方法及び改善措置の設定)、検証手順の設定

【事業スキーム図】



【HACCP 適用について】

	HACCPに基づく衛生管理 (コーデックスHACCP、基準A)	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理(基準B)
対象事業者	大規模製造加工業者など	小規模製造加工業者、飲食店など
適用される基準	<p>コーデックスHACCPの7原則に基づき、事業者自らが使用する原材料や製造方法等に応じ、衛生管理を行う</p> <p>原則1 危害要因の分析・特定 原則2 重要管理点の決定 原則3 管理基準の設定 原則4 重要管理点をモニタリングするシステムの設定 原則5 管理基準から逸脱したときにとるべき改善措置の設定 原則6 HACCPが効果的に機能していることの検証手順 原則7 文書化及び記録の保管の設定</p>	<p>コーデックスHACCPの弾力的な運用を可能とする衛生管理業界団体が作成した手引書を参考に、以下の内容を実施する。</p> <p>①手引書の解説を読み、自分の業種・業態では何が危害要因となるかを理解する。 ②手引書のひな形を利用して、衛生管理計画と必要に応じて手順書を準備 ③その内容を従業員に周知 ④手引書の記録様式を利用して、衛生管理の実施状況を記録 ⑤手引書で推奨された期間、記録を保存 ⑥記録等を定期的に振り返り、必要に応じて衛生管理計画や手引書の内容を見直す</p>

3 成果指標及び進捗状況		R2	R3	R4	R5	R6	R7
①食品衛生責任者実務講習会受講事業者数	目標	—	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	実績	0	419	1,085			
②コーデックスHACCP導入アドバイザー派遣事業者数	目標	—	27	7	7		
	実績	0	6	1			

【成果指標の設定根拠】

① 令和3年度の食品衛生法の改正に合わせて、HACCP推進の担い手である食品衛生責任者に対する「定期的な講習会の実施」が都道府県知事等の責務とされた。県では、この「定期的な講習会」に該当するものとして、営業許可の更新を迎える施設の食品衛生責任者を対象とした実務講習会を実施している。本事業は食品衛生責任者の人材育成を目的としていることから、受講事業者数を指標とする。

② 本事業は食品衛生法改正に伴い、義務化されたHACCPの考え方を取り入れた衛生管理（基準B）の適用事業者のうち、コーデックスHACCP導入を目指す事業者への支援を目的とする事業であるため、アドバイザー派遣事業者数を指標とする。

【目標値の設定根拠】

① 県内食品事業者のうち、営業許可更新を迎える事業者年間4,200事業者の7割を目標値としている。

② コーデックスHACCP導入希望のあった80事業者を3年の事業期間で分割し、1年あたり27事業者とした。（R4年以降は目標値を見直し、R3の実績値を基に設定し直している。

(R4年度の実績値に対する評価とその要因)
(評価)

① 食品衛生責任者実務講習会
下記要因から目標値達成には至らなかったが、新型コロナウイルス感染症の流行と重なった時期の実施であったにもかかわらず、一度も中止とせず、一定数の参加があったことは評価できる。

② コーデックスHACCP導入アドバイザー派遣事業
新型コロナウイルス感染症の影響により実績値は低調であった。

(要因)
目標値を達成するに至らなかった要因として、以下の事項が挙げられる。

① 食品衛生責任者実務講習会
ア 新型コロナウイルス感染症の流行時期が重なったこと。
イ 当該講習会の受講は努力義務規定であるものの、食品衛生責任者は講習会を受講し、食品衛生に関する新たな知見を習得する必要があるため、HP等での積極的な周知やオンラインでの開催の検討等を行い、受講率の向上を図ることとする。

② コーデックスHACCP導入アドバイザー派遣事業
ア 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、当該事業の積極的な周知を行うことができなかったこと。
イ 事業者においては、感染防止の観点から外部のアドバイザー派遣の受入を控えられたこと。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- 食品衛生責任者実務講習会については、これまで保健所で実施していた講習会を近隣の大きな会場を利用することで新型コロナウイルスの感染防止に配慮しながら、収容人数の確保及び感染者数に影響されずに実施することができた。
- コーデックスHACCP導入アドバイザー派遣事業は応募を募るだけでなく、営業許可更新時及び施設調査時に事業の説明をする等積極的な周知活動を行った。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	8,890	9,307	8,443	時間	895	895	468
(うち一般財源)	8,890	8,887	8,443	人件費(千円)	3,615	3,615	1,890

5 見直しの内容
<p>継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生責任者実務講習会は食品衛生法に「都道府県知事等が行う講習会又は講習会」として規定されており、県の責務として定期的実施する必要があるため、事業を継続する。
<p>(見直し内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な衛生管理を行うための人材育成には食品衛生責任者実務講習会への確実な参加が必要であることから、今後受講者の利便性向上のための見直し(開催方式の拡充)を検討することとする。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	救急医療電話相談事業		部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H27
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることが出来る	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	4	医療提供体制の確保・医療保険制度の安定的な運営	具体的な取組	2	救急医療体制の確保

1 事業のねらい・目的

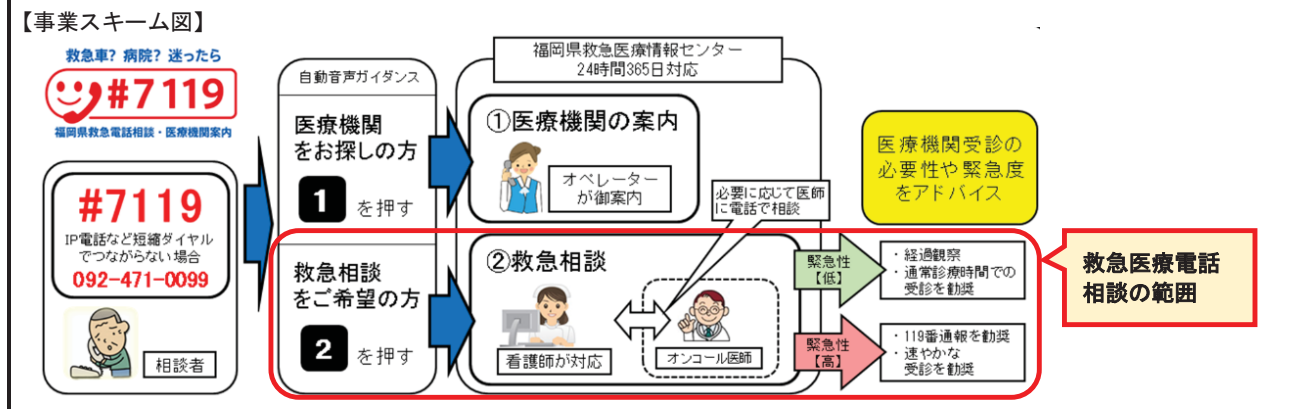
- ・急病時の県民の救急医療に対する相談に応じることによる県民の不安軽減
- ・救急搬送における軽症者の割合を低減することによる救急搬送サービスの適正化
- ・軽症患者の救急医療機関への集中による救急医の負担増大の抑止

2 事業概要

県民からの病気やケガに関する相談に対し、看護師が電話相談プロトコル（総務省消防庁）に基づく緊急度の判断を行い、受診の必要性等について電話によるアドバイスを行う。

<電話相談の流れ>

- ① 相談者が「#7119」もしくは「092-471-0099」をダイヤル。
- ② 自動音声ガイダンスが流れるので、「救急相談」を希望する場合は「2」を押す。
- ③ 「救急相談」では看護師が対応し、症状に基づく緊急性の有無や受診の必要性について、アドバイスを行う。看護師は必要に応じて医師（オンコール）の助言を受ける。
- ④ 緊急性が高い場合には、速やかな受診や119番通報を勧奨し、緊急性が低い場合は通常診療時間での受診等を勧奨する。



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1
救急搬送における軽症者の割合	目標	-	37.0%	35.9%	34.8%	33.7%	32.6%
	実績	37.0%	36.2%	35.8%	35.6%	37.6%	38.0%
		R2	R3	R4	R5	R6	
	目標	32.6%	32.6%	32.6%	32.6%	32.6%	
	実績	36.5%	36.0%				

【成果指標の設定根拠】

・本事業により県民からの病気やケガに関する相談に対応することで、救急搬送における軽症者の割合を低減させて、救急搬送サービスの適正化を図る。

【目標値の設定根拠】

・先行事例である東京都において、救急搬送における軽症者割合が平成19年度:59.8%から平成25年度:51.6%に減少しており、7年間で8.2%減少している。
 ・本県でも年間1.1%~1.2%の減少を目指す。令和2年度以降は、令和元年度の水準を確保する。

【R3年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・指標としている「軽症者の割合」の年実績値は、目標は未達成となるも、令和2年度からは前年度を下回っている。

(要因)

- ・救急医療電話相談事業の周知に取り組んだ結果、受付件数は令和2年度以降、年々増加しており、救急搬送における軽症者の割合減少に寄与していると思料される。

【受付件数実績】

R1 47,136件、R2 46,482件、R3 52,248件、R4 67,814件

- ・高齢者は相対的に軽症での搬送が多いが、他の年齢層に比べて救急医療電話相談の利用が少ないため、令和4年度から公民館への広報資材の配布や、県内民生委員へ周知協力を依頼するなど高齢者への周知に力を入れている。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

プロトコルに沿って看護師が対応することにより、相談者の状況に応じた適切な対応が効率的に行われる。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4決算	R5当初	R6当初
歳出	95,513	96,171	96,171	時間	825.3	825.3	825.3
(うち一般財源)	95,513	96,171	96,171	人件費 (千円)	3,333	3,333	3,333

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

救急搬送及び救急医の負担増大を阻止するとともに県民の不安軽減を図る必要があることから事業を継続する。

【見直し内容】

- ・救急医療電話相談の受付件数が年々増加しており、適切な応答率を維持するための看護師の人員増加等について、委託先と協議し検討する。
- ・電話相談に対応する看護師への研修等を充実し、サービスの質の向上を図る。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	薬物再乱用対策推進事業		部課(室)	保健医療介護部 薬務課	事業 開始年度	H30
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	2	こころの健康づくりの推進	具体的な取組	3	依存症対策の推進

1 事業のねらい・目的

初犯者が回復プログラムを受けることができる支援体制を構築することで、再犯者率を減少させ、薬物乱用者の減少を図る。

2 事業概要

1 相談支援体制の構築

(1) 相談支援体制の整備
会計年度任用職員として、相談支援コーディネーター5名（精神保健福祉士、保健師、看護師、県警OB等）を薬務課に配置。

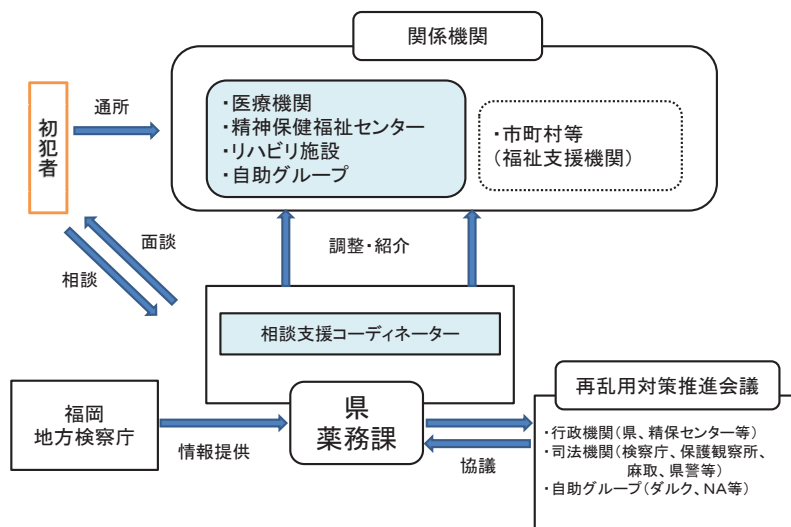
(2) 相談支援事業の実施
＜初犯者に対する回復・社会復帰支援＞
・執行猶予判決を受けた初犯者（薬物依存症者）が支援対象。
・相談支援コーディネーターが対象者と面談し、回復プログラム実施施設、医療機関及び自助グループを紹介する。これらの機関の初回利用時には同行を行う。また、必要に応じて福祉関連支援機関の紹介等も行う。

(3) 回復プログラム体験
拘留所、留置場等を出所した後の初回相談時に回復プログラムを体験させる。対象者にとって利便性のよい場所で個別に実施。

2 平日夜間又は休日の回復プログラム開催
県内の回復プログラム実施施設は全て平日昼間にプログラムを実施しているため、平日昼間は仕事等で参加できない方向けのプログラムを平日夜間又は休日に開催。
日 程：平日夜間又は休日（月1回程度で年12回）
場 所：福岡地域及び北九州地域の2か所
事業形態：NPO法人の回復支援施設に委託

3 再乱用対策推進会議
内 容：薬物依存症者への相談支援体制のあり方等、中長期的課題を協議
実施回数：年1回
メンバー：行政（県、県警、九州厚生局等）、司法（福岡地検等）、医療機関、自助グループ

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
支援対象となる人への支援実施率 (%)	目標	100	100	100	100	100	100	100
	実績	100	100	100	100	100	100 (10月)	
対象者に紹介できる機関数 (回復プログラム実施機関、医療機関、自助グループ等)	目標	13	16	19	22	25	25	25
	実績	13	19	21	21	23	23 (10月)	

【成果指標の設定根拠】

- ・初犯者支援においては、支援の機会、窓口を十分に周知、提供していくことが重要であるため、面談等の実施を支援につなげた結果に該当するものとして設定するもの。
- ・回復プログラム受講や医療機関での治療に、対象者を円滑につなげるため、紹介できる機関数を設定するもの。

【目標値の設定根拠】

- ・支援対象者へ面談等を実施して100%の支援実施率を目標とする。
- ・今後、増加が見込める紹介機関は医療機関であるが、薬物依存症に係る人材の育成が必要であり、財政的・技術的な面から依存症専門医療機関の大きな増加は見込めないため、目標値は現状維持とする。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・支援対象者への支援実施率は、R4年度は目標を達成している。
- ・対象者に紹介できる機関数は、医療機関を中心に働きかけを行っているが、R4年度は目標を達成できていない。

(要因)

- ・支援対象者には、釈放前の拘置所等において面談を実施して支援を開始していることから、100%の支援実施率となっている。
- ・薬物依存症に対応できる医療機関は増加していないため、紹介できる機関数が伸び悩んでいる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

- ・無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・行政、司法、医療機関及び自助グループが集まる再乱用対策推進会議において、支援等の現場の状況や課題を協議、意見交換することにより、効果的な取組みにつなげていくことができる。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	22,604	25,196	28,543	時間	2,000	2,000	2,000
(うち一般財源)	10,022	12,562	14,406	人件費 (千円)	8,076	8,076	8,076

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・福岡県薬物乱用防止第五次五か年戦略 (平成31年1月策定) に再乱用防止対策の強化、福岡県再犯防止推進計画 (平成31年3月策定) に薬物依存を有する人への支援が盛り込まれており、今年度に策定予定の両計画 (福岡県薬物乱用防止第六次五か年戦略及び第二次福岡県再犯防止推進計画) においても、引き続き取組みを充実させていくことが盛り込まれる予定である。
- ・本県の覚醒剤事犯の再犯者率は、全国平均よりも高い状況が継続しており、関係機関と連携しながら本事業を引き続き推進していく必要がある。

【見直し内容】

- ・休日・平日夜間の回復プログラム受入対象者を、県の支援対象者以外にも拡大し、回復の機会を提供。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	おくすり適正使用促進事業		部課(室)	保健医療介護部 薬務課	事業 開始年度	H30
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	4	医療提供体制の確保・医療保険制度の安定的な運営	具体的な取組	1 3 6 9	地域医療構想の推進 在宅医療の推進 医薬品等の安全確保 医療費の適正化

1 事業のねらい・目的

- ・服用薬剤の種類が多くなることにより、転倒などの薬剤関連の有害事象の発生頻度が高くなる。高齢者等の薬物療法に関する安全対策を図るため、医師、薬剤師等医療関係者による協議会を設置し、医薬品適正使用の方策等に関する協議を行うとともに、高齢者の服用薬剤数を減らす取組を促進する。
- ・処方適正化が必要な患者に対し、医師、薬剤師、その他の患者に携わる関係者が連携し、処方適正化のアプローチを行う取組を促進する。

2 事業概要

1. 福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会の設置
高齢者等の薬物療法に関する安全対策を図るため、医師、薬剤師等医療関係者による協議会を設置し、情報共有の仕組み作りや普及啓発の方策について協議を行い、協議会を構成する医師会、薬剤師会等の関係団体を通じてその方策を各医師、薬剤師等へ普及させることにより、高齢者の服用薬剤数を減らす取組を促進する。
2. 処方適正化アプローチ促進事業
処方適正化が必要な患者のスクリーニングに有効な持参薬評価テンプレートの周知、普及のために、以下の事業を行う。
①薬局における処方適正化に関する取組状況の把握のための実態調査を行う。
②医療機関における処方適正化の取組み促進のため、優良な取組事例の紹介等を行う研修会を開催し、周知啓発を行う。

【事業スキーム図】

○ 福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会の設置

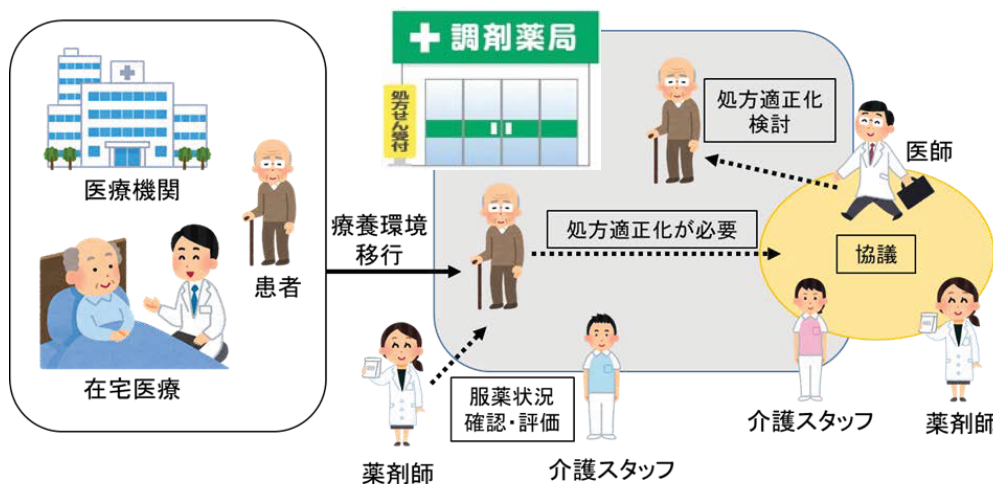
【厚生労働省】高齢者医薬品適正使用に関する検討会(H29～)

- 高齢者の薬物療法の現状と分析
- 「高齢者の医薬品適正使用の指針」作成

【福岡県】医薬品適正使用促進連絡協議会(H30～)

- 指針の医療現場への普及促進
- お薬手帳等を活用した服薬情報の一元化・多職種による情報共有
- 高齢者自身の理解・意識向上のための啓発

○ 処方適正化アプローチ促進事業



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
75歳以上の重複服薬者率	目標		1.64%	1.31%	0.98%	0.66%	0.33%	0%	0%
	実績	1.64%	1.58%	1.64%	1.41%	1.37%	1.34%		

【成果指標の設定根拠】

・服用薬剤の種類が多くなることにより、転倒などの薬剤関連の有害事象の発生頻度が高くなるため、後期高齢者医療広域連合被保険者の中で同一月に複数の医療機関から、30日以上同一薬効の薬剤の投与を受けている者の割合を設定するもの。

【目標値の設定根拠】

・算出方法：同一月に複数の医療機関から、30日以上同一薬効の薬剤の投与を受けている者／75歳以上高齢者の数
 ・事業開始後5年間で重複服薬者を0にすることを目標とし、毎年漸減させる。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

・重複服薬者率は減少傾向にあるものの、R4の目標値は達成できていない。これまで、75歳以上の重複服薬者にお薬手帳ホルダー及び啓発リーフレットを送付する取組を実施しており、送付前後の重複該当月数の減少やお薬手帳持参率の増加といった一定の効果は見られた(R30～R2)。また、医療に携わる多職種の関係者に向けて、国の指針(※1)の普及・浸透を図ることを目的とした研修会の開催により、ポリファーマシー(※2)対策の知見を学ぶ機会を提供した(R1～R4)。

※1 国の指針：厚生労働省により示されている「高齢者の医薬品適正使用の指針」

※2 ポリファーマシー：多剤服用の中でも害(意識障害、低血糖、転倒など)をなすもの。

(要因)

・一般的に高齢になるにつれ服用薬剤数が増加する傾向があり、対象者が75歳以上の後期高齢者であることから、目標値を達成できなかったものと思料する。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

・目標値の見直しは行っておらず、R6においてもR5に引き続き0%と設定している。
 ただし、複数種類の医薬品の投与については、疾病や薬の組み合わせ等ごとにリスク・ベネフィットがことなるため、その適否については一概に判断できないことを考慮すると、目標値0%と設定することは現実的ではない可能性が考えられるため、目標を「前年度比減」と設定する。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

・医師や薬剤師等医療関係者による連絡協議会において、医療等の現場の状況を踏まえた意見を伺い、医薬品適正使用の方策等に関する協議を行うこと、また、協議会構成団体を通じて医師等に普及啓発を図っていくことにより、効果的な取組みにつなげていくことができる。
 ・関係者が連携し、処方適正化が必要な患者への直接的なアプローチを行うことにより、薬剤関連の有害事象を効果的に防止する。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	2,476	3,169	3,169	時間	735	735	735
(うち一般財源)	2,476	3,169	3,169	人件費(千円)	2,968	2,968	2,968

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

・重複服薬等による薬剤関連の有害事象を防ぐためには、医師、薬剤師、その他の患者に携わる関係者が連携し、継続的に処方適正化に向けた取組を行う必要があり、また、患者の療養環境(医療機関への入院・退院、在宅療養等)が変化する時は処方見直しの好機である。
 ・R4に実施した病院実態調査により、入院患者に対する処方適正化により減薬を行っても、退院後の薬局との情報連携が不十分であり、処方が元の状態に戻る事例が見受けられた。また、入院患者に対するポリファーマシー対策の実態は確認できたが、外来患者に対する取組状況について十分に把握できていない。そのため、外来診療におけるポリファーマシー対策や医療機関と薬局との連携状況等の現状を把握することを目的として、薬局を対象とした調査を実施し、処方適正化への取組状況や認識等について実態を把握する。また、当該調査により得られた優良事例について、医療機関等向けの研修会などを通じて、周知啓発を行う。
 ・これまで重複投薬されている後期高齢者に複数のお薬手帳をまとめることができるお薬手帳ホルダーを送付し、お薬情報の一元化を促進。お薬手帳について、文字による個別の医薬品情報の提供となるため、患者目録では、その都度のお薬情報を把握することは容易であるが、全体のお薬情報を把握することが難しいとの意見が寄せられている。

【見直し内容】

・医療機関等における処方適正化の取組み促進のため、ポリファーマシー対策の優良な取組事例を紹介し、医療関係者の自施設での取組みへの活用を促す。
 ・患者説明用の啓発資料として、患者のお薬情報を薬効毎に何種類あるかを可視化するシートを作成し、検証的に薬局での服薬指導に活用する。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	若年性認知症施策推進事業		部課(室)	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	2	地域包括ケアの推進	具体的な取組	3	認知症対策の推進

1 事業のねらい・目的

働き盛りの現役世代で発症する若年性認知症については、国の実態調査によると全国で約3万6千人（本県1,500人）の患者がいると推計されている。若年性認知症の人は、病気の進行による仕事の継続、住宅ローンの支払い、子どもの教育などの問題を抱えており、認知症の高齢者とは異なる支援が必要である。

若年性認知症の人や家族からは、①相談できる場所がない・分からない、②悩みを話せる場所がない、③利用できる制度が分からない、といった声があり対策が求められている。

このため、若年性認知症の人やその家族への相談支援体制を拡充するとともに、就労継続に向けた企業への啓発を行う。

2 事業概要

①相談支援体制の充実

- ・若年性認知症相談窓口の相談対応〔毎週月曜日～金曜日の10時～16時〕
- ・オンライン相談の実施・・・ZOOM等を活用した遠隔相談

②市町村、地域包括支援センター職員研修の実施

病気の特徴、気付きのポイントなど、早期に対象者を支援に繋ぐための研修を開催

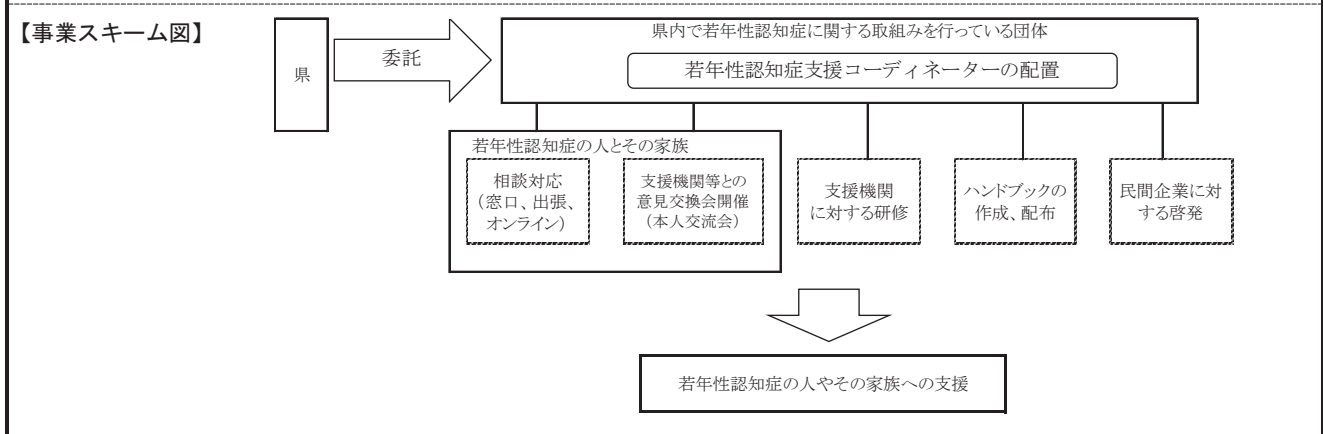
③本人交流会の開催〔4地区で各1回実施〕

認知症当事者同士、支援者同士の交流を図るための交流会を開催

④若年性認知症ハンドブックを改訂し、地域包括支援センター等に配布

⑤民間企業に対する相談窓口の周知

・①～⑤の取組みを進めるため、若年性認知症支援コーディネーターを福岡県若年性認知症サポートセンターに3名配置



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6
若年性認知症に係る相談件数	目標	-	200	200	200	200
	相談件数実績 (新規実人数)	147 (137)	135 (131)	157 (136)		

【成果指標の設定根拠】

認知症の人やその家族を適切な支援に繋ぐことが重要であるため、支援に繋げるための入り口である相談件数を指標としたもの。

【目標値の設定根拠】

県内には約1,500人の若年性認知症の方がいると推計されることから、R3年度からR5年度に600人の方の相談に対応し、R2年度実績と合わせ、若年性認知症の方の半数以上の相談に対応することを目標としている。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・ 目標の相談件数が200件に対し、R4年度中の相談件数実績値は157件であった。
- ・ 認知症の方やその家族が初めて相談する場合、心の準備ができていないことから電子メールやSNSでの相談を受け付け、相談者が心の準備ができたタイミングで相談できるような体制をとり、相談することへの精神的な負担の軽減を図ることができた。
- ・ 支援が必要な相談者やその家族と定期的に連絡を取り合い、面談を行う等の支援を継続し、いつでも気軽に相談できる関係づくりを構築している。また、当事者が施設に入所した場合も、その後も家族と連絡を取り合い、現状や今の生活で困ったことがないかといった聞き取りをするなど継続した支援を実施することで、当事者及び家族が抱える不安の解消に寄与している。
- ・ 相談件数を増やすことで、支援団体へのつなぎや、本人交流会への参加を促すことが可能となり、当事者及び支援者同士の交流、社会参加のきっかけとなった。
- ・ 認知症当事者による本人交流会を主催（年4回）。同じ境遇にいる当事者とその家族同士で交流を図ることで、今後の交流のきっかけとなる場を提供するとともに、情報交換を行うことで当事者とその家族の不安の軽減につながった。
- ・ 相談窓口の業務だけではなく、伴走支援を希望する市町村に若年性認知症支援コーディネーターが出向いて勉強会等を行うなど、能動的な活動を実施。令和5年度は8つの市町で伴走支援を行い、市町における認知症施策の検討、認知症カフェの開設の支援等を実施することで市町村が実施する認知症施策に寄与している。
- ・ 市町村や認知症関係団体が主催するフォーラム、シンポジウム等で若年性認知症支援コーディネーターが講演、講座を行い、県民の方への普及啓発活動を実施。若年性認知症の方が抱える課題等を県民に発信していくことで認知症に対する理解の促進を図ることができた。
- ・ 相談において、相談者の就労継続支援を実施。若年性認知症支援コーディネーターが当事者の就労先に訪問し、当事者が働き続けるための調整を行うことで就労先が認知症の症状を理解した上で、仕事を継続することができた。

(要因)

- ・ 令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、診断を行う医療機関に対してはコーディネーターの訪問による対面での周知活動が困難な状況であったこと等から、目標の件数には達しなかったものの、各市町村や地域包括支援センターに毎月広報誌を配布する等周知活動を実施してきたことにより、相談件数が増加するなど、一定の事業効果を上げることができた。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が感染症5類相当となったことに伴い、今後は対面での周知活動を再開し、診断後の当事者への周知につなげる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・ 市町村における若年性認知症当事者への支援の促進のため、市町村、地域包括支援センター職員への伴走支援を実施した。
- ・ 令和3年度にコーディネーターの人数を増やした（1名→3名）ことにより、相談対応だけではなく市町村や地域包括支援センターの職員への研修会の開催等の伴走支援が可能となり、地域包括支援センターとの連携が進み、事業が円滑に進むこととなった。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	15,816	16,119	15,687	時間	300	300	300
(うち一般財源)	7,870	8,173	7,897	人件費(千円)	1,212	1,212	1,212

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ 認知症当事者やその家族への支援について引き続き支援していく必要があるため。

【見直し内容】

- ・ 認知症月間に合わせた県庁ロビーでの啓発活動の際に若年性認知症の相談窓口を臨時で設置するなど気軽に相談できる窓口としての周知活動を行う。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	認知症高齢者支援強化事業		部課(室)	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課	事業 開始年度	R4
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	2	地域包括ケアの推進	具体的な取組	3	認知症対策の推進

1 事業のねらい・目的

国の認知症施策推進大綱では、5つの柱の1つに「普及啓発・本人発信支援」が掲げられ、国は世界アルツハイマーデー（9月21日）に合わせたライトアップに力を入れているため、本県でもイベント等を通して認知症への普及啓発を進める。
また、「認知症カフェ」の多くは、介護サービス事業者やNPO法人などで運営されており、運営スタッフとなるボランティアが確保できない、民生委員や自治会などの協力を得て参加者を増やしたいがどうしても良いかわからないといった、将来の継続や運営方法に関する様々な悩みを抱えていることから、認知症カフェが適切に運営されるよう支援を行う。
これらにより、認知症の普及啓発を図るとともに、認知症の人とその家族の社会参加の場を充実させ、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現する。

2 事業概要

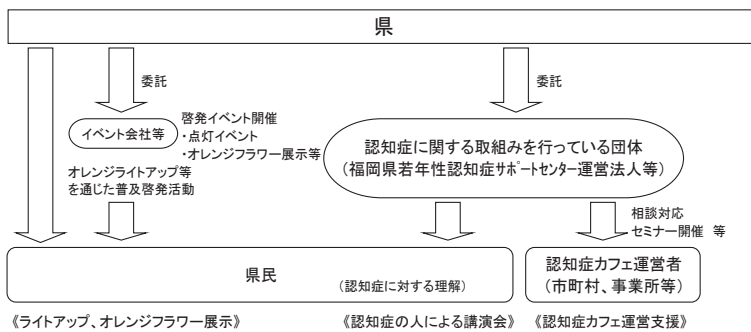
1 認知症に対する普及啓発・本人発信支援

- (1) 認知症の日（9月21日）に合わせたライトアップ
旧福岡県公会堂貴賓館（1週間）、クローバープラザ（1週間）、福岡タワー（1日）
- (2) 県庁ロビーでのオレンジフラワー展示
認知症のシンボルカラーであるオレンジ色の花や認知症への理解を深めるパネルの展示を開催。
- (3) 認知症の人による講演会を開催（本人発信支援）
認知症の本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前向きに暮らす姿を積極的に発信する本人講演会を開催。

2. 認知症カフェ運営支援

- (1) 認知症カフェの運営方法や継続に関する課題に対応するための相談対応
新型コロナにより活動を自粛していた認知症カフェの再開の手法や、継続させるための手法等について相談対応を実施。
- (2) 認知症カフェの運営継続や充実に資するセミナーを開催
全国の最新動向や、認知症当事者とその家族に対する一体的支援についてのセミナーを開催。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8	R9
認知症カフェ設置市町村数	目標	-	56	58	59	60	60
	実績	54	-				

【成果指標の設定根拠】

・令和元年に国が制定した認知症施策推進大綱（以下、「大綱」という。）において、国は認知症カフェを全市町村での設置をすることを目標としているため福岡県においても認知症カフェ設置市町村数を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

・大綱に基づき、全市町村に認知症カフェが設置されることを目標とする。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

1 認知症に対する普及啓発・本人発信支援

- (1) 認知症の日（9月21日）に合わせたライトアップ
旧福岡県公会堂貴賓館（9月21日～9月28日）、クローバープラザ（9月21日～9月28日）、福岡タワー（9月21日）
旧福岡県公会堂貴賓館では9月21日に点灯式を実施し県民に対し認知症に対する啓発を行うことができた。
- (2) 県庁ロビーでのオレンジフラワー展示
県庁ロビーでオレンジ色の花並びに県及び市町村の認知症施策の取組の照会パネルを展示。
また、啓発チラシを配付するとともに、認知症当事者によるインタビュー等をモニターにて放映し県民への啓発を図ることができた。
- (3) 認知症の人による講演会を開催（本人発信支援）
9月21日県庁ロビーにて実施 観覧者66名
県在住の若年性認知症の当事者による講演会を県庁ロビーにて実施。一般来庁者が行きかう県庁ロビーで実施したことで、認知症に対して関心のない県民に対しても当事者の声を伝えることができた。

2 認知症カフェ運営支援

- (1) 認知症カフェの運営方法や継続に関する課題に対応するための相談対応
相談件数87回
認知症カフェ設置がある市町村数 54市町村
- (2) 認知症カフェの運営継続や充実に資するセミナーを開催
1回開催 認知症カフェを運営する市町村職員等45名参加
対面でのセミナーを実施したことで、認知症カフェ運営者同士の情報交換が活発に行われた。認知症カフェを運営するに当たっての悩みや方向性を共有することができた。

(要因)

新型コロナウイルス感染症の影響により、認知症カフェの運営を休止した認知症カフェが急増したため、現在（令和5年3月末時点）県において認知症カフェ設置市町村数は54市町村にとどまっている。

今後は、新型コロナウイルス感染症が5類相当に分類変更になったことに伴い、営業を再開する認知症カフェも増えてきたことから市町村等認知症カフェ運営者への積極的かつ能動的な働きかけを実施し、全市町村の認知症カフェの設置を目指す。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
あり

(有の場合、その内容)

新型コロナウイルス感染症が感染症5類相当となったとはいえ、高齢者にとっては未だ影響を与えているため目標値を修正するもの。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

効率的に相談に応じるため、認知症カフェの運営について、各市町村に定期的に連絡を図り課題の吸い上げを実施している。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	6,054	5,225	5,225	時間	840	840	840
(うち一般財源)	2,717	2,613	2,613	人件費（千円）	3,392	3,392	3,392

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

認知症カフェの運営のみを支援するだけでなく、認知症カフェの場での具体的な認知症当事者や家族の支援についても考える必要があるため。

【見直し内容】

認知症カフェの運営支援に加え、認知症カフェの場での認知症の当事者と家族を一体的に支援する研修会を開催予定。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	成年後見制度利用促進事業		部課(室)	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課	事業 開始年度	R4
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	2	地域包括ケアの推進	具体的な取組	3	認知症対策の推進

1 事業のねらい・目的

認知症等により判断能力が十分でない人に対し、財産管理や身上監護に関する法律行為を援助する「成年後見制度」は、高齢者の権利擁護を図るための仕組みとして、認知症の人や一人暮らし高齢者の増加に伴い必要性が高まっているが、十分に利用されていない状況である。

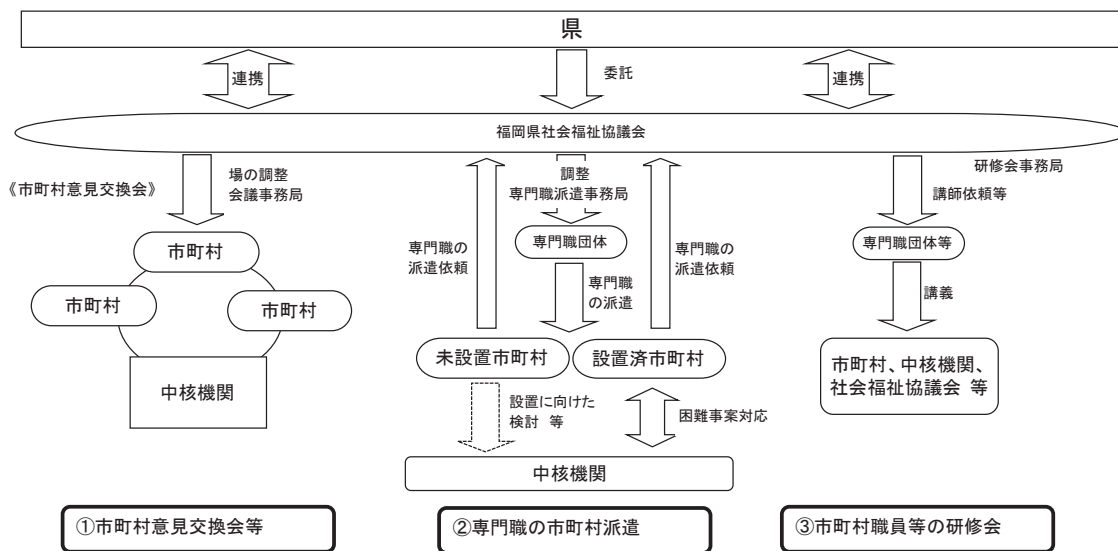
このため、国は「成年後見制度の利用促進に関する法律」を施行し(H28年)、市町村は、国が定める基本方針に基づき必要な措置を講じることとした。具体的には、成年後見制度の必要な人を早期に発見して支援につなげるよう、権利擁護に関する地域連携ネットワークを構築し、その中核となる機関(中核機関)の設置に努めることとしている。

そこで、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市町村に対し、中核機関の広域設置等を検討する意見交換会の開催、中核機関の設置に向けた必要な助言等を行うための専門職の派遣、身寄りがいない方等を適切に成年後見制度が利用できるようにするための研修会等の開催を行い、成年後見制度利用促進の更なる体制整備を図る。

2 事業概要

- 市町村意見交換会等の開催
市町村に中核機関の設置を促すとともに中核機関が円滑に運営されるよう、県が主催する市町村意見交換会を開催する。(ex)中核機関の広域設置の検討、先進自治体の取組、中核機関設置に係る財政支援制度の周知等
- 専門職の市町村派遣
中核機関設置に係る検討や支援困難事案への対応などについて、市町村又は中核機関に専門職を派遣し助言を行う。
※弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などから派遣
- 市町村職員等を対象とした研修会の開催
成年後見制度における市町村申立に係る研修や、本人の自己決定権に沿った後見事務に係る研修を実施。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6
市町村意見交換会への中核機関未設置市町村参加率	目標	80%	90%	100%
	実績	82%		

【成果指標の設定根拠】

- ・中核機関の設置に向けて、市町村意見交換会を通じて市町村に対し中核機関設置の意義と県の支援の内容を周知する必要がある。同時に、既に設置した市町村の経験を未設置の市町村と共有することで、県全体において、中核機関の設置を進めていく必要があることから、中核機関未設置市町村の参加率を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

- ・全ての未設置市町村に参加を促す必要があるため。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
(評価)

- 1 市町村意見交換会等の開催
市町村による単独又は広域での中核機関設置について検討する市町村意見交換会を7回開催。中核機関未設置市町村のうち8割に当たる33市町村が参加し、設置に向けた意見交換を行うことができた。
- 2 専門職の市町村派遣
中核機関未整備の市町村に対し、中核機関が行う業務内容や他県の設置事例など、中核機関の整備に向けた必要な助言を行う体制整備アドバイザー、市町村や中核機関等が対応するネグレクトや経済的虐待、犯罪に巻き込まれた等の複合した課題を抱える「支援困難事案」について助言を行う権利擁護支援総合アドバイザーを配置。
2町における中核機関の設置に向けた検討会議や、受任者調整デモ会議へのアドバイザー派遣を行うことができた。
- 3 市町村職員等を対象とした研修会の開催
以下3つの研修を開催し、市町村職員等における制度の理解促進につなげることができた。
 - a. 成年後見制度利用促進研修会
成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高める。(令和4年7月25日開催)
 - b. 市町村長申立等研修会
市町村長申立等の実務能力を向上させる。(令和4年11月9日開催)
 - c. 意思決定支援に係る研修会
「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を内容とする。(令和5年2月15日開催)

(要因)

本事業による周知及び支援により、市町村における中核機関設置の機運が高まりつつある。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

なし

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

より多くの市町村の参加ができるよう、日程、場所、開催方法について市町村の声を取り入れて開催した。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	8,349	8,437	8,437	時間	2,292	2,292	2,292
(うち一般財源)	3,995	4,219	4,219	人件費(千円)	9,256	9,256	9,256

5 見直しの内容

継続 拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

引き続き、多くの市町村に参加を求め、中核機関の設置を促していきたいため。

【見直し内容】

より多くの市町村の参加ができるよう、日程、場所、開催方法についてオンラインも含めた開催を検討する。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	福岡県再犯防止強化事業		部課(室)	福祉労働部 福祉総務課	事業 開始年度	R3
-----	-------------	--	-------	----------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる 社会・地域づくり
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組		

1 事業のねらい・目的

- ・ 犯罪をした者等円滑な社会復帰を促進することにより、再犯の防止を図るとともに、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する。
- ・ 「県再犯防止推進計画」の実効性の担保とともに、入口支援を本格実施し、県内の再犯率の低減を図る。

2 事業概要

1 「福岡県地域定着支援センター（入口支援業務）」の運営

- ・ 犯罪をした者等のうち、起訴猶予や執行猶予後に高齢、障がい等により福祉的支援が必要な者に対し、社会資源に繋ぐなどの社会復帰支援を行う。

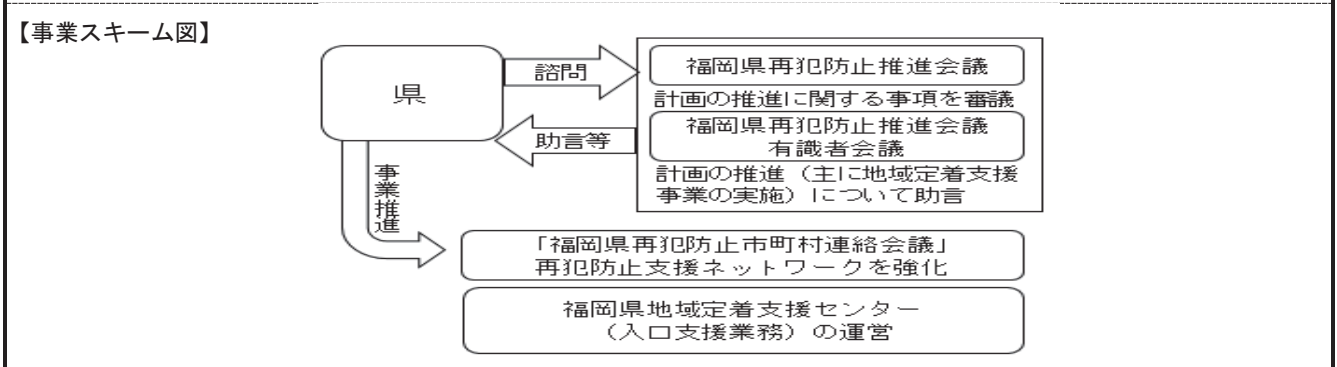
2 地域における再犯防止推進ネットワークの構築

① 福岡県再犯防止推進会議・有識者会議の運営

- ・ 「福岡県再犯防止推進計画」の推進に係る協議、策定及び進捗管理等を実施。

② 福岡県再犯防止推進市町村連絡会議の開催

- ・ 県内全市町村を参加対象として、再犯防止に関する情報を共有するとともに、市町村における地域再犯防止計画の策定を働きかける。



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		基準 (R3)	R4	R5 (見込)
福岡県地域定着支援センター (入口支援) 新規支援件数	目標	40	40	40
	実績	29	43	43

【成果指標の設定根拠】
福岡県地域生活定着支援センターにおいて新規に相談等を受け付け、社会復帰支援を行った件数を指標とする。

【目標値の設定根拠】
令和元年度から実施したモデル事業における支援件数31件（累計件数）を参考に目標値を設定。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
(評価)
令和4年度は目標40件に対し、43名の新規支援件数となり、目標を達成した。

(要因)
モデル事業の期間を含めると、事業実施4年目となり、福岡県地域生活定着支援センターへの繋ぎを行う弁護士、地方検察庁、保護観察所等に対する制度周知が進んできたことが、要因と考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
無し

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
センター関係者による会議（ケース会議）を年4回実施した。定期的に問題点や、成功例を共有し合い、顔が見える関係を構築することで、スムーズかつ、効率的な支援に繋がったと考えられる。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	13,500	13,500	13,500	時間	573	851	573
（うち一般財源）	0	3,375	3,375	人件費（千円）	2,314	3,437	2,314

5 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小） <input type="checkbox"/> 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）
<p>【上記の理由】</p> <p>・再犯防止の推進のためには、センターにおいて、犯罪をした者等のうち、福祉的支援が必要な人に対してきめ細かな支援を継続的に実施し、円滑に社会へ復帰させる必要がある。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>・犯罪をした者等に対する福祉的支援の必要性について、県民の理解や関心が深まっていない現状があるため、関係機関と連携し、犯罪をした者等の地域における、受入先の開拓に努める。</p>

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	災害福祉支援体制整備事業 (市町村災害ボランティアセンター運営支援事業)		部課(室)	福祉労働部 福祉総務課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	28	災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化
	小項目	1	地域防災力と危機管理の強化	具体的な 取組	2	災害対応力の強化

1 事業のねらい・目的

県社協が実施する市町村社協に対する災害ボランティアセンター(以下「災害VC」という。)に係る研修等を支援することで、災害VCの円滑な設置・運営を図る。

2 事業概要

1 実施主体

福岡県社会福祉協議会

2 事業内容

市町村社協を指導する職員を配置し、以下の取組を行う。

① 集合研修

事業実施年度の実地研修の参加者を対象に、災害VCの基本を学ぶための集合研修(講義・演習等)を実施する。

※実地研修参加者以外の参加も可とする。

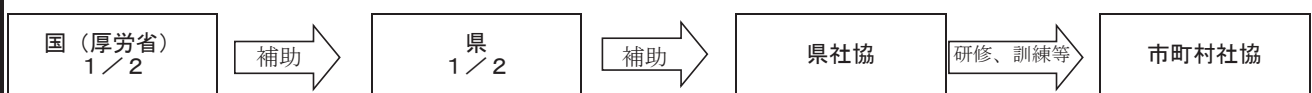
② 各地区(複数市町村)での実地訓練

近隣市町村社協同士で災害時相互応援協定が締結されており、協定に基づく地域ごとに実際の災害を想定した災害VC設置運営訓練を実施。4地区×3年間で全ての地区(市町村社協)で研修を実施し、一巡後も研修内容(想定災害等)を変えながら継続的に実施する。

③ 市町村社協への個別支援

- ・上記①及び②を受講した市町村社協には、個別に災害VCの設置運営訓練を実施させ、その実施に当たって、指導職員を派遣し、訓練の企画等を支援する
- ・マニュアルの作成や地元市町村との災害VCの設置運営に係る協定が完了していない市町村社協を個別指導し、体制整備を促す。
- ・災害時には、被災地域の市町村社協による災害VCの設置運営を支援する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
県社協による研修を受けて、個別に訓練を行った市町村社協の数	目標	—	20	20	20	20	20
	実績	—	4	11	16(見込)	—	—
市町村社協における災害VCの設置運営マニュアルの作成	目標	—	49	55	60	—	—
	実績	43	47	53	57(見込)	—	—
災害VCの設置運営に係る市町村社協と地元市町村との協定の締結	目標	—	47	53	60	—	—
	実績	41	46	52	54(見込)	—	—

【成果指標の設定根拠】

災害VCは、主に市町村社協によって運営されていることから、市町村社協による訓練の実施やマニュアルの作成等を促し、災害VCの円滑な設置・運営につなげる。

【目標値の設定根拠】

①市町村社協による個別の訓練の実施

3年間で全ての市町村社協で実地訓練を実施することから、1年間で20市町村を目標とした。

②マニュアルの作成及び協定の締結の完了

研修が一巡するR5までに、全ての市町村社協においてマニュアル作成及び協定締結が完了となるようにした。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)
 ・個別訓練を実施した市町村社協数、市町村社協における災害V Cの設置運営マニュアルの作成及び災害V Cの設置運営に係る市町村社協と地元市町村との協定の締結のいずれにおいても目標値を下回る結果となった。

(要因)
 ・本事業は令和3年度から令和5年度までの3年間で、県内市町村社協全てで研修・訓練を受けてもらう計画である。令和4年度は2年目であり、目標値には届かなかったが、いずれの指標も前年度から着実に増えている。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
 無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
 市町村社協及び市町村と定期的にミーティングを実施したことにより、災害V Cの設置運営に係る協定の締結や災害V C設置マニュアルの作成に結びついた。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	4,818	4,818	12,093	時間	146	146	146
(うち一般財源)	2,409	2,409	2,700	人件費 (千円)	590	590	10,916

5 見直しの内容

継続
 拡充
 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの)
 一部改善
 縮小)

終了 (完了)
 再構築 (他の事業に組み替え)
 廃止)

【上記の理由】
 事業計画期間が令和3年度から令和5年度の3年間であるが、引き続き、災害V Cの円滑な設置・運営のための取組を推進する必要がある。

【見直し内容】
 多様な主体が協働した、「地域協働型」災害ボランティアセンターの運営体制の構築を推進する。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	部課(室)	福祉労働部 こども未来課	事業 開始年度	H27
-----	----------------------	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、こどもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	2	子どもの貧困対策の推進	具体的な取組	2	教育の支援

1 事業のねらい・目的

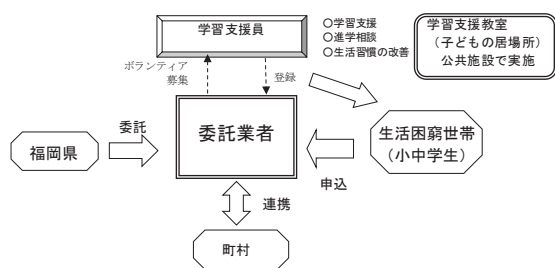
貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進する。

2 事業概要

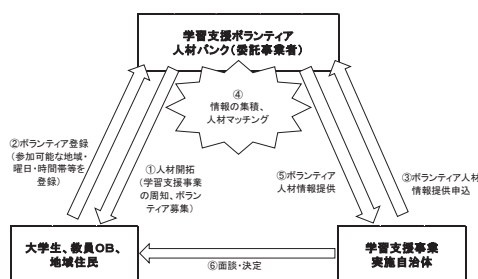
- (1) 子どもの学習・生活支援事業
 - 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども（小中学生）を対象に、大学生、教員OBなどのボランティアの協力を得て、町村の公共施設において、学習支援（週1回、2時間程度）を行うとともに、進学相談等に応じる。
- (2) 学習支援ボランティア人材バンク事業
 - 学習支援ボランティアを県が一括して募集し、希望者を人材バンクに登録するとともにボランティアを必要とする学習支援事業実施自治体に対し、人材バンクに登録された情報の提供やマッチングを実施する。

【事業スキーム図】

(1) 子どもの学習・生活支援事業



(2) 学習支援ボランティア人材バンク事業



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
(1) 子どもの学習・生活支援事業 (成果指標) 学習支援会場を有する町村数	目標	30	31	31	31	31	31
	実績	28	28	26	27	27	
(2) 学習支援ボランティア人材バンク事業 (成果指標) ボランティア登録数	目標	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	実績	513	582	598	715	722	

※ R5実績数は令和5年7月末時点のもの。

【成果指標の設定根拠】

- (1) 全町村の生活困窮世帯の子どもが学習支援を受けることができるため、令和7年度までに、各町村において最低1箇所、何らかの学習支援を実施することを目標とする。
- (2) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行うボランティア確保のため、平成28年度のボランティア数を基に、学習支援事業実施町村数の伸び率を乗算した1,400人を目標と設定。

【目標値の設定根拠】

- (1) 令和7年度までに、各町村において最低1箇所、何らかの学習支援を実施することを目標とする。
- (2) 事業開始前までのボランティア数(900人)に、新たな登録者数の見込み(500人)を加えた数を目標とする。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)
 (1) 実施町村数は27町村であり、目標に達していない
 (2) 登録者数は715人であり、目標に達していない。

(要因)
 (1) 未実施町に対する事業実施の働きかけを行っているが、日程や会場の確保等、町との調整に時間を要しているため、目標には達していない。
 (2) 事業開始以前のボランティアのほとんどは現在活動している場のみでの活動を希望しており、本事業を利用しなかったため。また、ボランティアが不足している学習教室は少なく、ボランティアに対するニーズが見込みより少ないため。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
 無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
 (1) 町村による会場の無償提供や町村の広報誌等を活用した利用者の募集など、町村の教育部局や福祉部局に協力を要請し、事業経費の節減に努めている。
 (2) 町村の教育部局や福祉部局にリーフレットやポスターの掲示などの協力を要請し、事業経費の削減に努めている。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	19,078	22,212	20,095	時間	1,070	1,070	1,070
(うち一般財源)	9,539	11,107	10,048	人件費(千円)	4,321	4,321	4,321

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】
 (1) 福岡県子どもの貧困対策推進計画において、生活保護世帯の子どもに係る高等学校等進学率及び高等学校等中退率の改善を数値目標として掲げており、当該計画の目標達成のため、当該事業により生活困窮世帯の子どもに対して学習支援を行うことが必要である。
 (2) 「ひとり親家庭等健全育成対策事業」において同様にボランティアのマッチングを行っているため、令和6年度から左記の事業に統合する。

【見直し内容】
 (1) 未実施町(4町)に対する事業実施の働きかけを行っていく。
 (2) 令和6年度から「ひとり親家庭等健全育成対策事業」に統合。(▲ 2,161千円)

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ひとり親正規雇用支援事業	部課(室)	福祉労働部 こども未来課	事業 開始年度	H30
-----	--------------	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	3	ひとり親家庭の支援	具体的な取組	2	就業支援

1 事業のねらい・目的

高度な職業訓練を受け、資格を取得しようとする者(多子世帯)に対する修業期間中の生活費を助成することにより、正規雇用への転換を支援し、ひとり親世帯の就労収入の増加を図る。

2 事業概要

① 対象者(次の全てを満たす者)

- 福岡県内の町村に住所を有する者
- 高等職業訓練促進給付金受給者(市町村民税非課税世帯に限る。)
- 扶養する子が2人以上(但し、課程修了までの最後の12月は、子ども5人以上に限る。)
- 資格取得後、速やかに県内で就職する意向のある者

② 対象資格

- 養成機関において1年以上修業が必要な資格(看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等)

③ 修業期間

- 1年以上

④ 支給額

- 第2子:月20千円
- 第3子以降:児童1人につき、月額10千円

⑤ 支給期間

- 修業期間の全期間(上限4年)

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
受給者数	目標	72	72	72	72	72	72
	実績	68	58	65	62	62※	

※R5.10月末時点

【成果指標の設定根拠】

資格取得による正規雇用への転換支援を目的としているため、高等職業訓練促進給付金の受給者数を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

制度開始以降最も受給者数が多かったH23年度の72人を毎年度の目標とする。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)
 R4年度は目標の受給者数を下回った。

(要因)
 当該制度の対象者への周知が不足していたため、今後は周知を強化し、目標の達成を目指す。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
 見直しは行わない。

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
 ・過去の実績に基づき事業費を決定した。
 ・高等職業訓練促進給付金の対象となる資格を拡充し、受給者の増加を図った。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	2,250	3,240	5,160	時間	216	216	216
(うち一般財源)	2,250	3,240	5,160	人件費 (千円)	873	873	873

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】
 ひとり親世帯は非正規雇用の割合が高く、収入の安定や増加のために正規雇用への転換が必要である。

【見直し内容】
 高等職業訓練促進給付金の周知のため、ひとり親サポートセンター等の関係機関と積極的に連携する。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書(既存事業分)

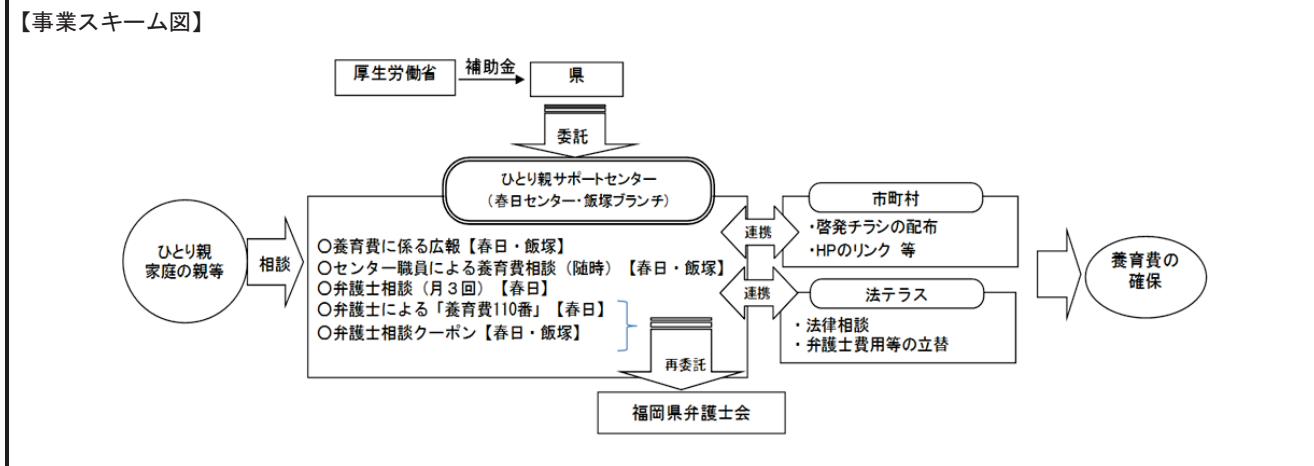
事業名	養育費確保支援事業		部課(室)	福祉労働部 こども未来課	事業 開始年度	H30
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	3	ひとり親家庭の支援	具体的な取組	3	養育費の確保

1 事業のねらい・目的

・養育費は子どもの生活を支える重要な柱であるが、養育費について取り決めている母子世帯は53.2%、現在も受け取っているのは32.0%に留まり、養育費の確保が進んでいない現状がある。養育費に関する広報及び相談体制を強化し、経済的基盤が弱く、厳しい生活状況にあるひとり親世帯の収入の向上及び安定を図る。

2 事業概要

- ・養育費の取り決めや公正証書作成の重要性を周知するため、啓発動画(ネット配信)、チラシを作成し、関係機関に配布。
- ・弁護士による集中電話相談を実施。
- ・弁護士相談を受けるため、来所相談が困難な者に対して、弁護士への相談が無料で1時間受けられるクーポンを発行。
- ・弁護士相談後の支援について、センター相談員と弁護士(無料相談担当弁護士)とが協議し、相談者へのフォローアップを行う。



3 成果指標及び進捗状況

		成果指標	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
養育費相談件数	達成状況	相談件数	目標	529	529	529	536	536	536
		センター職員	実績	338	193	195	188	125	
		弁護士	実績	123	116	104	101	34	
		110番	実績	106	77	110	66	37	
		クーポン	実績	48	24	96	61	27	
		計	実績	615	410	505	416	223	

※R5は9月末時点

【成果指標の設定根拠】
目的はひとり親世帯の収入の向上や安定を図ることであり、取り決めに推進するために指標として、ひとり親サポートセンターにおける相談件数を設定する。

【目標値の設定根拠】
養育費について誰にも相談していない者(46.0%)を対象と考え、R9年度における「養育費の取り決め率」目標が9.2%(H28→R3の上昇率)の増加となるよう、センター相談件数を設定する。
46.0%×9.2%×31,656世帯(母子世帯推計数)=1,340世帯
1,340世帯×2回(相談回数)÷5年度=536件

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

市町村や関係機関等への養育費啓発チラシの配布、弁護士による相談等を実施したが、目標の相談件数を達成できなかった。

(要因)

制度開始当初は新規事業として県の広報テレビ・ラジオ等で積極的に周知されていたが、徐々に広報媒体への露出が少なくなっているため、相談件数が減少している。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

弁護士相談後の支援についてサポートセンター相談員と弁護士（無料相談担当弁護士）とが協議し、相談者へのフォローアップを行うことで事業効果を高めている。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	1,355	3,336	3,336	時間	101	101	101
(うち一般財源)	0	1,668	1,668	人件費(千円)	408	408	408

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

養育費はこどもの生活を支える重要な柱であるが、養育費の取り決めをしていない等の理由により養育費の確保が進んでいない現状があるため、引き続き養育費確保についての支援を行う必要がある。

【見直し内容】

弁護士相談についての広報を強化するとともに、より効率的な実施方法について検討を行う。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	養育費確保のための公正証書等作成支援事業		部課(室)	福祉労働部 こども未来課	事業 開始年度	R4
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	3	ひとり親家庭の支援	具体的な取組	3	養育費の確保

1 事業のねらい・目的

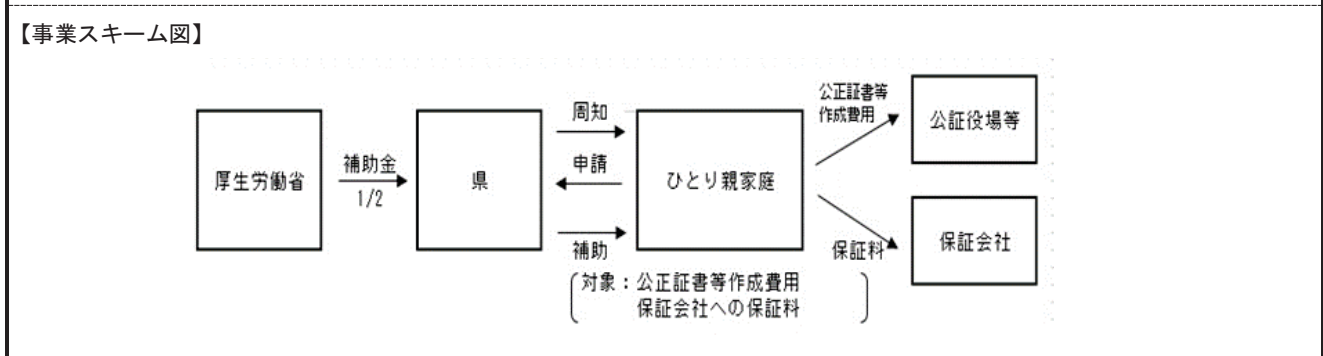
・ひとり親の養育費に関する公正証書等作成に係る費用や、養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用を補助することにより、養育費に関する取り決めに促すとともに、養育費の継続した履行確保を図る。

2 事業概要

・公正証書等作成に係る本人負担費用に対する助成
【対象者】 町村に居住し、養育費の取り決めの対象となる児童を扶養しているひとり親
【対象経費】 公正人手数料、家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用郵便切手代
【補助額】 1人につき上限3万円(1回のみ)

・保証会社(養育費の未払いが発生した場合に立替及び督促を行う)と養育費保証契約を締結する際の保証料に対する助成
【対象者】 町村に居住し、養育費の取り決めの対象となる児童を扶養しているひとり親であって、養育費に関する債権を有している者(児童扶養手当受給者又は同等の所得水準であること)
【対象経費】 保証料として本人が負担する費用(初回契約料に限る)
【補助額】 1人につき上限5万円(1回のみ)

・県民への啓発・周知用チラシ・ポスターを作成
 町村の窓口において離婚相談時等に対象者へ配布する他、ポスターを窓口に掲示し周知を図る。



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8	R9
公正証書等作成支援助成件数	目標	100	100	100	100	100	100
	実績	11	20※				
保証契約締結支援助成件数	目標	10	10	10	10	10	10
	実績	1	0※				

※R5.9月末時点

【成果指標の設定根拠】
 目的は養育費の継続した履行確保であるため、強制力のある公正証書等の書面作成や、立替払いなどを受けることができる保証契約の締結のための補助世帯数を設定する。

【目標値の設定根拠】
 (公正証書等作成支援)
 令和2年度児童扶養手当新規認定世帯761世帯のうち、離婚世帯で中学生以下のこどもがいる世帯465世帯のうち文書による取り決めをしていない世帯317世帯
 317世帯のうち、約1/3が申請と想定 317世帯×1/3≒100世帯
 (保証契約締結支援)
 上記100世帯のうち、約10%が保証契約を締結と想定 100世帯×1/10=10世帯

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

公証役場及び町村の窓口において離婚相談時等に対象者へ周知したが、目標件数を達成できなかった。

(要因)

令和4年度からの新規事業であり、対象者への周知が不十分だったため。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

ひとり親家庭への総合的な支援を実施しているひとり親サポートセンターを申請窓口とすることで、事業の効率化を図っている。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	692	4,000	4,000	時間	478	478	478
(うち一般財源)	135	2,000	2,000	人件費 (千円)	1,931	1,931	1,931

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

養育費を確実に受け取るには、父母の間で「強制力のある書面 (公正証書)」を取り交わしておくこと、未払いが発生した時のために保証会社と保証契約を締結しておくことが重要であるため、引き続き事業を実施する。

【見直し内容】

事業の周知のため、ひとり親サポートセンター等の関係機関と積極的に連携する。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ送迎支援事業)	部課(室)	福祉労働部 こども未来課	事業 開始年度	H27
-----	---------------------------------	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	2	多様な保育ニーズへの対応

1 事業のねらい・目的
 授業終了後に、学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域の人材活用等による送迎支援やバス等による児童送迎を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図る。

2 事業概要

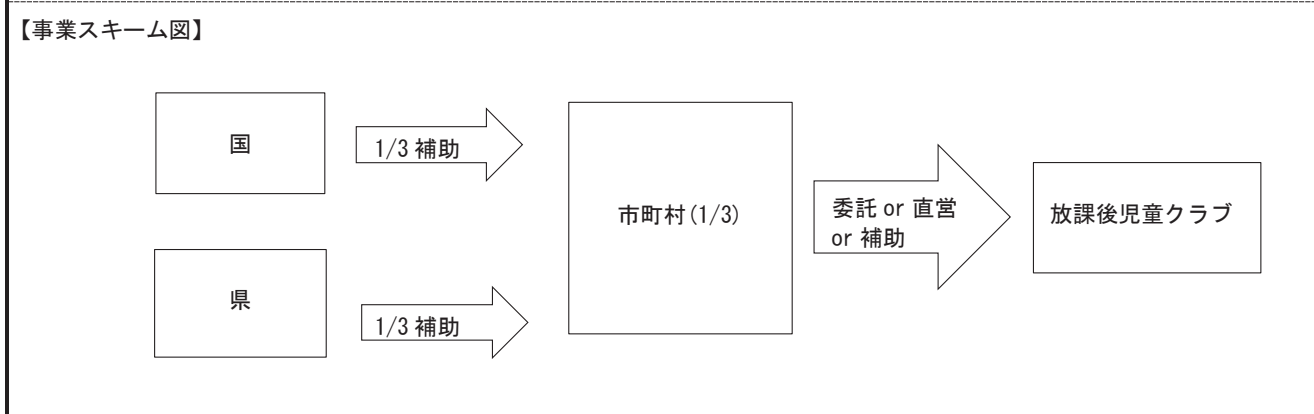
(1) 内容
 市町村が実施する小学校から小学校敷地外の放課後児童クラブまでの移動や、放課後児童クラブからの帰宅について、ボランティア等による児童送迎やバス等による児童送迎に係る経費の補助

(2) 対象経費
 ボランティア等への謝金、バスの燃料費、委託料

(3) 補助上限額
 521,000円(1支援の単位あたり)
 ※「支援の単位」：おおむね40人以下を基準とした事業の実施単位

(4) 県内の放課後児童クラブの実施場所の状況(R5.5.1現在(速報値)) (単位：支援の単位)

学校の余裕教室	229
学校敷地内施設	1,081
その他(小学校敷地外)	345
計	1,655



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
助成件数	目標	10	10	10	10	30	30
	実績	13	19	20	22	集計中	-

【成果指標の設定根拠】

利用児童送迎支援事業助成数(支援の単位)とする。

【目標値の設定根拠】

令和4年度までは、クラブ職員による送迎等により児童の安全・安心な移動を確保しているクラブを考慮し、クラブ職員以外の地域人材(ボランティア)の活用等による児童送迎に対する市町村のニーズを精査し、目標値を設定している。
 令和5年度以降は、近年の助成件数を踏まえて、目標値を上方修正している。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)
 目標10件に対し、実績22件となっており、目標を達成している。

(要因)
 クラブ職員による児童の送迎が行われていないクラブにおいて、地域のボランティア等を活用した児童の送迎を行うクラブが増加したことにより、小学校敷地外にあるクラブに通う児童の安全・安心な移動の確保が進捗した。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
 無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

市町村向け事務担当者説明会等を活用し、事業の活用を呼び掛けるとともに、クラブ職員以外による児童の送迎を実施している市町村に引き続き補助を行い、地域の実情に応じた児童の送迎が効率的に実施されるようにする。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	10,647	11,790	14,325	時間	208	208	208
(うち一般財源)	10,647	11,790	14,325	人件費 (千円)	840	840	840

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】
 本事業の実施により、小学校敷地外にあるクラブに通う児童の安心・安全が確保されることから、継続して実施する。

【見直し内容】
 市町村向け事務担当者説明会等を開催し、事業の意義等を丁寧に説明し、小学校から小学校敷地外の放課後児童クラブまで、また放課後児童クラブから帰宅まで、全ての児童の安心・安全が確保されるよう、事業の周知を徹底していく。(+2,535千円)

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	放課後児童健全育成事業 (放課後児童支援員認定研修)		部課(室)	福祉労働部 こども未来課	事業 開始年度	H27
-----	-------------------------------	--	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	2	多様な保育ニーズへの対応

1 事業のねらい・目的

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、放課後児童クラブを運営する放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに放課後児童支援員を配置する必要があり、国が定めた基準に沿った支援員の資格認定のための研修を実施する。

2 事業概要

○放課後児童支援員認定研修の実施

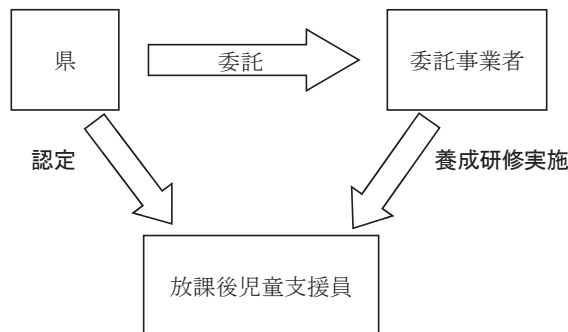
(1) 研修概要

- ①実施主体 都道府県(一部委託も可)
- ②定員 100名程度
- ③時間数 24時間(16科目)
- ④研修回数 年9回

(2) 認定研修の科目及び時間数(24時間16科目)

- ①放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 4.5時間(90分×3科目)
- ②子どもを理解するための基礎知識 6.0時間(90分×4科目)
- ③放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 4.5時間(90分×3科目)
- ④放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 3.0時間(90分×2科目)
- ⑤放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 3.0時間(90分×2科目)
- ⑥放課後児童支援員として求められる役割・機能 3.0時間(90分×2科目)

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
放課後児童支援員認定件数	目標	1,200	1,200	800	770	770	770
	実績	1,038	503	424	461	集計中	

【成果指標の設定根拠】

放課後児童支援員の認定の件数の増加を図る事業であるため。

【目標値の設定根拠】

平成27年度から始まった認定資格研修を、放課後児童指導員全員が5年間のうちに研修を修了する必要があったため、令和元年度は、未受講者数の1,200件を目標値とした。5年間の経過措置期間は令和元年度末に終了したが、放課後児童クラブの増加に伴い支援員も増加していることや支援員の入れ替わりが多く、未受講者も発生しているため、令和2年度以降は市町村への需要調査の結果を踏まえ、認定件数の目標値を設定した。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

事業の実施により、放課後児童支援員を認定し、国の基準に基づいた支援員の配置に寄与できたが目標値を下回った。

(要因)

令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、当年度に受講が必要な者を中心に研修定員を会場の収容定員の半分程度になるよう見直したため、目標値を下回る実績となった。

令和6年度以降、上記制限を廃止する。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

放課後児童健全育成事業に関する、支援技術の向上のための各種研修を実施している団体に委託し、効率的に事業を行った。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	8,675	9,016	9,016	時間	731	635	635
(うち一般財源)	4,338	4,508	4,508	人件費(千円)	2,952	2,565	2,565

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

市町村が必要とする放課後児童支援員数を確保するため、引き続き研修の受講機会を提供していく必要がある。

【見直し内容】

新型コロナウイルス感染症予防の感染防止のための制限を廃止し研修を開催する。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	不妊治療等支援事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R4
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	2	妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の充実	具体的な取組	3	不妊に悩む人への支援、小児医療の充実

1 事業のねらい・目的

不妊症や不育症に対する治療の現状について周知啓発を行うことで、仕事との両立支援の必要性に対する県民の理解を深めるとともに、不育症の検査や治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊や不育症の治療を受けやすい環境整備の推進を図る。

2 事業概要

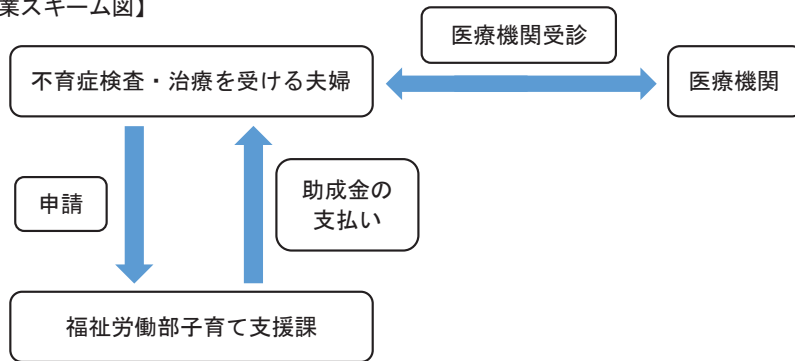
保険適用外の不育症の検査（先進医療を除く。）及び治療に係る費用の一部を助成する。

（助成対象者） 福岡県（北九州市、福岡市、久留米市除く）内に住民票がある夫婦（事実婚を含む。）

（対象検査・治療） 医療機関において不育症と診断され、医療保険各法に基づく給付の対象とならない検査（先進医療を除く。）及び治療

（助成金額） 対象となる検査・治療に要した費用の合計額の1/2まで、上限5万円

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8	R9
助成件数	目標	275件	275件	24件	24件	24件	24件
	実績	18件					

【成果指標の設定根拠】

不育症の検査及び治療を行う夫婦の経済的負担を軽減することを目的として事業を実施しているため、助成件数を成果指標とした。

【目標値の設定根拠】

県内で1年間に発生すると考えられる不育症患者数275人を目標値とした。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

目標未達成。

(要因)

助成対象となる不育症検査・治療の一部は、複数実施により保険適用となる場合があり、保険適用とならない不育症検査・治療の実施件数が当初の想定より少なかったため、目標未達成となった。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

有

(有の場合、その内容)

令和4年度の実績をもとに、1ヶ月当たりの申請件数を2件とし、年間の申請件数である24件を目標値とする。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

助成事業に関するリーフレットを作成し、県内の産婦人科医療機関等に配布するとともに、県ホームページを作成し、周知を図った。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	449	6,850	1,200	時間	9	9	9
(うち一般財源)	449	6,850	1,200	人件費(千円)	37	37	37

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

不育症検査・治療のうち、保険適用外又は、医療保険の適用とならない不育症検査・治療の実施見込みが少ないため。

【見直し内容】

令和4年度の実績をもとに、1ヶ月当たりの申請見込み件数を2件としたうえで、年間の申請見込み件数を24件と見直したことに伴う予算額の減 (▲5,650千円)

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	保育士等キャリアアップ研修事業	部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H30
-----	-----------------	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	1	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

1 事業のねらい・目的

- 国からは、都道府県が実施主体となり、研修による技能の習得のためのキャリアアップ研修を運営することを求められている。平成30年度から実施している研修を引き続き行うことで、賃金改善の要件とされる研修の機会を提供するとともに、職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が図られる。
- 国・市町村と協調して、研修を受講する際の代替職員の賃金に補助を行うことで、代替職員が確保され、施設における児童等の適切な処遇を担保する。

2 事業概要

1. 保育士等キャリアアップ研修の実施
 ・保育士等キャリアアップ研修を事業者者に委託し実施する。
 (主な内容)
 ① 研修の実施 ② 研修修了証の交付 ③ 修了者の情報管理

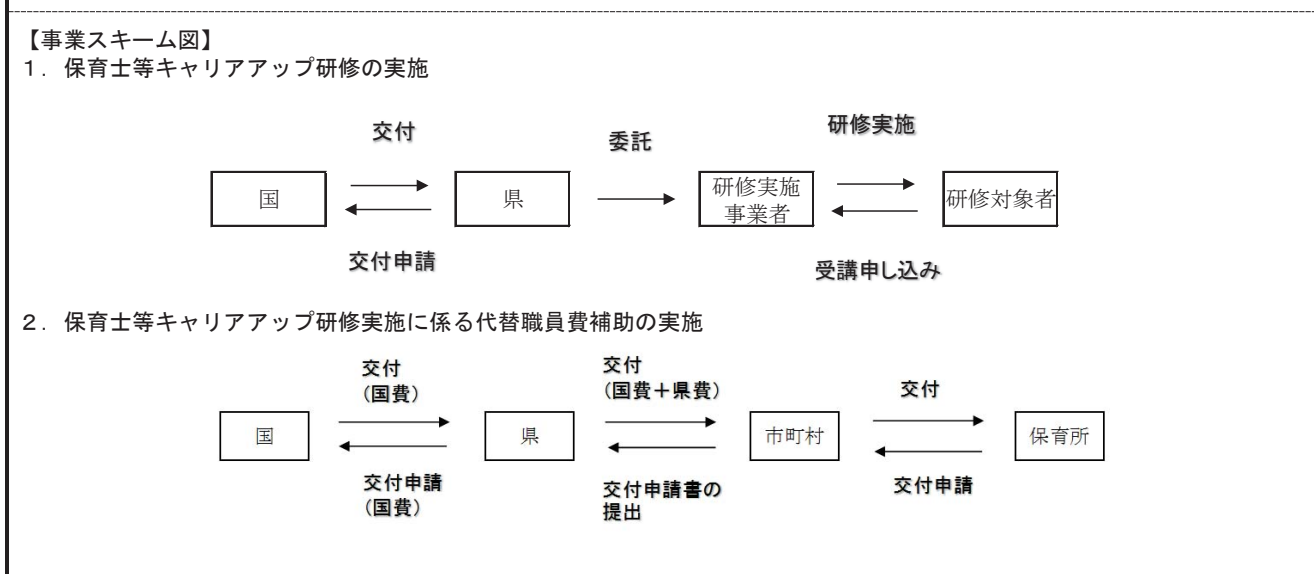
【研修の概要】
 (1) 研修分野
 ア 専門分野別研修
 (①乳児保育、②幼児教育、③障がい児保育、④食育・アレルギー、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援)
 イ マネジメント研修(⑦)
 ウ 保育実践研修(⑧)

(2) 対象者及び要件
 ア 副主任保育士(ライン職)
 ・経験年数概ね7年以上
 ・マネジメント研修⑦を含む、4分野の研修を修了
 イ 専門リーダー(スタッフ職)
 ・経験年数概ね7年以上
 ・4分野の研修を修了
 ウ 職務分野別リーダー
 ・経験年数概ね3年以上
 ・担当する職務分野の研修を修了(①～⑥から1分野)

(3) 研修時間 1分野15時間以上

(4) 研修修了の効果 本研修の修了が賃金改善の要件となっており、その効力は全国で有効

2. 保育士等キャリアアップ研修実施に係る代替職員費補助の実施
 【内容】
 ・保育士等キャリアアップ研修の実施にあたって、研修代替職員費の一部を補助する。



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
研修受講者（修了者）数（人）	目標	13,000	9,000	7,500	11,500	6,000	6,500	6,500
	実績	12,586	6,974	5,778	14,104	9,147		

【成果指標の設定根拠】

研修事業であることから受講者（修了者）数を成果指標とした。

【目標値の設定根拠】

毎年度、研修要件達成のための受講必要分野数について調査を行い、必要数を目標値として設定。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

目標値を超える方が受講しており、本事業の取組は有効であった。

（要因）

賃金改善の要件とされる本研修の修了要件が令和5年度から段階的に適用されることを踏まえ、受講必要分野数の調査時よりも前倒しで受講した方が多かったことが要因の一つだと考えられる。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無し

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・事業を開始した平成30年度から企画提案公募により委託先を選定し、研修ノウハウを有する法人が実施している。
- ・令和3年度からは、多くの保育士等が研修を受講できるようeラーニング型の研修も追加して実施している。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	40,869	41,819	41,824	時間	600	600	600
（うち一般財源）	20,289	20,128	20,127	人件費（千円）	2,423	2,423	2,423

5 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

本研修の修了が賃金改善の要件になっており、受講ニーズも高いため、事業を継続する。

【見直し内容】

- ・受講者数の目標については、令和6年度当初に再度受講必要分野数の調査を行った上で設定するなど、受講漏れがないよう研修機会の確保に努める。
- ・企業主導型保育施設及び届出保育施設の受講枠を継続し、職員の専門性の向上を図り、一定の保育水準を確保する。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	届出保育施設基準適合支援事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	1	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

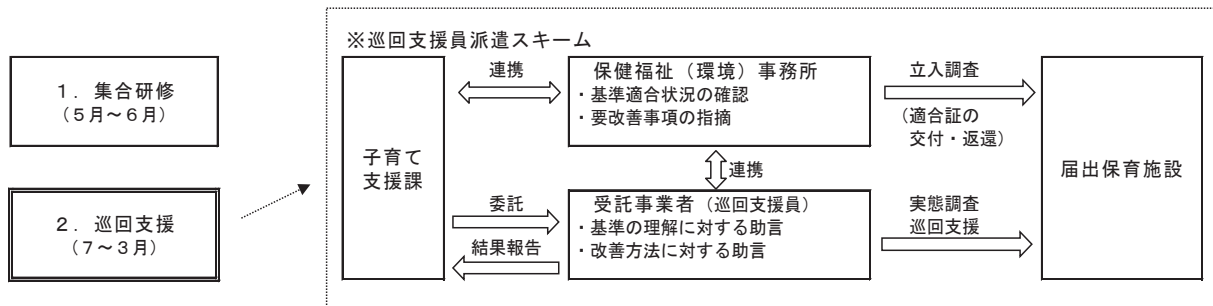
1 事業のねらい・目的

- 令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化において、認可外保育施設(届出保育施設)が無償化の対象となるためには、国の指導監督基準(以下、「国基準」)を満たすことが必要とされた。国は経過措置として5年間の猶予期間を設定。
- 猶予期間終了後も利用者の不利益にならないよう、また、利用者の安心・安全の確保を図るため、保健福祉(環境)事務所が行う年1回の立入調査とは別に、国基準の理解や事後的支援などの取組みを実施する。
- 届出保育施設の質の向上による基準適合施設数の増加を目的とする。(R3.10月:46.7%→R6.10月:100%)

2 事業概要

- 施設向けセミナー(集合研修)の開催
 内容: R3年度に実施した巡回支援事業により、各施設から出た疑問や課題に対応するための知識・技能修得のための集合研修
 対象: 施設の設置者・園長・保育士など
 効果: 必要な知識の修得による施設職員等の知識・技能の向上、基準適合への意識の醸成(開催規模)回数: 1回、募集人数: 350名(集合型+ZOOM配信)
- 巡回訪問による個別支援
 内容: 各施設に専門的な知見を有する「巡回支援員」(委託)を派遣し、国基準の理解や基準適合に向けた個別支援を実施
 対象: 基準適合に向け、改善が必要な施設
 効果: 立入調査と連携した巡回訪問を実施し、届出保育施設への効果的な支援体制の構築(支援員の要件)園長経験者、保育士資格を有し十分な経験を有する者等(巡回計画)改善を要する約220施設に3年間(R3~R5)で巡回訪問 R5年度は、延べ90施設を訪問(巡回支援員)4名

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6
基準適合希望施設数に対する適合施設の割合	目標	-	55.0%	70.0%	85.0%	100.0%
	実績	39.7%	46.7%	58.9%		

※実績値: 各年10.1時点

【成果指標の設定根拠】

事業のねらいが届出保育施設の質の向上による基準適合施設数の増加であるため、基準適合希望施設数に対する適合施設の割合を指標に設定。

【目標値の設定根拠】

基準適合割合をR3.10月:46.7%→R6.10月:100%にするために、年15%ずつ増加を目標値に設定。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

令和4年10月時点での基準適合施設の割合は58.9%と、目標を下回っている。

(要因)

集合研修において出席者の研修内容の理解度に差があったことや、巡回支援において支援に対する施設側の要望の把握が不十分であったことなどが要因と考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・届出保育施設の基準等に関する知識を持ち、運営に精通している事業者に委託することで、内容の充実した集合研修及び巡回支援が実施できる。
- ・集合研修に併せてオンラインでも実施することで、施設が受講しやすくなる。
- ・巡回支援実施前と後に施設側の要望を把握することで、効果的な支援が実施できる。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	14,115	8,082	—	時間	600	600	—
(うち一般財源)	7,058	4,041	—	人件費(千円)	2,423	2,423	—

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

令和6年10月までにすべての基準適合を希望する施設が基準適合する見込であり、令和6年10月以降は県が年に1回実施する立入調査において改善事項の指摘等を行っていくため。

【見直し内容】

特になし

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	保育士等職員研修事業 (保育所・保育士魅力発信事業)		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R4
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	1	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

1 事業のねらい・目的

県全体で保育の魅力を発信し、保育士養成施設卒業者の県内の保育所等への就職率を向上させる。
また、説明会等を通じ、保育の魅力を現役保育士から直接潜在保育士や保育士養成施設の学生等に伝えることで、保育士の仕事に魅力を感じてもらい、保育士就職率向上を目指す。

2 事業概要

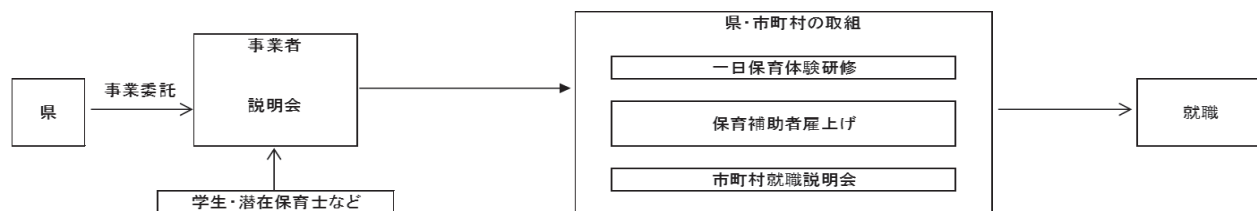
1 合同説明会の実施(オンライン)
(1) 対象: 保育士養成施設の学生、潜在保育士、子育て支援員、調理員
(2) 内容: 潜在保育士、学生等を対象に就職につながる保育の魅力を発信する説明会を実施。各施設の情報、保育士の魅力を発信。開催回数: 4回(福岡/筑後/北九州/筑豊) 参加園: 30園/回(想定) 方法: オンライン型

2 保育人材確保に対する補助
(1) 対象: 実施団体(県保育協会地区協会)
(2) 内容: 保育人材確保に係る取組を行った団体に対する補助金を交付。補助金を交付することで、地区ごとの保育人材確保の取組を支援し、福岡県内の保育士就職率向上につなげる。

3 1日保育体験研修(交通費負担)
(1) 対象: 説明会参加者
(2) 内容: 1日保育体験研修に参加者の交通費負担を行う。

【事業スキーム図】

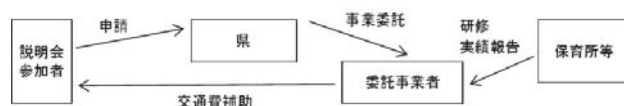
1 合同説明会の実施(オンライン)



2 保育人材確保に対する補助



3 1日保育体験研修(交通費負担)



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6
保育士養成施設卒業者の県内の保育所への就職率	目標	-	36%	38%	40%	42%
	実績	34%	32%	32%		

【成果指標の設定根拠】

・本県の保育士養成施設卒業者の県内の保育所等への就職率を指標とする。(実績: R1年度 30%、R2年度 34%、R3年度32%)
※令和2年度の待機児童数1,189人に対する配置基準上の保育士不足数は190人。不足分を保育士養成施設の学生で充足させると設定し、令和2年度保育士保育士養成施設学生の県内就職者数821人に190人を足した1,011人の就職を目標とする。

【目標値の設定根拠】

・目標就職率: 1,011人÷2,415人(卒業者数)×100=41.8%(令和6年に達成目標)

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

目標値に達していない。

(要因)

保育士養成施設卒業年次生は保育所等への就職活動において、地域を限定して就職先を探している実態があり、また、地域合同での、オンラインでの就職説明会のニーズは少ない。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

有

(有の場合、その内容)

現行の目標値は令和2年度の待機児童数を根拠としており不相当。

県内の保育申込者数(需要)は減少傾向にあるものの直近ではほぼ横ばいで推移しており、保育の需要に対する供給体制(保育士)が確保できるよう、令和4年度の保育士養成施設卒業生の県内(政令市除く)の保育所への就職者数の維持を目標とする。

成果指標		R4	R5	R6	R7
保育士養成施設卒業生の県内の保育所への就職者数	目標	-	350	350	350
	実績	348			

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

保育士養成施設卒業年次生は保育所等への就職活動において、地域を限定して就職先を探している実態があるため、県全体で開催するよりも、地区ごとでの保育人材確保の取組を支援することにより、費用対効果の高い事業が期待される。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	4,559	6,934	4,200	時間	391	391	391
(うち一般財源)	2,519	3,467	2,100	人件費(千円)	1,579	1,579	1,579

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

保育士養成施設学生のニーズを把握し、より効果的な事業を実施するため。

【見直し内容】

・保育士養成施設卒業年次生は保育所等への就職活動において、地域を限定して就職先を探している実態があり、また、保育士養成施設の学生に行ったアンケートの結果、オンラインでの就職説明会を希望する学生の割合は低いため、県全体での合同説明会は廃止する。(▲2,734千円)
 ・福岡県が運営・管理する保育人材総合支援サイト「ほいく福岡」にて、県内保育施設の魅力発信ページを構築し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる施設の紹介等を実施しているため、保育の魅力が保育士養成施設の学生に伝わるよう「ほいく福岡」の広報を行っていく。

事業名	高齢者子育て支援推進事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な 取組	3	地域における子育て支援

1 事業のねらい・目的

- 子育て支援に元気な高齢者が活躍できる社会の実現
人材養成と多様な活躍の場の提供→「ふくおか子育てマスター」の養成、活躍の場の確保と人材のマッチング
- マスター間で連携するためのグループ化の促進
グループ化により、ローテーションを組んで継続して活動できる体制がとれ、マスター間で情報共有できるなど、継続的・機動的な活動に有効

2 事業概要

1 子育て支援高齢者の養成

(1) ふくおか子育てマスター養成事業(ふくおか子育てマスター認定研修)

〔R5年度受講者数〕 200名(30名×3地区 60名×1地区)

〔研修時間〕 1回30時間 〔研修メニュー〕 事故防止、子どもと遊び、相談対応

〔マスターの活躍の場〕
保育所・幼稚園での補助業務、地域イベントでの託児、絵本読み聞かせボランティア、グループでの親子、ひろばの開催

(2) 高齢者・県民の気運の醸成事業(制度の周知・広報)

「ふくおか子育てマスター」制度や高齢者の子育て支援分野での有効性を広く周知する広報を実施

2 子育てマスター活動支援

(1) 活動支援員の配置

活動支援員を「生涯現役チャレンジセンター」内の「ふくおか子育てマスター」コーナーに配置、研修の企画・運営、マスターの登録・管理等を実施

(2) マッチング専任者の配置

マッチング専任者を1名配置し、マスターと保育所等の子育て現場とのマッチング強化を図る

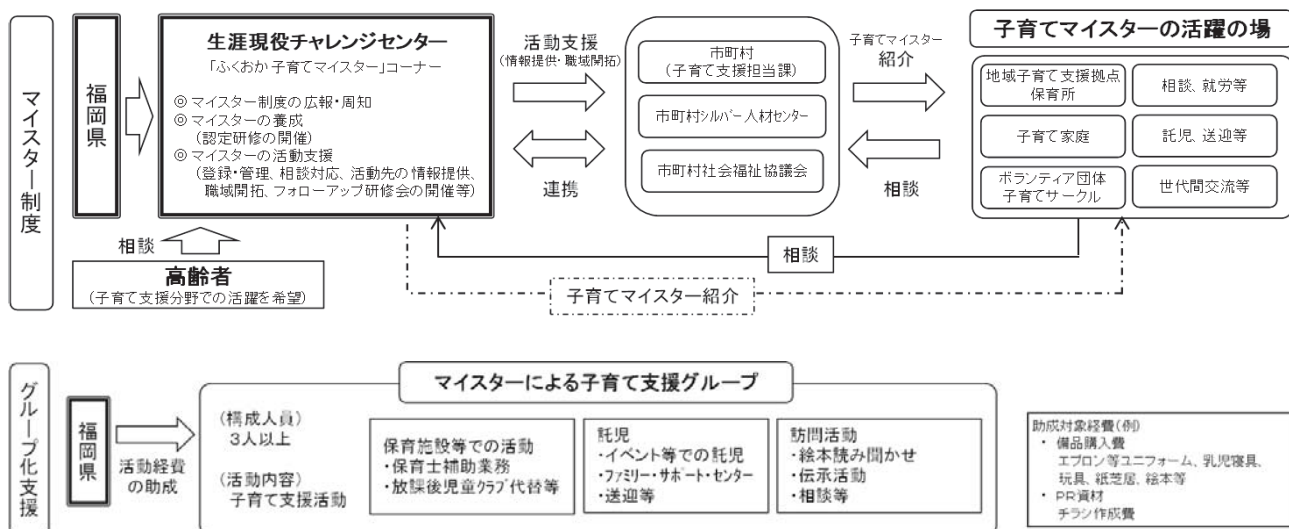
(3) 「ふくおか子育てマスター」フォローアップ研修の実施

マスターの資質を維持・向上し、マスターへの信頼感・安心感を確かなものとするため、フォローアップ研修を実施
安全対策や保育技術等、保育所等活動先に対応した専門知識のほか、就業・活動の動機付けとなるセミナーを実施

(4) マスターのグループ化支援

一層の活躍促進を図るため、マスターのグループ化を進め、マスター子育て支援グループの初動経費(活動資材等)の一部を助成

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ふくおか子育てマイスター認定者数	目標	1,400	1,660	1,780	1,840	1,960	2,080	2,200
	実績	1,541	1,681	1,744	1,838	1,927		

【成果指標の設定根拠】

子育て支援に元気な高齢者が活躍できる社会の実現のため、地方創生総合戦略において設定しているKPI（重要業績評価指標）の指標を目標とした。

【目標値の設定根拠】

H30年度まで、年間100名の認定者増を目標とし、目標を大きく上回る実績となったことから、R1年度目標を、H30年度の目標と実績の差（約140人）と年間120名の認定者増の合計260増とした。

R1年度まで順調に目標を達成したが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、R2年度実績が低下したことからR3年度の目標値増加数を半数とし、R4年度から当初設定した120名増としている。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

目標未達成であるが、R2年度実績は前年度比63名増であったのに対し、R3年度実績が前年度比94名増、R4年度実績が前年度比89名増であることから増加傾向にあり、改善にむかっている。

（要因）

感染法上の分類が2類相当から5類に引き下げられたことで認定研修会への参加意欲が増進されたと考えられる。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無し

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

参加資格である県内在住の60歳以上の方に対して、周知をするべく、よりニーズの高い紙媒体で開催の広報を実施している。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	13,238	13,560	13,460	時間	104	104	104
（うち一般財源）	4,413	11,304	11,204	人件費（千円）	420	420	420

5 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

平成27年度から本格スタートした子ども・子育て支援新制度や女性の社会進出等により保育ニーズが増大し、地域の子育て支援の担い手となる人材の確保及び高齢者の社会進出の支援がますます必要となってくるため。

【見直し内容】

- ・「子育てマイスター活用の手引き」を活用し、マイスターの活躍の場の開拓及び提供を積極的に行い、事業目的の達成に努める。
- ・フォローアップ研修を活用する等、マイスター認定者における活動者を持続的に確保できるよう努める。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子育て支援員研修事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H27
-----	------------	--	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な 取組	3	地域における子育て支援

1 事業のねらい・目的

○ 平成27年度から本格施行された子ども・子育て支援新制度で拡充された分野（小規模保育、家庭的保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等）において従事する人材の確保が必要であり、従事するために必要な知識や技能等を習得するための研修を実施し、子育て支援員の育成及び資質の確保を図る。

2 事業概要

1 子育て支援員研修の実施

子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得するために、基本研修及び専門研修を実施する。

【研修内容及び規模（1回あたり）】 地域保育コースは県内4地区で開催。地域子育て支援コースは福岡地域のみで開催。

	時間数	科目数	規模	対象となる主な子ども・子育て支援	
基本研修	8時間	8科目	100人		
専門研修	地域保育コース (地域型保育)	21.5時間+見学実習(2日)	17科目+見学実習	75人	地域型保育事業、一時預かり事業
	地域保育コース (ファミリー・サポート・センター事業)	21.5時間	16科目	25人	地域子育て援助活動支援事業
	地域子育て支援 コース	8時間	8科目	50人	利用者支援事業

2 修了証明書等の交付

基本研修及び専門研修の全科目を修了した者に対して、修了証書を交付する。

また、申請に応じて、「子育て支援員（基本研修）修了証明書」、「子育て支援員研修一部科目修了証書」を交付する。

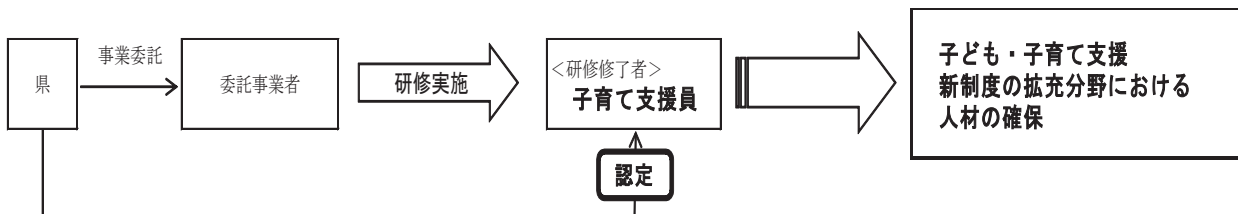
3 研修修了者名簿の作成・管理

研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、修了コース、氏名、連絡先等を記載した名簿を作成し、整理する。

4 研修修了の効果

本研修は全国共通の制度として実施されており、研修修了者は修了証書の交付を受けることにより、全国で子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
子育て支援員認定者数（累計）	目標	200	500	1,050	1,600	2,000	2,400	2,800	3,200	3,600	4,500
	実績	312	663	1,065	1,589	2,108	2,446	2,843	3,321		

【成果指標の設定根拠】

担い手（子育て支援員）の確保が目的であることから、認定者数を成果指標とした。

【目標値の設定根拠】

H27～H28は保育量の見込数より目標値を設定していたが、保育量の見込み数による目標値は達成したことから、H29年からは受講定員数を目標値として設定。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

目標値を超える方が受講しており、本事業の取組は有効であった。

（要因）

子育て支援員は、保育所等における保育補助など従事要件となっている分野以外でも活躍の場が広がっており、本研修の受講を希望される方が増加していることが要因の一つと思われる。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

有り。

（有の場合、その内容）

オンラインを活用すること等により、受講定員を拡大する予定。（R5定員：450人→R6定員：900人）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・研修ノウハウを有する団体に研修を委託することで、研修効率の向上及び内容の充実した研修を実施。
- ・地域のニーズや特徴を考慮した、専門研修の実施コース及び会場の選定。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	3,700	3,735	3,822	時間	104	104	104
（うち一般財源）	1,851	1,868	1,911	人件費（千円）	428	428	428

5 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

平成27年度から本格スタートした子ども・子育て支援新制度や、女性の社会進出等により保育ニーズが増大し、地域の子育て支援の担い手となる人材の確保がますます必要となってくるため。

【見直し内容】

・申請者数が多く、現在の受講定員では研修を受講できない方が多いため、オンラインを活用する等により受講定員を拡大する予定。（R5定員：450人→R6定員：900人）

事業名	「子育て応援の店」推進事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H27
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な 取組	3	地域における子育て支援

1 事業のねらい・目的

子育てを社会全体で応援する気運を高めるため、子育て家庭に対する事業周知や「子育て応援パスポート」の登録者数拡大により、安心して子育てができる社会づくりを推進する。

2 事業概要

(1) 「子育て応援の店」の登録店舗拡大 (平成18年度～)
18歳未満の子育て家庭を対象に、様々なサービスを提供する「子育て応援の店」の登録拡大。子育て家庭に対する事業周知。

【サービスの内容】

- ・ 粗品のプレゼントやポイントサービスなどの経済的なサービス
- ・ ベビーベットやキッズスペースの設置などの設備面でのサービス
- ・ ミルクのお湯やお子様メニューの提供などのソフト面でのサービス
- ・ 事前に「子育て応援パスポート」の利用登録を行った子育て家庭に対する代金割引やドリンクの無料サービスなどの登録者限定のサービス (パスポートサービス)

(2) 「子育て応援パスポートアプリ (地図アプリ)」の配信 (令和元年度～)
子育て家庭の外出・移動を支援することを目的に、「子育て応援パスポート」サービス提供店舗を現在地やジャンルなどから簡単に探すことのできる地図アプリの配信。

(3) 「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン (平成21年度～)
毎年11月を「ふくおか・みんなで家族月間」とし、県内各地で「家族・子育て」をテーマとしたイベントを開催するキャンペーンを官民が連携して実施。



「子育て応援の店」
ロゴマーク



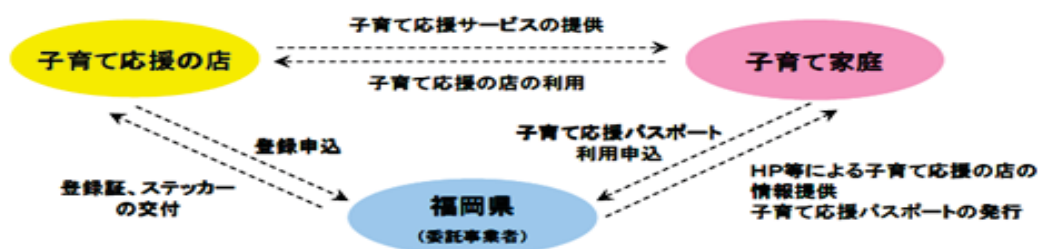
子育て応援パスポート



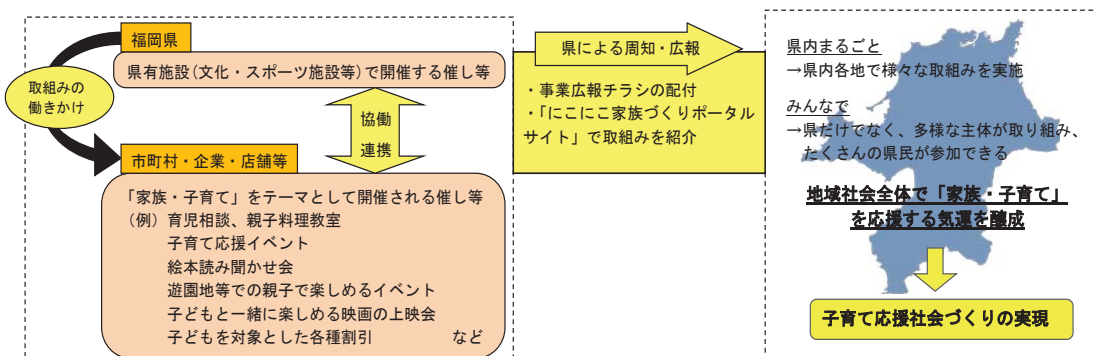
アプリログイン画面

【事業スキーム図】

〈子育て応援の店〉



〈「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン〉



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		基準 (H30)	R1	R2	R3	R4	R5	目標 (R6)
「子育て応援パスポート」登録者数	目標	-	-	45,400	59,000	65,800	72,600	79,000
	実績	34,043	42,603	52,254	58,288	73,478	調査中	

【成果指標の設定根拠】

- ・割引や粗品プレゼント等の「パスポートサービス」は「子育て応援パスポート」を提示した方が受けられる限定サービスで、事業の周知及び、「子育て応援パスポート」登録者数の拡大が必要。
- ・安心して子育てができる社会づくり推進するため、「子育て応援パスポート」登録者数を成果指標とする。(総合計画の成果指標)

【目標値の設定根拠】

- ・第2期福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略(計画期間：R2～R6)に基づき設定。
- ・R2年度末で見込数を上回ったため、R3年度にR6年度末の目標値を上方修正
当初：「子育て応援パスポート」登録者数：68,000人(R6年度末)
変更：「子育て応援パスポート」登録者数：79,000人(R6年度末)
＜上方修正の考え方＞
R3年度以降の目指す数値を前回算出している5年間(H26～H30)の平均増加数5,700人に、H30年度からR2年度の増加数の変化(9,651人-8,560人=1,091人÷1,100人)を加え設定
※R2年度の実績値52,254人(≒52,200人)+6,800人×4=79,454人(≒79,000人)

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

目標達成。

R2年度実績が前年度比9,651増、R3年度実績が前年度比6,034名増、R4年度実績が前年度比15,190名増であることから順調に増加している。

(要因)

感染法上の分類が2類相当から5類に引き下げられ、外出する機会が増えたことが要因であると考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

有名チェーン店等を含め、幅広く利用できる旨を、県や市町村の広報媒体(県政だより、TV、ラジオ)を活用してPRしている。

また、令和元年度から、「子育て応援パスポートアプリ(地図アプリ)」の配信を行っており、本アプリにより、「子育て応援パスポート」の登録・表示が簡単にできるようになった。

さらに、令和2年度から、福岡県「子育て応援の店」公式Instagramを運用しており、「子育て応援パスポート」サービス提供店の情報を発信していることで、「子育て応援パスポート」登録者数の増加に加え、「子育て応援パスポート」サービス提供店舗の登録拡大にもつながっている。

加えて、「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン等と連携し、「子育て応援の店」広報チラシを県内の保育所や幼稚園、子育て家庭が多く集まる施設等に配付しており、効率的に事業を実施している。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	9,262	10,350	10,350	時間	1,000	1,000	1,000
(うち一般財源)	9,262	10,350	10,350	人件費(千円)	4,038	4,038	4,038

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

地域社会全体で子育てを応援する取組みとして、事業周知を促進し、引き続き本事業の推進を図る必要がある。

【見直し内容】

福岡県「子育て応援の店」公式Instagramの運用を仕様書に追加し、必須の取組とする。

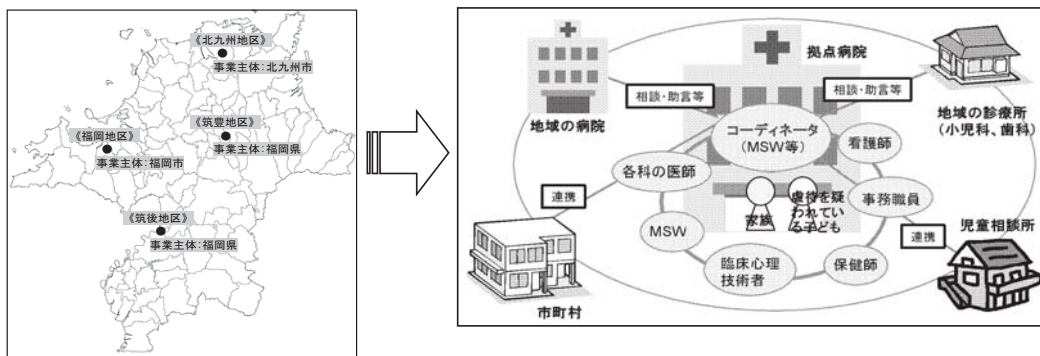
(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	児童虐待防止対策強化事業 (児童虐待防止医療ネットワーク事業)		部課(室)	福祉労働部 こども福祉課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	1	児童虐待防止対策の推進	具体的な 取組	1	児童相談所の体制強化

1 事業のねらい・目的	
<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関の虐待対応能力の向上 地域の医療関係者の児童虐待に対する意識の向上 虐待の早期発見・介入により虐待死を防ぐ 	
2 事業概要	
<p>両政令市と連携し、地域の拠点病院を活用して、小児救急病院における対応能力の向上、医療機関間及び医療機関と地域の関係機関との連携体制の強化を行い、地域における児童虐待の予防や早期の適切な対応を図る。</p> <p>1 実施主体 県内4カ所の地域拠点病院（県2カ所、政令市各1カ所） ・筑後地区 聖マリア病院（久留米市） ・筑豊地区 飯塚病院（飯塚市） ・北九州地区 市立八幡病院（北九州市） ・福岡地区 福岡大学病院（福岡市）</p> <p>2 事業内容 ・県内4地域において、中核的な小児救急病院等を児童虐待防止の拠点病院と指定 ・拠点病院に「専任」の虐待専門のコーディネータを配置。地域の医療機関に対する研修、助言を実施 ・拠点病院を核として、地域の開業医等との間で児童虐待防止のためのネットワークを整備し、児童相談所、拠点病院、地域の開業 医等が連携して虐待の早期発見・対応につなげる ・福岡県医師会、各拠点病院及び児童相談所の連携が必要不可欠であることから、当該機関を構成員とした「福岡県児童虐待防止医療ネットワーク事業推進委員会」を設置し、円滑な事業の推進を図る。 ・虐待による受傷の特徴、身体確認の留意点等について、児童相談所、市町村職員向けの研修を実施（年1回、200名/回） ・虐待疑い症例の身体診察の留意点、診察時に注意すべき養育者と子どもの関係等について、医療従事者向けの研修を実施（1回、50名/回）</p>	

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況						
成果指標	R3	R4	R5	R6	R7	
拠点病院への紹介・相談件数	目標	210	240	270	300	330
	実績	349	601			
【参考】医療機関から児童相談所への通告件数	目標	70	80	90	100	110
	実績	84	102			
【成果指標の設定根拠】 地域の医療機関が虐待との確証が得られず対応に苦慮するケースが相当数あると思われるが、これらの件数は、統計に表れないものである。本事業の実施により、こうしたケースを顕在化することが可能と考えており、その指標として「拠点病院への紹介・相談件数」を指標とする。						
【目標値の設定根拠】 目標値は、医療機関から児童相談所への通告件数の3倍程度で想定。						

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

医療従事者向けの研修開催により、拠点病院を中心とした、医療機関の虐待対応体制の整備が進み、目標値を達成することができた。

(要因)

県内で虐待によるこどもの死亡事例が立て続けに発生したことから、医療従事者における虐待防止に対する意識の向上が進む中、研修において、診察時の虐待の有無の判断や児童相談所や市町村へのつなぎ及び連携の在り方について、十分に啓発を図ることができたため。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

医療機関から児童相談所への通告件数及び拠点病院への相談等の件数が、当初の想定以上に増加していることから、通告件数の目標値を修正する。

なお、令和4年度は通告件数に対して約6倍の相談件数となっているが、数値の増加は死亡事例発生を契機としたものが一定数含まれるものと考えられるため、令和3年度の実績を基に、目標値(相談件数)は、通告件数の4倍程度で想定する。

(有の場合、その内容)

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7
拠点病院への紹介・相談件数	目標	210	240	400	480	560
	実績	349	601			
【参考】医療機関から児童相談所への通告件数	目標	70	80	100	120	140
	実績	84	102			

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

研修の企画において、より専門的かつ効果的な内容とするため、日本子ども虐待医学会が開発した虐待防止研修「BEAMS」に委託することとした。

4 事業費(千円)	R4 決算	R5 当初	R6 当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	9,669	11,591	12,436	時間	32	32	32
(うち一般財源)	1,572	5,853	6,900	人件費(千円)	130	130	130

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

医療従事者向けの研修については一定数の参加を得られているが、県内すべての医療従事者への参加を促すため、開催手法等の見直しが必要。

【見直し内容】

医療従事者においては、診療時間外となる夕方以降や土日・祝日が参加しやすいことから、Webを活用や開催回数を見直し、より多くの関係者が参加しやすい環境づくりを行う。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	児童相談所機能強化事業 (児童相談所第三者評価実施事業)		部課(室)	福祉労働部 こども福祉課	事業 開始年度	R4
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	1	児童虐待防止対策の推進	具体的な取組	1	児童相談所の体制強化

1 事業のねらい・目的

児童相談所の相談援助業務や一時保護業務に対して、外部評価機関による第三者評価を実施することにより、児童相談所の業務の質を担保し、子どもの権利擁護を図る。

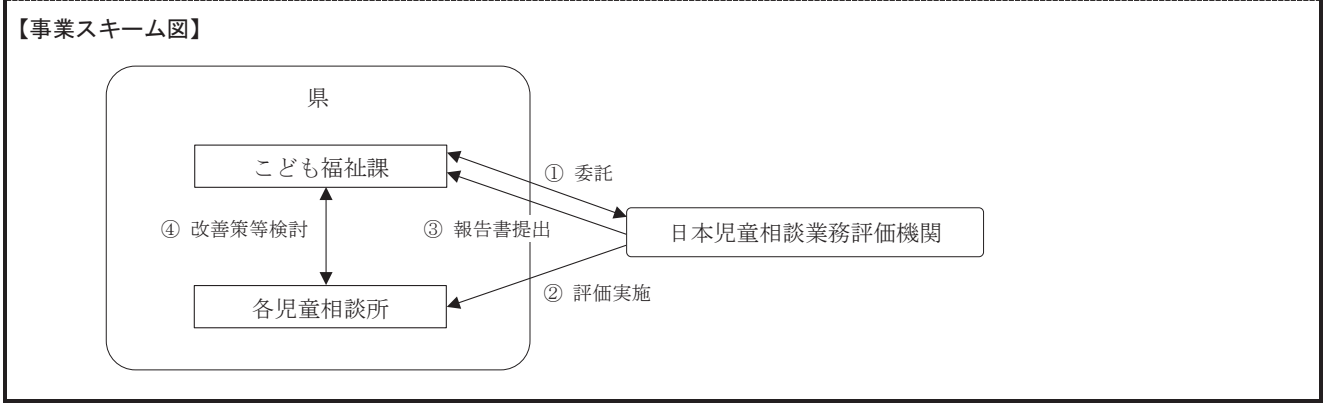
2 事業概要

1 実施場所
2 児童相談所 (一時保護所含む)

2 委託先
一般社団法人 日本児童相談業務評価機関
※ 学識経験者や弁護士、児童相談所の実務経験者などで評価委員を構成

3 委託金額
3,366千円 (1児相あたり：相談部門924千円、一時保護部門759千円)

4 委託内容
(1) 児童相談所に対する説明会開催
(2) 児童相談所職員による自己評価、保護児童や関係機関へのアンケート調査
(3) 児童相談所職員へのヒアリング (現地調査)
(4) 評価報告書の作成・提出
(5) 評価を踏まえた改善策等に対する助言



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8	R9
第三者評価実施児童相談所数	目標	2	2	2	2	2	2
	実績	2					

【成果指標の設定根拠】
児童相談所 (一時保護所を含む) への第三者評価実施か所数を成果指標とした。

【目標値の設定根拠】
県所管6児童相談所の内、毎年度2か所ずつ実施し、各児童相談所が3年に1度は受審することとした。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)
 福岡児童相談所及び田川児童相談所に対して第三者評価を実施。
 各児童相談所の強みや改善を要する点について、報告書として可視化することができた。

(要因)
 目標未達等の状況はない

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
 無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
 受審時に提出が必要な資料の整理・作成等について、こども福祉課から児童相談所へ助言、協力することにより、現場の業務負担の軽減を図っている。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	3,113	3,366	3,388	時間	845	845	845
(うち一般財源)	1,557	1,683	1,825	人件費 (千円)	3,413	3,413	3,413

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】
 第三者評価を定期的を実施し、児童相談所が行う相談業務、一時保護業務の質の維持・向上する必要があるため。

【見直し内容】
 国が定める評価基準に基づき、適切な評価を実施する。

(様式1号)

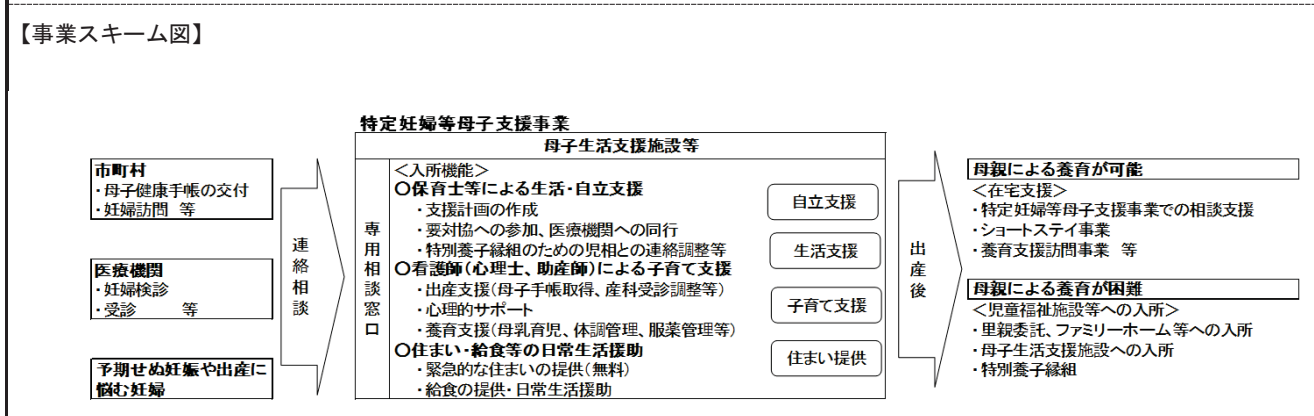
R5年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	特定妊婦等母子支援事業	部課(室)	福祉労働部 こども福祉課	事業 開始年度	R3
-----	-------------	-------	-----------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	1	児童虐待防止対策の推進	具体的な取組	3	発生予防から再発防止までの総合的な施策の推進

1 事業のねらい・目的
 予期せぬ妊娠や出産に悩む妊婦等(特定妊婦等)に対し、「母子生活支援施設」等への入所により、妊娠期から出産後まで継続して、保育士等が生活・育児支援等を行い、児童虐待の未然防止を図る。

2 事業概要
 1 特定妊婦等支援事業
 (1) 委託先 母子生活支援施設等
 (2) 実施場所 3か所(福智町R3.8~、大刀洗町R4.8~、大野城市R5.10~)
 (3) 委託内容
 ① 支援コーディネーターの配置
 (資格等) 保育士、社会福祉士等
 (業務内容) 相談窓口の設置:妊婦、病院、市町村等からの相談対応
 (支援内容) 母子の生活設計等支援計画の作成、要保護児童対策地域協議会、特別養子縁組支援、病院への同行、緊急的な住まいの提供等
 ② 看護師等の配置
 (業務内容) 母乳育児支援、体調管理、服薬管理等
 ③ 特定妊婦の生活支援
 施設において、特定妊婦等を受け入れ、給食及び日常生活上の援助を実施



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
① 相談件数	目標	50	100	150	200	250	300
	実績	38	134	調査中			
② 住まいの提供を行った妊婦数(入所者数)	目標	4	4	4	4	4	4
	実績	0	5	調査中			
③ 他の行政機関等への移行件数	目標			30	40	50	60
	実績	5	23				

【成果指標の設定根拠】
 生後0日で死亡した児童については、加害者の9割が母親であり、うち8割が母子手帳未交付、9割が妊婦の健康診査未受診であり、市町村や医療機関が支援を必要とする妊婦等を把握しにくい状況にある。
 そのため、本事業の実施により相談対応件数を増加させ、必要に応じて市町村や医療機関との連絡調整を行うこと、また必要に応じて住まいの提供を行うことで児童虐待を未然に防止することができるため、相談件数、入所者数及び他の行政機関への移行件数を成果指標とした。

【目標値の設定根拠】
 本県と同様に、施設において特定妊婦等を受け入れ、給食及び日常生活上の援助を実施している他県(岐阜県2施設、兵庫県1施設、大分県1施設)の令和元年度の相談件数及び入所者数の実績平均値(1施設あたり)を目標とした。①については、事業開始時の目標数に年数を乗じた数。②については、年間で提供できる部屋数に限りがあるため、現状維持としている。令和4年度は、県内2か所で本事業を実施したため、1施設あたりの実績平均値を記載している。③目標とする相談件数のうち20%において他の行政機関等への移行を行い、支援が必要な妊婦等が行政機関等の支援を受けられることを目標とする。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

目標値を達成しており、特定妊婦等に対する妊娠期から出産後までの継続した支援を行い、児童虐待の未然防止を図ることができた。

(要因)

- ・令和4年度からLINEを活用した相談窓口を開設したことで、より相談しやすい環境となり、相談件数が増加した。
- ・令和4年度に実施箇所を1か所から2か所に増やすことで、より広域的な支援を行ったことで相談件数が増加した。
- ・相談件数の増加により、緊急的な住まいの提供が必要な利用者に入所の案内をできたことで、入所者数が増加した。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

従来の広報啓発に加え、ホームページの作成やSNSを活用し、支援が必要な者への制度周知を行った。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	21,952	50,477	109,759	時間	60	89	89
(うち一般財源)	10,977	21,239	54,880	人件費 (千円)	243	360	360

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

・生活困窮、精神不安定等、さまざまな困難を抱える妊婦等に対し、産前から産後まで一貫した支援を行い、本事業の目標である「児童虐待の未然防止」を実現するためには、現在実施している事業内容に加え、妊婦等の就労支援や育児相談等を手厚くできる体制を構築する必要があるため

【見直し内容】

・さまざまな生活課題を抱えた母親に対して、就労支援や育児相談、関係機関との連絡調整などを行う「母子支援員」を配置する事業の実施についても検討し、産前から産後まで一貫した支援と本事業利用終了後も必要な支援が受けられるよう関係機関と連携できる体制をより一層強化する。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	社会的養護推進事業 (里親委託推進事業)		部課(室)	福祉労働部 こども福祉課	事業 開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	2	特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援	具体的な取組	1	家庭と同様の環境における養育の推進

1 事業のねらい・目的

- ・児童相談所における里親委託推進体制の整備を図り、里親委託率の更なる向上を図る。
- ・里親の資質向上の取組や、養育中の里親に対する支援を充実させ、子どもの健全な育成を図る。

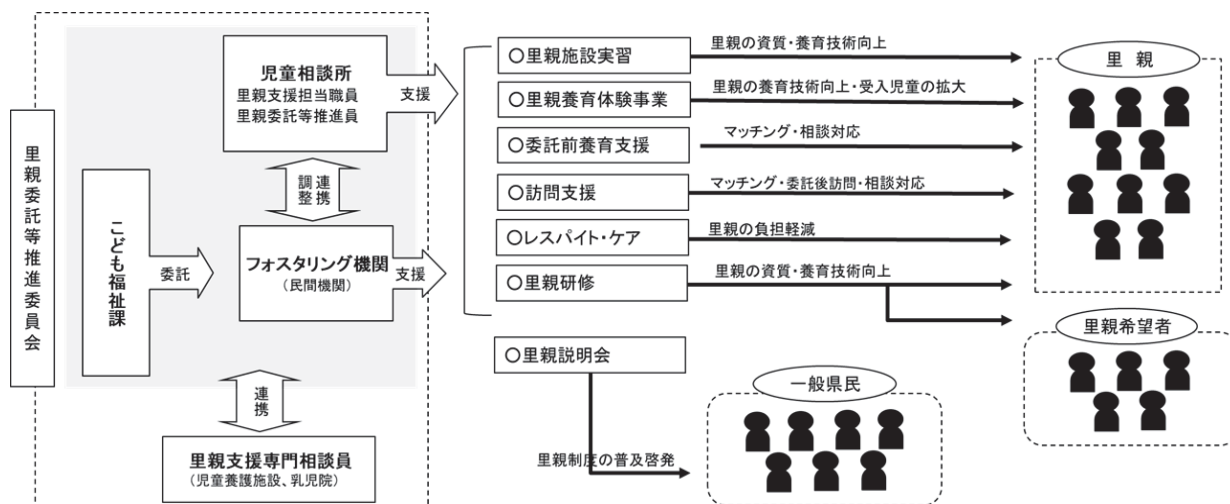
2 事業概要

<事業対象>登録里親、里親を希望する方

<事業実施体制>児童相談所に里親委託を推進する専任職員を配置し、児童養護施設等の里親支援専門相談員と連携し、以下の事業を実施する。

(1) 里親説明会	里親制度の普及啓発と里親登録の推進を図るため、市町村単位など小規模の説明会や、チラシ配布等の普及啓発活動を行う。
(2) 里親研修	法定研修(基礎研修、登録前研修)を実施し、里親として必要な基礎知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図る。
(3) 里親施設実習	養育経験のない里親等に対し、施設や児童への理解を深め、養育に必要な知識や心構えを身につけることを目的に、児童養護施設等において実習を行う。
(4) 里親養育体験事業	養育経験のない里親が施設入所中の児童を短期間預かり、養育技術の向上を図るとともに、児童は家庭生活を経験する中で家庭のあり様を学ぶ。
(5) 里親委託前養育支援事業	子どもと里親のマッチングのために行っている事前調整において、必要な経費を里親に助成し、より慎重なマッチングを促進する。
(6) レスパイト・ケア	委託児童を養育している里親が、入院、冠婚葬祭又は学校行事等の事情によりレスパイト・ケアを必要とする場合に、他の里親や施設に児童を預け、一時的な休息を得る。
(7) 里親家庭への訪問支援	里親家庭への定期的な訪問や、里親からの相談対応等。
(8) 新生児の里親委託	新生児を退院直後から里親に委託する新生児里親委託(赤ちゃん縁組)の取組みを実施。
(9) 里親委託等推進委員会	児童相談所・児童養護施設など関係機関の連携を図るため、年2回を開催。

【事業スキーム図】 ※ フォスタリング機関に対する委託は、別事業(里親養育包括支援体制整備事業)に予算計上。



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H30(基準年)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
里親登録数	目標	—	—	—	—	406	424	442	460	
	実績	—	303	348	385					
里親等委託率 (総合計画)	3歳未満	目標	—	20.0%	31.3%	39.4%	46.2%	52.4%	59.0%	60.7%
		実績	9.9%	13.9%	15.4%	25.5%				
	3歳以上就学前	目標	—	21.0%	26.8%	34.0%	41.2%	46.9%	54.2%	60.4%
		実績	16.2%	24.5%	20.3%	21.8%				
	就学期以降	目標	—	25.1%	26.2%	27.5%	28.9%	30.2%	31.9%	34.0%
		実績	23.2%	24.7%	25.7%	27.9%				

【成果指標の設定根拠】

- ・ 里親委託推進に向けて、今後も里親登録数を増やす必要があることから、里親登録数を成果指標とした。
- ・ 福岡県総合計画において、社会的養護の充実として、具体的に要保護児童の里親等への委託率の目標数値（3区分）を設定して取組を推進していることから、里親等委託率を成果指標とした。

※里親等委託率：社会的養護が必要な児童に占める里親等委託児童（里親委託児童とファミリーホーム委託児童）の割合。

【目標値の設定根拠】

- ・ 「里親登録数」：里親委託加速化プランにおける見込数を目標値の指標とする。
- ・ 「里親等委託率」：福岡県総合計画に掲げる目標数値は、令和2年3月に策定した福岡県社会的養育推進計画に掲げる目標値と同じ。国が示した策定要領に基づき、代替養育を必要とするこどもの数及び里親等委託を必要とするこどもの数を試算し、令和11年度までの各年度の目標を設定。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

里親等委託率は3区分とも前年度を上回っており、就学期以降については目標値を超えており、一定の成果は出ていると言えるが、それ以外の2区分は目標値との開きが大きく、今後さらに取組を強化する必要がある。

（要因）

目標値との開が生じている原因として、「保護者の同意が得られないこと」や「こどもの様々な状況に対応できる里親の不足」といった課題の解消が進んでいないことが考えられる。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

ただし、今年度から令和6年度にかけて福岡県社会的養育推進計画の見直しを行い、令和7年度～11年度の計画を策定するため、その際に里親等委託率の目標値も、実態等を考慮して再設定することになる見込み。

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

令和4年度から全ての児童相談所管内で民間フォスタリング機関に業務委託を行い、民間が持つノウハウや機動性を活かして、効率的な里親開拓や支援を行う体制が整ったことから、里親説明会及び里親研修の一部を直接実施からフォスタリング機関への委託に切り替えた。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	1,377	5,509	7,738	時間	983	983	983
（うち一般財源）	343	4,047	6,270	人件費（千円）	3,970	3,970	3,970

5 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ 里親委託の推進については、令和7年度からの福岡県社会的養育推進計画においても引き続き目標を設定して積極的に取り組む予定であり、計画策定に向けた現状分析や関係機関との協議等を実施する必要があるため。
- ・ こどもの様々な状況に対応できる里親を増やし、里親委託を推進するためには、里親の資質や養育技術の向上を図ることを目的とした里親養育体験事業や里親施設実習の実施は有効であると考え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、十分に活用できていない状況であるため。

【見直し内容】

- ・ 福岡県社会的養育推進計画（R7～11）の策定に係る協議等の実施（＋744千円）
- ・ 里親養育体験事業等の積極的な実施に向けた関係機関の連携体制の強化（＋1,031千円）

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	乳児院等多機能化推進事業		部課(室)	福祉労働部 こども福祉課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	2	特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援	具体的な取組	1	家庭と同様の環境における養育の推進

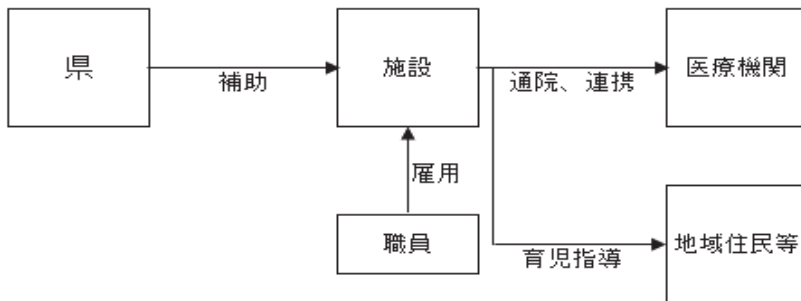
1 事業のねらい・目的
 児童養護施設等に入所するケアニーズの高い児童に対する適切な養育の提供及び乳幼児を持つ保護者への養育指導の充実を図ることで、特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援を推進する。

2 事業概要

1 医療機関等連携強化事業
 医療機関等との連絡調整を行う保健師等を配置し、日々の服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する。
 (1) 補助対象経費 連絡調整員の配置に係る経費
 (資格等) 保健師、看護師、准看護師
 (業務内容) 医療機関との連絡調整、通院時の付添い、日常生活上の支援
 (2) 対象施設: 医療的ケアが必要な児童等が10人以上入所する乳児院及び児童養護施設
 (3) 補助額: 1施設当たり 6,302千円
 (4) 予算額: 6,302千円×10施設=63,020千円

2 育児指導機能強化事業
 退所児童等の家庭から子育ての相談に応じる育児指導担当職員を配置し、発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践することにより、子育てに関する不安の解消を図る。
 (1) 補助対象経費 育児指導担当職員の配置に係る経費
 (資格等) 保育士又は児童指導員
 (業務内容) 保護者に対する育児指導(子どもの発達段階に応じた子育て方法等)
 (2) 対象施設: 乳児院
 (3) 補助額: 1施設当たり 4,947千円
 (4) 予算額: 4,947千円×3施設=14,841千円

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
医療機関等連携強化事業の実施施設数	目標	5	6	7	8	9	10
	実績	1	4	6(見込)			
育児指導機能強化事業の実施施設数	目標	3	3	3	3	3	3
	実績	2	2	3(見込)			

【成果指標の設定根拠】

施設における医療的なケアが必要な児童等への支援及び退所児童等の家庭への相談支援を推進することで、特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援を推進することができることから、本事業の実施施設数を成果指標とした。

【目標値の設定根拠】

医療機関等連携強化事業・・・県内児童養護施設11施設のうち、医療的ケア児が10名以上入所する施設10施設全てで事業を実施することを最終的な目標としたうえで、事業の実施体制の確保等に一定期間を要することなどを考慮し、段階的に実施施設数を増加させるよう目標値を設定した。

育児指導機能強化事業・・・県内3カ所の乳児院全てで事業を実施することを目標とした。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)

目標値を達成することはできなかったが、医療機関等連携強化事業の実施設数は着実に増加している。令和5年度についても実施設数が増加する見込みであるため、引き続き施設への呼びかけを行いながら事業を継続していくことで、将来的な目標値の達成を目指す。

(要因)

事業実施の要件となる専門職員の配置について、短期間で人材を確保することが困難であり、事業を開始できない施設がある。施設において継続的に人材の確保に取り組むことで実施設数は増加すると考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

各施設が出席する会議の場などで事業の概要説明を行うことで、効果的な事業周知を行った。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費 時間	R4	R5	R6
歳出	29,661	77,861	161,441		176	263	792
(うち一般財源)	14,831	38,931	80,721	人件費 (千円)	711	1,062	3,199

5 見直しの内容

継続 拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了) 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

・本事業の目標である「特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援の推進」を実現するためには、現在実施している医療的なケアが必要な児童等への支援及び退所児童等の家庭への相談支援の推進に加え、障がい等を有する児童の入所前の連絡調整や入所中の支援に係る施設の体制強化を推進する必要があるため。

【見直し内容】

・現在実施している2事業に加え、障がい等を有する児童に係る入所前の連絡調整や入所中の支援を行う「障がい児等受入調整員」を配置する事業の実施についても検討し、様々なケアニーズを持つ児童の支援体制をより一層強化する。

事業名	施設退所児童等自立支援促進事業		部課(室)	福祉労働部 こども福祉課	事業 開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	2	特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援	具体的な取組	2	子どもの自立支援の推進

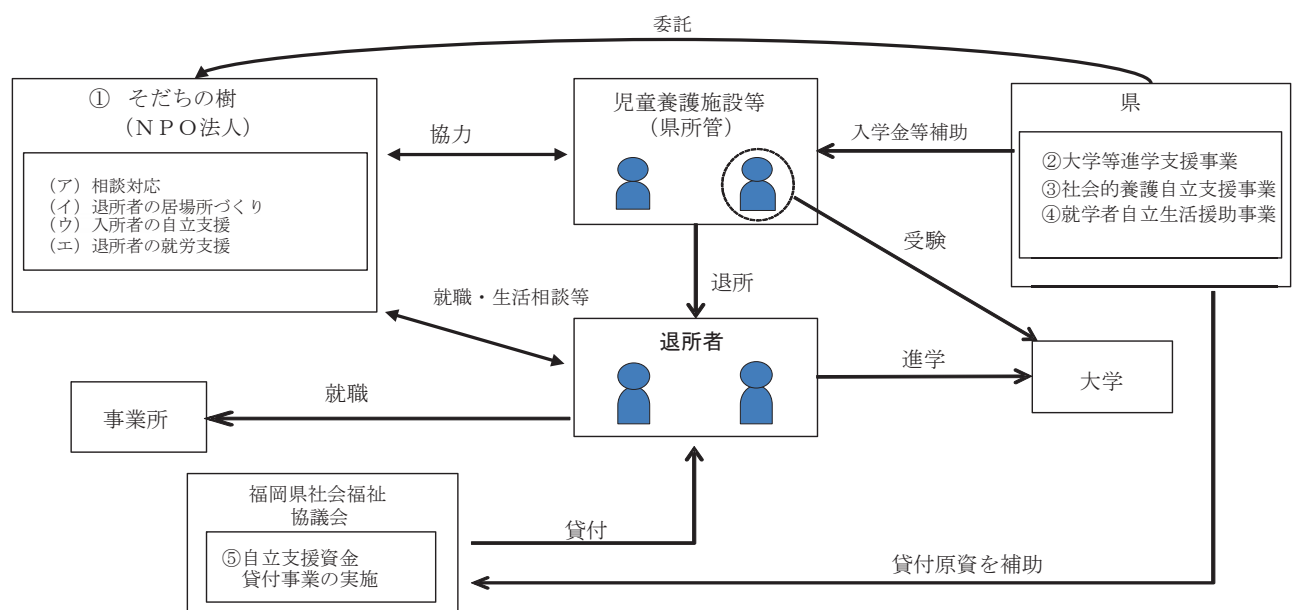
1 事業のねらい・目的

施設を退所した子どもの多くは、家族からの支援が望めない中で、自立して生活していかなければならない。また、虐待を受けたことによるトラウマなどから、自身の気持ちを十分に整理できないまま、自立という現実と向き合わざるを得ない子どもや、自立した後も、経済面や対人関係など日常生活上の問題が起きて相手がおらず、一人で抱えこんでしまい、退学や失業などにより自立後の生活を維持できなくなってしまう子どももいる。このため、施設を退所した子どもが円滑に自立できるよう、経済的支援やきめ細かな相談支援に取り組むもの。

2 事業概要

事業名	事業内容	実施主体
① 施設退所児童等自立支援促進事業	児童福祉や法律などの専門知識を持つスタッフが、施設等の退所前から退所後まで一貫した相談支援、生活支援、就業支援等を行うとともに、退所した子どもたちが集い、情報交換等を行うことができる場を提供することで、子どもたちの自立を支援する。 (ア) 相談対応 (電話、メール、来所) ・ 来所・電話による生活相談、就業相談、情報提供 ※ R4からメンタルヘルス、法律相談を実施 (イ) 自立支援 ・ 自立する上で必要な知識を学ぶ講習会の開催、職場見学、ハローワークへの同行支援などの就業支援、支援コーディネーターによる継続支援計画の作成 (ウ) 仲間づくり支援 ・ 退所した子どもたちの交流会、気軽に訪問できるフリースペース設置	NPO法人 そだちの樹
② 大学等進学支援事業 (H28～)	退所者が大学等への進学をあきらめることがないよう、大学進学時に係る費用(受験料、入学金)について補助を行う。	県
③ 社会的養護自立支援事業 (H29～)	入所措置終了後も支援が必要な者に対し、引き続き施設において生活できるよう、居住費及び生活費の支援を行う。	
④ 就学者自立生活援助事業 (H29～)	自立援助ホームに入所している20歳から22歳の年度末までの大学等に就学している者に対し、居住費及び生活費の支援を行う。	
⑤ 自立支援資金貸付事業 (H28～)	児童養護施設を退所する際に、家賃、生活費、就職に必要な資格取得費の貸付を行う。	県社会福祉協議会
⑥ 自立援助ホーム機能強化事業 (R4～)	自立援助ホーム入所児童に対し、心理担当職員を配置し、心理面から自立支援を行う。	県

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①施設退所児童等自立支援促進事業 (委託先NPO法人利用者数(延べ))	目標	1,000	1,000	1,000	1,000	2,483	2,808	2,812	2,490	2,443
	実績	682	1,655	2,408	3,387	2,629	2,421	2,419		
②上記のうち施設退所前児童の相談 受付・対応件数	目標		276	105	105	105	105	105	135	156
	実績		55	84	85	72	193	141		

【成果指標の設定根拠】

- だれにも相談できず、一人で抱え込むことが自立を妨げる要因の一つとなっていることから、当事業の認知度を向上させ、利用者を増やすことを目標として、相談者数及びフリースペース利用人数を成果指標とした。
- 国の調査において、児童養護施設や里親等からの自立後の不調が多い実態が明らかになっているため、児童養護施設退所前児童からの相談件数を一定数維持することを目標とした。

【目標値の設定根拠】

- 過去3年間の実績平均（R4年度～）
- 退所者のうち、家庭復帰が5割、自立援助ホームへの入所や里親委託が2割であり、より支援を必要とする大学等への進学や就職は約3割であったことから、H30年度に目標値を見直し、H27～H29の大学等進学・就職者の平均人数35人が3回程度の相談を行うものと見込んで成果指標を設定している。さらに、R3から相談数が目標を上回っているため、R5からの成果指標について設定方法を見直し、過去3年間の実績平均とする。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

コロナ禍前と比較すると利用者減の状況が続いており、利用者数全体としては目標達成できなかったが、横ばいの状態を保っている。また、令和3、4年度の施設退所前児童の相談受付・対応件数は、コロナ禍前の令和元年度と比較して約2倍に伸びている。

（要因）

利用者数の目標値を過去3年間の平均としており、コロナ禍になる前の令和元年度末までの実績が順調に伸びていたことから、令和3、4年度の目標値は高くなっていった。令和2～4年度のコロナ禍においては、フリースペース利用者が減少したため、目標達成ができなかったものと考えられる。一方で、施設退所前児童の相談受付・対応件数が伸びているのは、委託先NPO法人と施設等との自立支援に向けた連携が図られた結果であると考えられる。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無し

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・ 独自に青少年の自立支援相談窓口を実施しているNPOを活用して実施するため、低コストで専門性を確保できている。
- ・ 全ての児童養護施設に退所前の自立支援及び退所後のアフターケアを担う専任職員を配置し、委託先NPO法人と各施設の専任職員との定期的な会議や、施設に向いての情報交換等を通じ、施設等から自立する児童についての情報を共有し、継続的かつ一貫した支援体制を構築している。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	30,273	44,285	47,216	時間	55	256	256
(うち一般財源)	19,152	25,223	28,154	人件費（千円）	223	1,034	1,034

5 見直しの内容

継続（ 拡充） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）
 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

児童福祉法の改正により、NPO法人に委託している事業は、令和6年度から「社会的養護自立支援拠点事業」として法律上に明記された事業となることから、現在の委託内容を引き続き実施していくことが求められている。また、児童養護施設等退所児童の大学進学率が上昇しているに伴い、大学進学時に係る費用（受験料、入学金）の補助額や貸付額の増加が見込まれる。

【見直し内容】

事業内容については、特に見直しは行わず、委託先NPO法人と施設等の連携をさらに強化することとしたい。
 予算規模については、退所児童の大学等進学率の実績にあわせて、大学等進学支援事業及び自立支援資金貸付事業の経費を増額する。（+2,931千円）

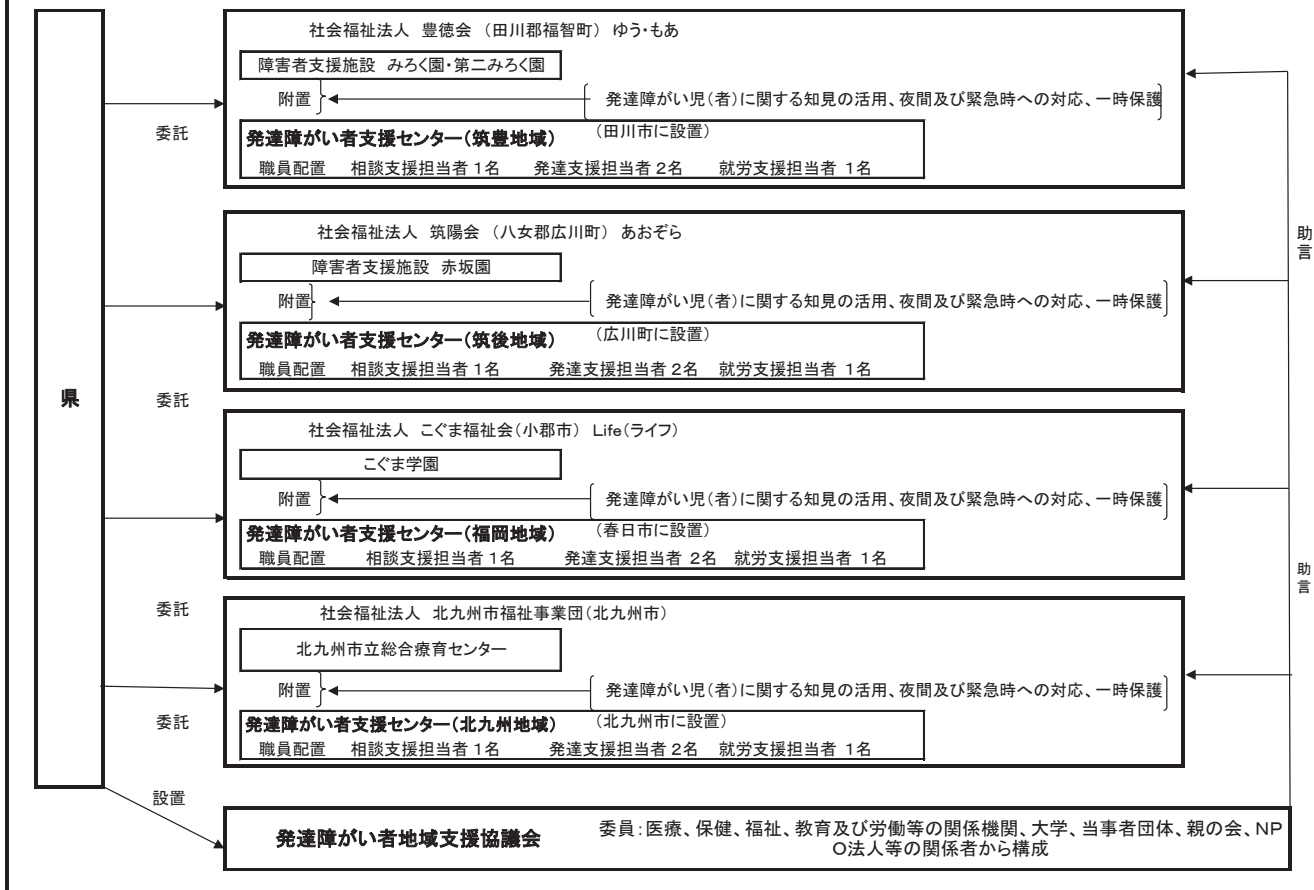
(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	発達障がい者支援センター運営事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H15
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して生み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的	「発達障がい児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導を行うとともに、関係施設との連携を図り、発達障がい児(者)及びその家族の福祉の向上を図る。
2 事業概要	<p>○ 発達障がい者地域支援協議会の設置運営 発達障がい児者に対する総合的なサービスのあり方を検討するため、発達障がい児者への支援に関わる福祉、医療、教育、就労等の各分野の関係者から構成される発達障がい者地域支援協議会を定期的に開催する。</p> <p>○ 発達障がい者支援センターの設置運営 自閉症をはじめとする発達障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児者及びその家族からの相談に応じ適切な指導を行うとともに、関係施設との連携を図り、発達障がい児者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>①発達障がい児者及びその家族等に対する相談支援 ②発達障がい児者及びその家族等に対する発達支援 ③発達障がい児者に対する就労支援 ④関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修</p> <p>○ 発達障がい児の保護者向け研修会・交流会 発達障がい児を育てる保護者に対し、発達障がいの特性や子どもとの関わり方等についての講座を開催するとともに、保護者同士が、互いの悩み等を語り合い、支援し合う交流会を開催し、当事者同士のつながりを支援する。</p>

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
発達支援延べ件数	目標	3400	3400	3400	3400	3400	3400
	実績	3798	3096	3780	3576	実施中	
発達支援利用者数	目標	930	930	930	930	930	930
	実績	1123	849	972	895	実施中	
保護者向け研修会・交流会受講者数	目標	100	100	100	100	100	100
	実績	178	208	355	303	実施中	
参加者の満足度 (%)	目標	80	80	80	80	80	80
	実績	96	97	90	94	実施中	

【成果指標の設定根拠】

- ・支援件数及び利用者数については、センターを運営する上で稼働状況の把握に有効であり、国から報告を求められている事項でもあるため。
- ・受講者数については、どの程度の人に対して研修を行っているかの把握のため。
- ・満足度については研修会の質の向上のために、毎回アンケートを実施しており、より参加者の満足度の高い研修を目指しているため。

【目標値の設定根拠】

- ・支援件数、利用者数は平成25年の利用実績（3,488件、863人）を元に設定している。
- ・保護者向け研修会・交流会の受講者数については、発達障がい者支援センターの利用者数（約1,000名）を参考に、5年間で講座を受講できるよう開催することを想定し、H24年度の目標を200人と設定。その後、参加者に対するアンケート結果から、一人一人に対する支援をより手厚くするため、講義形式からペアレントトレーニング形式に変更することにより、H28年度からは募集定員を100人と設定している。
- ・参加者の満足度については、各回研修会、交流会の最後に参加者に対して実施しているアンケートで、「大変参考になった」「参考になった」と回答のあった割合を8割と設定している。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

- ・発達支援延べ件数、研修受講者数、満足度は目標を達成できている。
- ・発達支援利用者数は目標を達成できていない。

（要因）

- ・発達支援延べ件数は目標を上回っていることから、継続的に利用する方の人数や1件あたりの対応時間が増えていると考える。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

- ・R3年度は目標を達成しており、R4年度も目標値と大きく乖離しているわけではないため、見直しなしとする。

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・発達支援については、事前予約制をとることで、多くの相談者の支援をより効率的に、より効果的に行えるよう取り組んでいる。
- ・保護者向け研修会・交流会については、例年、研修会と交流会を同日開催することで、人件費や会場代等の経費節減を図っている。
- ・また、オンラインでの開催も行っており、来場が難しい保護者の方でも研修会に参加できるようにしている。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	106,144	103,897	102,399	時間	214	214	214
(うち一般財源)	53,009	51,949	51,636	人件費(千円)	865	865	865

5 見直しの内容

継続(拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了(完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・発達支援延べ件数は例年3000件を超えており、引き続き高いニーズがあるため、事業継続の必要がある。
- ・交流会へのニーズは依然高いため、事業継続の必要がある。

【見直し内容】

- ・発達支援については、来所での支援に代わる方法(電話・オンライン等)について検討する。
- ・研修・交流会については、アンケートで集約した意見を研修内容に反映させる等、満足度の高い研修・交流会となるよう努める。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	発達障がい児者支援推進事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H27
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して生み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

- 地域において、発達障がいに対応できる相談支援機能を強化
 - ・身近な地域の相談支援能力の向上
 - ・発達障がい者支援センターへ集中している相談を地域の相談機関へ分散
- 発達障がい児者の支援の充実
 - ・発達障がいのある人及びその家族の福祉の向上
 - ・県内の精神科を標榜する医療機関の半数で発達障がいの診療を可能とする。

2 事業概要

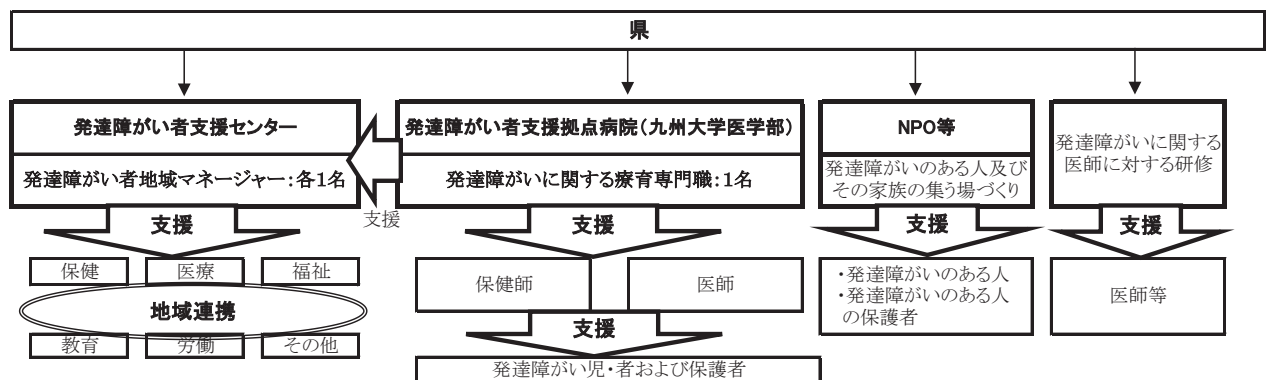
- 発達障がいに対する地域相談・支援機能強化事業
 - ・発達障がい者地域支援マネージャー派遣事業
 対象者：市町村、相談支援事業所等、地域において発達障がい児者を支援する機関
 内容：発達障がい者地域支援マネージャーを県内4地域に各1名配置し、地域の関係機関の協力支援体制の構築に対する指導、助言等を実施。

・各種研修の実施

事業名	事業概要	
	対象者	カリキュラム
相談支援従事者等に対する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所職員 ・児童発達支援センター職員 ・福祉相談窓口の市町村職員等 	<ul style="list-style-type: none"> ・講義、グループワーク ・内容：発達障がいの特性、相談に対する対応方法、事例演習等
保育士・幼稚園教諭サポート研修	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園に勤務する保育士・教諭 	<ul style="list-style-type: none"> ・講義、グループワーク ・内容：発達障がいの特性、早期発見の方法、事例演習等

- 発達障がいのある人及びその家族の集う場づくり事業
 対象者：18歳以上の発達障がいのある人及びその家族等
 内容：18歳以上の発達障がいのある人及びその家族等が集う場を設置し、互いの悩みを共有し、情報交換のできる交流会活動を支援
- 発達障がいに関する医師に対する研修
 対象者：発達障がいの診断等を行う医師等
 内容：発達障がい支援の在り方、発達障がいのある児を持つ保護者への支援、学習障害の診断と治療。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
相談支援従事者等に対する研修受講者数	目標	80	80	80	80	390	390
	実績	68	297	788	656	実施中	
保育士・幼稚園教諭サポート研修受講者数	目標	340	340	340	340	340	340
	実績	301	155	267	311	実施中	

【成果指標の設定根拠】

- ・研修を行う上で、受講者数が最も分かりやすい指標であると判断したため。

【目標値の設定根拠】

- ・「相談支援従事者等に対する研修」：政令市を除く相談支援事業所数226事業所（H27.12現在）を参考に、今後、3年間で各事業所1名の受講を想定し、各年度の目標を80人と設定としていた。
- ・オンライン開催の併用により目標値を達成していることから、H30～R4年度の平均値を基にR5以降の目標値を390人と設定。
- ・「保育士・幼稚園教諭サポート研修」：県内の公立私立の保育園及び幼稚園の数1,019施設（H27.12現在）を参考に、今後、3年間で各施設1名の受講を想定し、各年度の目標を340人と設定。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

- ・相談支援従事者向け研修は目標を達成している。
- ・保育士・幼稚園教諭サポート研修は目標を達成していない。

（要因）

- ・相談支援従事者に対する研修はオンラインでの開催を行ったことで、参加者が急増した。
- ・保育士・幼稚園教諭サポート研修はコロナで減少した受講者が概ね戻ったと思われる。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

- ・相談支援事業者に対する研修はオンラインでの開催を行ったことで参加者が急増し、目標値を大幅に上回っているため、R5以降の目標値の見直しを行っている。
- ・保育士・幼稚園教諭サポート研修は見直しなし。

（有の場合、その内容）

- ・相談支援従事者に対する研修は直近5年間の実績の平均値を基に目標値の見直しを行っている。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・受講者が参加しやすい時期や時間帯を考慮して開催。
- ・研修回数増加に伴う会場費等の増加経費については、研修会講師を内部職員で対応する等、経費削減の工夫をしている。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	26,676	27,181	26,187	時間	214	214	214
（うち一般財源）	13,338	13,591	13,094	人件費（千円）	865	865	865

5 見直しの内容

継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止

【上記の理由】

相談支援従事者向け研修及び保育士・幼稚園教諭サポート研修については、アンケートの結果からも研修へのニーズは高く、発達障がいに対応できる相談支援機関等の増加及び発達障がいの早期発見・早期支援のため、継続して実施する必要がある。

【見直し内容】

相談支援従事者向け研修及び保育士・幼稚園教諭サポート研修について、研修内容や対象者の見直し、周知先の拡大等についても検討し、受講者の増加を図る。

事業名	障がい児等療育支援事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H30
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

- 障がいのある児童等のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、県内13圏域に「障がい児等療育支援事業所」を設置(各圏域の障がい児等施設に委託)し、身近な地域において、障がいのある児童やその家族、関係機関等に対し、障がい児等施設の有する療育支援機能を活用した療育指導等を行う。
- 平成30年度から「発達障がい児等療育支援事業所」を設置(県内3箇所の医療機関に委託)し、障がいのある児童やその家族、関係機関等に対し、医学的専門知識を持った専門職による、発達障がいの程度・状況の確認を踏まえた療育指導等を行う。

2 事業概要

○障がい児等療育支援事業(13箇所)

- 在宅支援訪問療育等指導事業
専門職員が家庭を訪問し、相談・助言・療育指導を行う。
- 施設支援一般指導事業
地域の障がい児者の支援に関わる施設や学校、保育所等に対し、研修・相談・助言・療育指導を行う。
- 在宅支援外来療育等指導事業
専門職員が各施設において、機能訓練・療育に関する相談・助言・指導を行う。

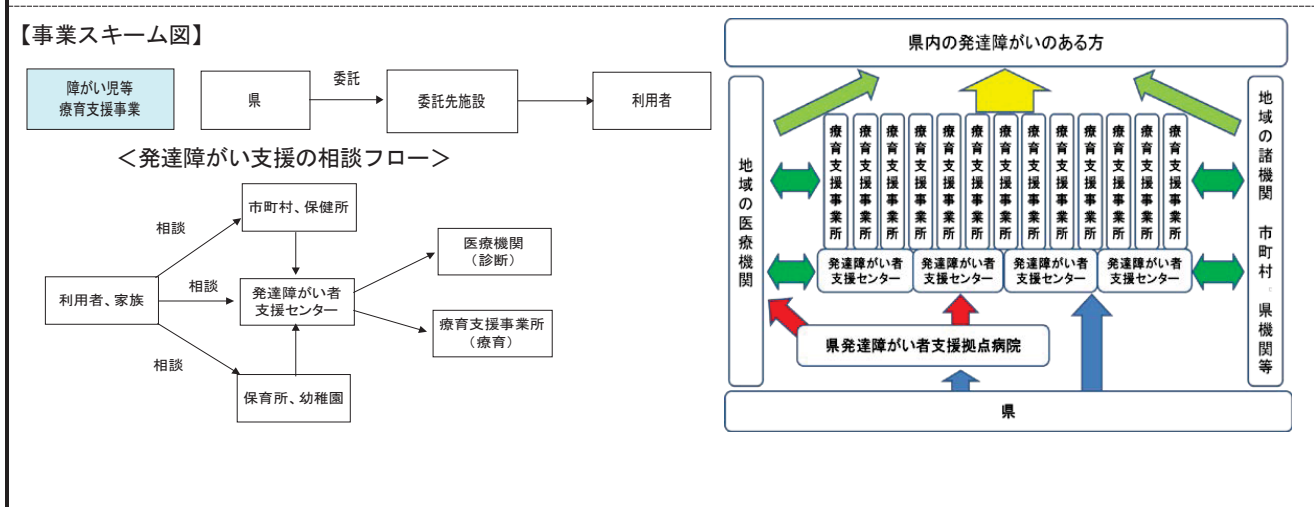
○発達障がい児等療育支援事業(医療連携型)(3箇所)

- 在宅支援訪問療育等指導事業
医師等が家庭を訪問し、相談・助言・療育指導を行う。
- 施設支援一般指導事業
地域の障がい児者の支援に関わる施設や学校、保育所等に対し、研修・相談・助言・療育指導を行う。
- 在宅支援外来療育等指導事業
医師等が各施設において、機能訓練・療育に関する相談・助言・指導を行う。

※発達障がい児等療育支援事業(医療連携型)について
本事業では、発達障がいの診断の有無に関わらず、その疑いのある方も支援の対象とする。
なお、本事業は、市町村が支給決定を行う障がい福祉サービスを利用する前段階の支援として機能している。
療育指導等を行い、必要なサービスの利用につなげるほか、障がい児等療育支援事業所をはじめ、医療機関や発達障がい者支援センター等の関係機関と相互に連携し、利用者を必要な支援につなげている。

(参考)各機関での主な役割

- 障がい児等療育支援事業所…身体・知的・精神障がいに関する療育指導
- 発達障がい児等療育支援事業所…発達障がいに特化した療育指導
- 発達障がい者支援センター…相談支援
- 市町村…障がい福祉サービスの支給決定
- 各障がい福祉サービス事業所等…障がい福祉サービスの提供



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
発達障がい児等療育支援事業所における支援延べ件数	目標	-	660	693	727	763	801
	実績	419	571	314	222	実施中	

【成果指標の設定根拠】

障がいのある児童やその家族、関係機関等に対し、医学的専門知識を持った専門職による療育指導等を行うことが出来ているか、達成度を図るため、発達障がい児等療育支援事業所における支援延べ件数を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

令和元年度実績(※1)と伸び率(5%※2)により算出

(※1) 「発達障がい児等療育支援事業所(医療連携型)」における令和元年度支援数

令和元年度発達障がい児等療育支援事業支援件数：419件(2事業所分)

令和2年度から3事業所で実施しているため、次の通り算出

(419件÷2事業所=210件)×3事業所×伸び率1.05=660件

(※2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により伸び率が見込めないため、暫定的に5%とする

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

令和4年度は目標値728件に対し実績222件という結果であり、目標は達成できていない。

(要因)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、全体的に支援数が伸び悩んだことにより、令和2～4年度は目標未達成。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

目標値は達成出来ていないが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいため、目標値の見直しはなしとする。

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

利用者が適切な療育支援を受けることが出来るよう、令和4年度から対面方式に加え、電話やオンライン面談による療育支援の実施を開始した。医学的知見に基づく療育支援のニーズは高いと考えられるため、今後も「障がい児等療育支援事業所」と定期的な情報共有を行いながら、両者の専門性を生かした支援体制の構築を図る。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	41,253	68,579	96,159	時間	576	576	576
(うち一般財源)	41,253	68,579	96,159	人件費(千円)	2,326	2,326	2,326

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

県内13圏域に設置している「障がい児等療育支援事業所」では発達障がいの対応力に差があり、十分な受け入れが出来ていない圏域がある。また、発達障がい以外の障がいに比べ、程度を判定することが難しく、医学的専門知識をもった専門職による相談・指導が引き続き必要である。

【見直し内容】

利用拡充のため、市町村を通じて保育所や学校等への周知を図っていく。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

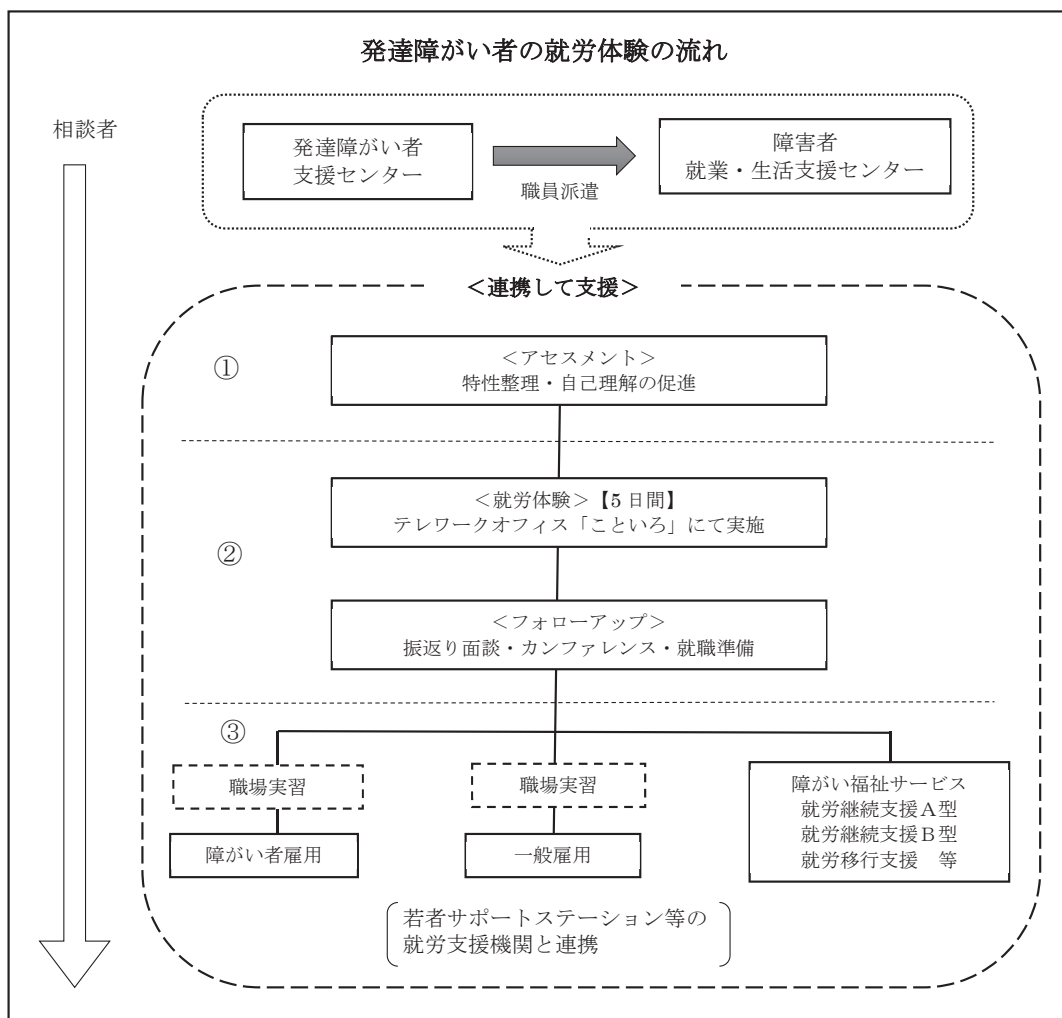
事業名	発達障がい者への就労体験事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R4
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して生み育てることができる。	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的
 発達障がいのある人の就職を支援するため、発達障がい者支援センターと障害者就業・生活支援センターが連携し、双方の専門性を活かした支援を行う。

2 事業概要
 発達障がい者支援センターの職員を障害者就業・生活支援センターへ派遣し、両センターの職員が連携して、相談者のアセスメント、就労体験を通じた特性把握、就労支援を実施する。

- ① 就労体験前準備
 発達障がい者支援センター職員が障害者就業・生活支援センターを訪問し、両センターの職員による面談・アセスメントを行い相談者の自己理解を促して意欲を喚起することで、円滑な就労体験の実施へつなげる。
- ② 就労体験機会の提供とフォローアップ
 テレワークオフィス「こといろ」において、就労体験を実施。就労体験後に両センターの職員による振り返り面談やカンファレンス等を実施し、本人の特性を把握する。
 ・日数：5日間／1コース
 ・人数：計10名(各5名×2コース) ※初年度の効果を検証のうえ、次年度の提供人数を決定。
 ・内容：ピッキング、封入作業、データ入力等
- ③ 就労支援
 本人の特性や意向を踏まえた就労選択を支援。就職や職場実習へと進んだ相談者については、両センターの職員が企業へ訪問し、本人との関わり方の助言を行う等の支援を継続する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8
障害者就業・生活支援センターとの連携による支援件数	目標	156	156	156	156	156
	実績	224	実施中			
就労体験参加人数	目標	10	10	10	10	10
	実績	8	実施中			

【成果指標の設定根拠】

- ・実際の連携状況の把握に有効であると判断したため。
- ・体験事業の参加者数が最も分かりやすい指標であると判断したため。

【目標値の設定根拠】

- ・障害者就業・生活支援センターとの連携による支援件数
県内13か所の障害者就業・生活支援センターとの連携による支援を月に1回行うものとして設定する。
13か所×12月＝156件
- ・就労体験参加人数
体験事業の最大参加人数を目標とする。
5人×2コース＝10人

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・障害者就業・生活支援センターとの連携による支援件数は目標を達成している。
- ・体験事業も目標に近い人数の参加があった。

(要因)

- ・障害者就業・生活支援センターとの連携が順調に行えている。
- ・体験事業が目標値を下回ったのは、参加予定者の急なキャンセル等が要因。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

- ・無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・就労体験事業の参加者アンケートや支援者の意見、委託先の所感等を踏まえて、よりよい体験事業の実施に向けて取り組んでいる。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	1,317	3,925	2,427	時間	399	399	399
(うち一般財源)	659	1,963	1,316	人件費(千円)	1612	1612	1612

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・開始したばかりの事業であり、参加者から好評をいただいている。
- ・県民から参加についての問い合わせがあっており、ニーズがあると考ええる。

【見直し内容】

- ・開催場所や実施回数、内容について、参加者や支援者の意見等を踏まえて改善を行い、より満足度の高いものとなるように努める。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	医療的ケア児支援センター運営事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R4 R5拡充
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な 取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

・医療技術の進歩に伴い、喀たん吸引、経管栄養や人工呼吸などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加している。
 ・令和3年9月18日から「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施することが地方公共団体の責務と規定された。
 ・医療的ケア児とその家族については、緊急時の受入れや家族のレスパイトをはじめ、在宅生活を営むうえで必要な障がい福祉サービスや災害時の対応など様々な支援ニーズを抱えている。このような支援ニーズにワンストップで対応する窓口の設置及び支援人材の養成が必要。

2 事業概要

医療的ケア児支援法に基づき「福岡県医療的ケア児支援センター」を設置し、医療的ケア児とその家族からの相談にワンストップで対応するとともに、レスパイトを実施している医療機関をはじめ、保健、福祉、教育、労働等、複数の分野にまたがる関係機関と連携した支援体制の整備等、必要な支援に取組み、医療的ケア児とその家族、関係機関等への支援の充実を図る。

【運営】県直営（こども療育センター新光園を指定）

【体制】6名（医師、看護師、社会福祉士等）

* 医療的ケア児とその家族の希望に沿った保育・就学を支援するため、医療的ケア児支援センターが中心となり、該当の医療的ケア児毎に市町村（保育部局・教育部局）や教育委員会、保育所・学校と連携した個別の支援体制を構築し、保護者の意向も踏まえた支援を行うため、新たに保育・就学支援相談員1名を配置する。

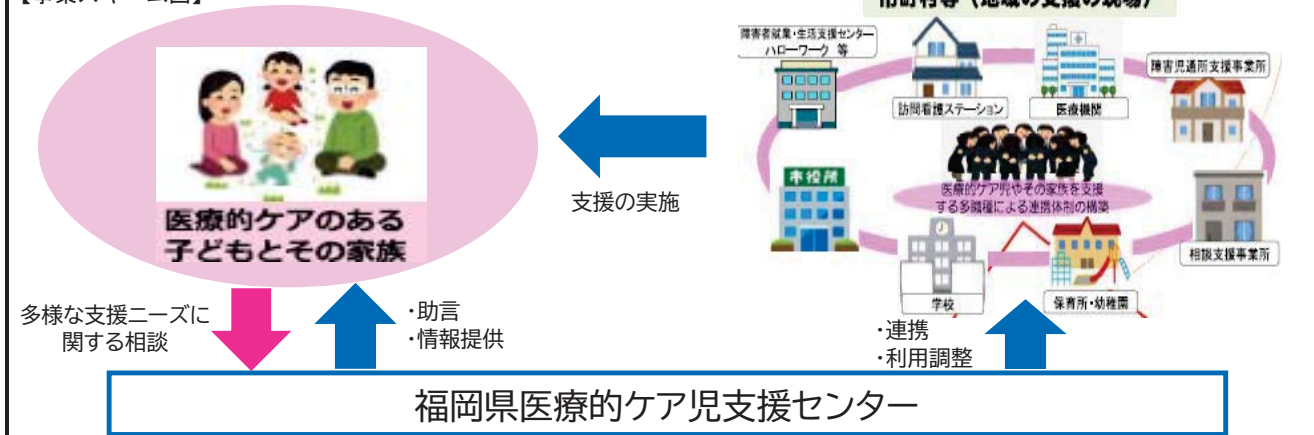
【業務】・相談支援（障がい福祉サービス利用等への助言、就学時の相談、日常生活に関する相談等）の実施

・情報提供（訪問看護ステーションなど地域の社会資源、相談内容に応じた関係機関の紹介等）の実施

・医療的ケア児の一時預かり（緊急時や、NICUから在宅生活への移行時等の受入れ、レスパイト実施機関との連携）の実施

・関係機関との連絡調整（多分野にまたがる機関の連携が円滑に行われるための調整）の実施

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8	R9
相談支援利用者数	目標	103	103	103	103	103	103
	実績	128	実施中				
相談支援延べ件数	目標	237	237	237	237	237	237
	実績	301	実施中				
保育・就学支援人数	目標	-	44	44	44	44	44
	実績	-	実施中				

【成果指標の設定根拠】

医療的ケア児とその家族及び支援者等に対するワンストップでの相談対応を行うため、センターへの相談支援利用者数、相談支援延べ件数及び保育・就学支援人数を成果指標とした。

【目標値の設定根拠】

○相談支援利用者数、相談支援延べ件数

福岡県難病相談支援センター（小児慢性特定疾病児童等自立支援）の利用率を参考に設定。

・福岡県難病相談支援センターの利用率 13.5%（1人平均2.3回利用）

・県内の医療的ケア児数（760人）×13.5%＝103人（利用者数）

103人×2.3回＝237人（支援延べ件数）

○保育・就学支援人数（※R5から新たに指標を設定）

保育所・市町村立小中学校在籍の医療的ケア児44人 ※R3在籍者数。今後も同等の人数と推測。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

令和4年度から実施している事業については、相談支援利用者数及び相談支援延べ件数ともに目標を達成している。

(要因)

令和3年9月に施行された医療的ケア児支援法に基づき開設したセンターであり、社会的関心も高いことなどから、相談件数が多かったと推測される。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

・医療的ケア児とその家族を地域で支えることができるよう、各地域での支援体制作りの支援を実施。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	18,522	19,487	21,510	時間	5,580	5,580	5,580
(うち一般財源)	12,873	10,416	11,421	人件費(千円)	22,533	22,533	22,533

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加していることや、令和3年に医療的ケア児支援法が施行されたこと等から、支援を求めるニーズは高く、事業継続の必要がある。

【見直し内容】

効率的で迅速なワンストップの相談支援が実施できるよう、関係者との定期的な連絡会を開催し、地域の関係機関との連携を強化する。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がい者収入向上支援事業 (民需拡大モデル事業)		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R3
-----	-----------------------------	--	-------	-----------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人への生活支援	具体的な取組	4	障がいの特性に応じた就労支援

1 事業のねらい・目的

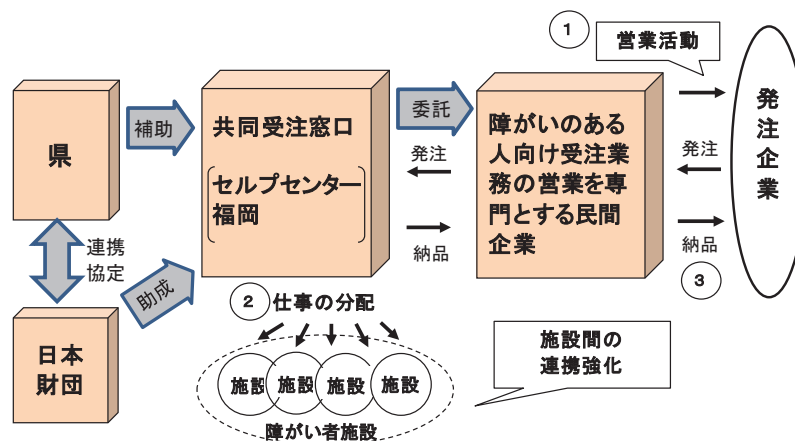
「まごころ製品」の受注力強化により、障がいのある人の収入向上を図る。

2 事業概要

1 民需拡大モデル事業

- 日本財団との提携(財団が事業費の80%を負担)のもと、障がい者向け受注業務の営業を専門とする日本財団パートナー企業が、企業に対して売込みを実施。売込みの結果、受注した業務は、共同受注窓口(運営:特定非営利活動法人セルフセンター福岡)が作業量・作業内容に応じて、障がい者施設に割り振る。高単価かつ大量作業の受注により、工賃の向上を図る。
 - ・補助先 : 特定非営利活動法人セルフセンター福岡
 - ・負担割合 : 県 : 日本財団 = 1 : 4

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	...	R8
障がい者施設で働く障がいのある人の平均収入月額(単位:円)(総合計画)	目標	16,369	15,776	16,507	未公表		全国10位以内
	実績	14,215 (全国45位)	13,673 (全国43位)	14,691 (全国43位)	15,607		

【成果指標の設定根拠】

- ・障がいのある人が自立した生活を送るためには収入の向上が重要。県では、障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売と提供の促進により障がいのある人の収入向上を支援しており、今後も実施していくことが必要。
- ・障がいのある人の経済的自立を促進するため、障がい者施設等で非雇用の形態で働く障がいのある人の平均収入月額が全国平均を上回り、令和8年度までに全国10位以内となることを成果指標とする(総合計画の成果指標)。

【目標値の設定根拠】

平均収入月額の全国平均

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

企業に対する売り込みの結果、R4年度は、23,639千円の受注業務を共同受注窓口を通じて障がい者施設に分配でき、工賃支払総額の増加に寄与した。

(要因)

工賃支払総額はR1年度1,665,123千円からR4年度2,107,908千円と442,785千円増加。事業所の多い都道府県ほど障がいのある人の数も多く、平均収入月額が低い傾向にあるため、大幅な上昇は難しいものの、少しずつではあるが、取組の成果が出ている。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

月1回開催する関係者会議に参加し、進捗状況の確認や課題の共有を行っている。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	4,985	3,000	-	時間	447	434	-
(うち一般財源)	4,985	3,000	-	人件費 (千円)	1,805	1,753	-

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

これまでの営業活動を通じて発注企業の開拓が一定程度進められ、共同受注窓口を通じた障がい者施設による受注量が一定程度増加したため。

【見直し内容】

特になし

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がい者等収入向上支援事業 (国立国会図書館蔵書デジタル化事業 及び県優先調達拡大事業)	部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R4
-----	--	-------	-----------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	4	障がいの特性に応じた就労支援

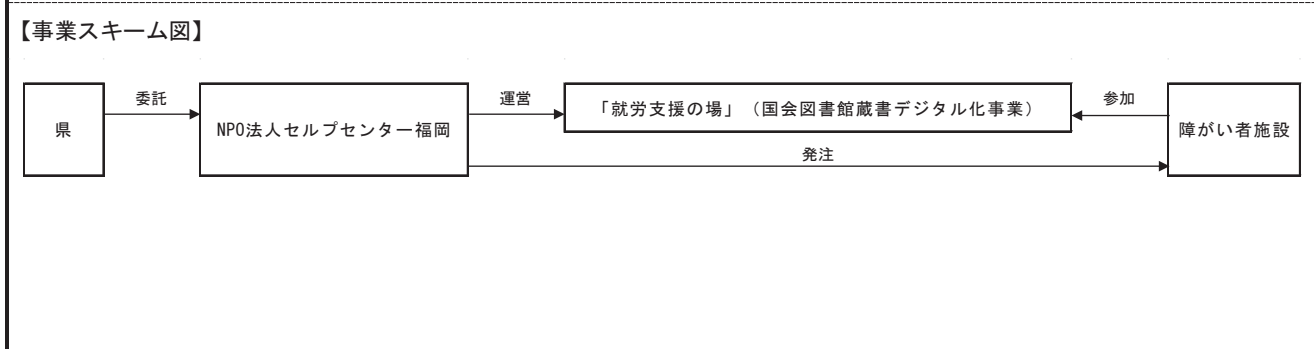
1 事業のねらい・目的

障がい者施設が大量の受注作業に対応できる体制の整備、優先調達の拡大による共同受注機能の強化を図る。

2 事業概要

(1) 「福岡モデル」就労支援推進事業
 ○「福岡モデル」として、複数の障がい者施設の利用者や引きこもり、難病の方などが国立国会図書館の蔵書デジタル化に取り組んでいる「就労支援の場」を増設するとともに、デジタル化にかかる専門人材の養成研修を実施。また、「就労支援の場」利用者の一般就労促進のため、企業向けにデジタル化事業見学会及び面談会を開催。
 運営方法：共同受注窓口を担うセルフセンター福岡に委託。
 業務内容：技術指導、進捗管理、施設間の作業調整等

(2) 県優先調達拡大事業
 ○県優先調達額の拡大と庁内事務の効率化を推進するため、日本財団パートナー企業との連携のもと、庁内の事務作業を分解・集約し、共同注窓口を通じて複数の障がい者施設に発注。



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	...	R8
障がい者施設で働く障がいのある人の平均収入月額 (単位:円) (総合計画)	目標	16,507	未公表		全国10位以内
	実績	14,691 (全国43位)	15,607		

【成果指標の設定根拠】

- 障がいのある人が自立した生活を送るためには収入の向上が重要。県では、障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売と提供の促進により障がいのある人の収入向上を支援しており、今後も実施していくことが必要。
- 障がいのある人の経済的自立を促進するため、障がい者施設等で非雇用の形態で働く障がいのある人の平均収入月額が全国平均を上回り、令和8年度までに全国10位以上とすることを成果指標とする(総合計画の成果指標)。

【目標値の設定根拠】

平均収入月額の全国平均

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- (1) 「福岡モデル」就労支援推進事業
 - ・「就労支援の場」での国立国会図書館蔵書デジタル化業務受注実績は1億2千万円となり、平均収入月額の向上に寄与。
- (2) 県優先調達拡大事業
 - ・庁内の単純な業務をアウトソーシングすることにより、職員にとっては業務効率化、障がい者施設においては、データ入力業務など幅広い業務の受注が可能となり、今後の受注拡大が期待される。

(要因)

工賃支払総額はR1年度1,665,123千円からR4年度2,107,908千円と442,785千円増加。事業所の多い都道府県ほど障がいのある人の数も多く、平均収入月額が低い傾向にあるため、大幅な上昇は難しいものの、少しずつではあるが、取組の成果が出ている。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- (1) 「福岡モデル」就労支援推進事業
 - ・「就労支援の場」の運営を円滑に行うために、障がい者施設管理の経験者をコーディネーターとして配置のうえ委託している。
- (2) 県優先調達拡大事業
 - ・日本財団パートナー企業との連携のもと実施することとしていたが、県が直接庁内の事務作業を分解・集約し、共同注窓口を通じて発注。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	12,792	19,183	80,414	時間	938	1,408	1,600
(うち一般財源)	6,897	10,852	73,994	人件費(千円)	3,788	5,686	6,461

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- (1) 「福岡モデル」就労支援推進事業
 - ・県内3か所の「就労支援の場」における受注拡大を引き続き支援していくため。
- (2) 県優先調達拡大事業
 - ・庁内作業の切り出しについて一定のモデルが得られたため。

【見直し内容】

- (1) 「福岡モデル」就労支援推進事業
 - ・国立国会図書館蔵書のデジタル化に加え、優先調達の枠組みを活用して県の公文書のデジタル化を実施。(＋64,253千円)
- (2) 県優先調達拡大事業
 - ・庁内作業のモデル発注経費を削減。(▲3,022千円)

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がい者自立支援事業推進事業 (障がい福祉分野におけるICT・ロボット等の導入支援事業)		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室	事業 開始年度	R3
-----	---	--	-------	---------------------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

障がい福祉の現場における生産性の向上、介護業務の負担軽減等を図るため、ICTや介護ロボットの導入経費を支援し、障がい福祉サービス提供体制の充実を推進する。

2 事業概要

障がい福祉サービス事業所等が、生産性向上、感染症拡大防止の取組を推進するためにICTを導入した経費や、介護負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を図るために介護ロボット等を導入した経費の一部を補助する。

1 ICT等導入支援事業

(1) 対象事業所
障がい福祉サービス事業所等 (就労系、施設系、居住系、障がい児通所系、障がい児入所系)

(2) 対象経費
遠隔支援・面接システム、会議システム導入費やタブレット購入費等

(3) 補助上限額
1事業所あたり100万円

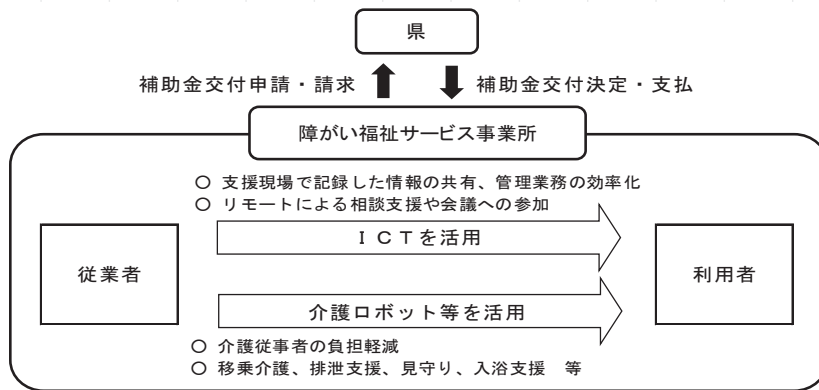
2 ロボット等導入支援事業

(1) 対象事業所
障がい者支援施設

(2) 対象経費
移乗支援ロボット、移動支援ロボット、利用者見守りロボット、排泄支援ロボット等の購入費等

(3) 補助上限額
1事業所あたり210万円

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6
① 障がい福祉分野におけるICT導入の支援(事業所数)	目標	50	50	25	80
	実績	29	26	(見込)33	
	業務削減率	46.4%	47.1%		
② 障がい福祉分野におけるロボット導入の支援(事業所数)	目標	10	10	15	30
	実績	8	7	(見込)14	
	業務削減率	-	-		

【成果指標の設定根拠】

本事業は、障がい福祉サービス事業所等において、ICT・ロボットの導入による生産性の向上や介護業務の負担軽減等を図る取組を推進するものであることから、導入効果が得られた事業所数を成果目標とする。

【目標値の設定根拠】

事業所ニーズの調査結果や過去の実績を参考に、次のとおり目標値を設定した。

- ① ICT導入支援事業
令和4年度の補助実績から、令和5年度の目標値を設定
- ② ロボット等導入支援事業
R8年度までに県所管の障がい者支援施設(94施設)に導入されるよう計画

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

○ICT等導入支援事業

- ・導入対象事業所（就労系）からの申請件数59件のうち、実施効果が高いと見込まれる26件を採択した結果、目標値の50件に及ばなかった。
- ・ICTを活用した主な業務について、導入前後の年間従事時間を比較すると、平均で約47%の縮減効果があった。

○ロボット等導入支援事業

- ・導入対象事業所（入所施設）からの申請件数14件のうち、実施効果が高いと見込まれる7件を採択した結果、目標値の10件に及ばなかった。
- ・介護従事者の負担軽減に加え、利用者を支援する際に安全性が高まる等の効果があった。

(要因)

- ・事業所において、業務効率化や介護負担軽減等に関する取組が十分に検討されていないことから、実施効果の高い提案が少なかった。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

導入を希望する事業所に対して説明会を開催し、機器の紹介や導入による効果など、具体的な情報提供を行った。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	27,953	32,449	76,290	時間	228	228	228
(うち一般財源)	9,318	10,817	25,430	人件費（千円）	921	921	921

※本事業のR5予算はR4年12月補正予算、R6予算はR5年12月補正予算の繰越

5 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

将来にわたって障がい福祉サービスの内容を維持、向上していくためには、生産性の向上や介護人材の確保が重要であり、引き続き、障がい福祉分野におけるICTやロボット等の導入を推進する必要がある。

【見直し内容】

ICT導入支援事業について、対象事業所を共同生活援助から、障がい者支援施設と障がい児通所支援事業所に変更する。
 R5年度32,449千円、R6年度76,290千円 43,841千円増

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活保護安定運営対策等事業 (適正受診指導事業)		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	4	生活困窮者等の支援	具体的な取組	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進

1 事業のねらい・目的

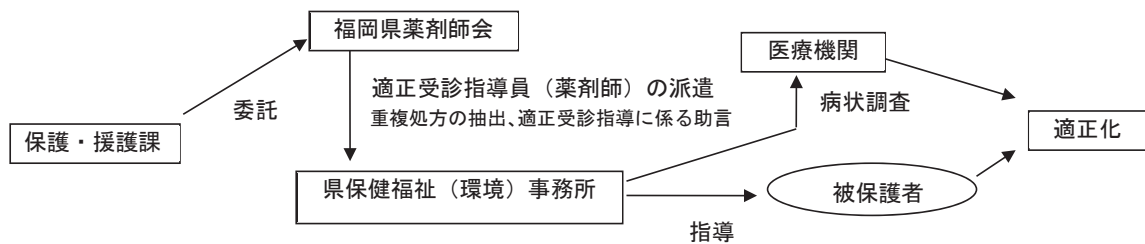
全国的に向精神薬の重複処方問題が発覚したことから、向精神薬の適正受診指導を行うことで医療扶助の適正化を図る。

2 事業概要

向精神薬の重複処方の適正化
 平成24年度から、向精神薬の重複処方の適正化を図る目的で、適正受診指導員(薬剤師)を保健福祉(環境)事務所に派遣し、専門的知見による向精神薬の重複処方の抽出とケースワーカーが適正受診指導する上での助言を実施する。

【事業スキーム図】

(1) 向精神薬の重複処方の適正化



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
指導による改善割合	目標	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	実績	40.3%	81.5%	60.8%	34.7%	調査中	

【成果指標の設定根拠】

・H30年度以前は、向精神薬を重複処方されている生活保護受給者に対して指導を行った人数を成果指標としていたが、R1年度以降は質的な事業効果を把握するため、指導を行った人数に対して重複処方の状態が改善された人数の割合を成果指標としている。

【目標値の設定根拠】

・九州厚生局監査による調査において改善率が約5割で推移していることから、現実的な達成目標として改善率50%として設定。R2年度に50%を達成したが、指導対象者が毎年変動するとともに指導困難なケースが蓄積してきていることから、以降も引き続き改善率50%を目標値として設定している。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・指導を行った人数（指導を要する者）は着実に減少傾向にあるが、改善割合は34.7%であり、目標値を下回った。

(要因)

- ・指導を要する人数が着実に減少傾向にある一方、従来から指導対象であり続けているケースや、一度改善された後に再び指導対象となるケースが存在するなど、全体に占める指導困難なケースの割合が増えていることが、改善割合が伸び悩む要因となっている。
- ・また近年は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、指導対象者や医療機関への直接的な指導・調査が難しかったことも要因と考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・保健福祉（環境）事務所のケースワーカーは医学的・薬学的な知識を十分に持たないことから、福岡県薬剤師会へ業務委託を行い、適正受診指導事業（薬剤師）を派遣することで、事業の効率化を図っている。
- ・適正受診指導員から提出される事業報告等を踏まえ、適宜保健福祉（環境）事務所と指導方針等の協議を行う。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	5,845	6,204	6,204	時間	685	685	685
(うち一般財源)	1,285	1,552	1,552	人件費（千円）	2,767	2,767	2,767

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・長期間改善されない者や、一定期間改善がみられても再度重複を繰り返す者が多く、新たに重複になる者も懸念されるため、引き続き医療扶助の適正化のために適正受診指導が必要である。

【見直し内容】

- ・適正受診指導員から意見を聴取する等して現存の事業の分析を行い、指導体制の一層の充実に向けて検討を行う。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活困窮者自立支援事業 (家計改善支援事業)		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H27
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	4	生活困窮者等の支援	具体的な取組	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進

1 事業のねらい・目的

家計収支の均衡が取れていないなど家計に課題を抱える生活困窮者に対し、家計の視点から必要な情報の提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

2 事業概要

生活困窮者自立支援法に基づき県内5か所に設置した福岡県自立相談支援事務所(郡部を所管)に家計改善支援員を配置し、相談者(生活困窮者)のうち家計に課題を抱えているものに対し、自立相談支援事業の相談支援員等と連携して、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う。

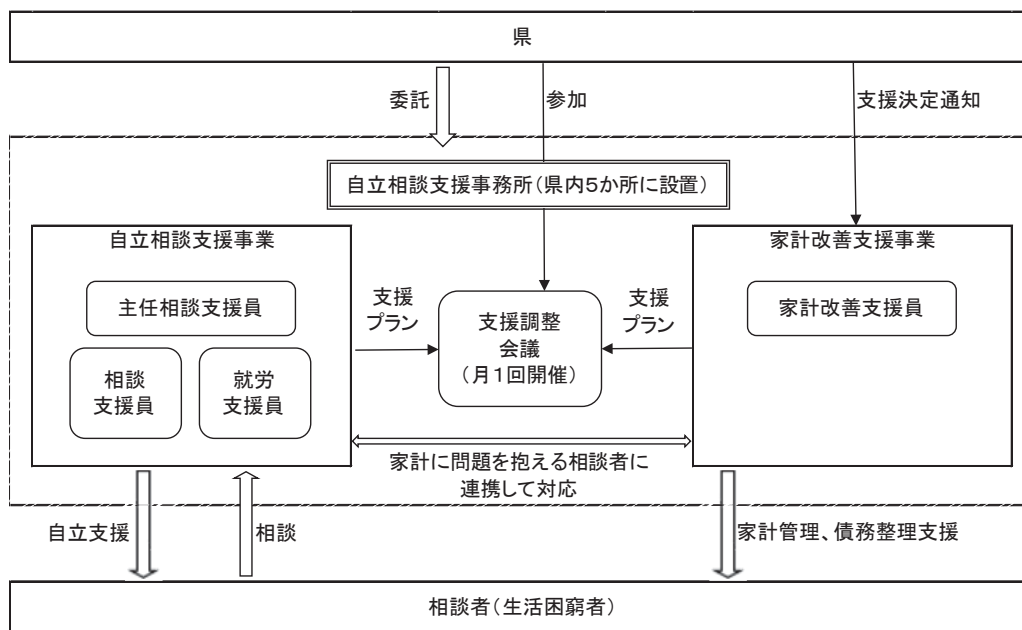
【自立相談支援事業の主な支援内容】

- ・生活困窮者からの相談に包括的に対応
- ・生活困窮者の自立に向けたアセスメントの実施、プランの作成等の支援

【家計改善支援事業の主な支援内容】

- ・家計管理に関する支援(家計表の作成支援、出納管理の支援等)
- ・滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ・債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- ・貸付のあっせん

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
新規相談件数	目標	554	554	554	554	554	554
	実績	540	1,646	2,377	794	251(※)	

※R5については7月末時点

【成果指標の設定根拠】

- ・家計改善支援事業の実績として、本事業に基づく、自立相談支援事務所での新規相談受付件数を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

- ・平成28年度の自立相談支援事業の新規相談件数(1,379件)のうち32.6%が家計相談支援事業を利用していることから、平成30年度において自立相談支援事業の目標値(1,700件)に32.6%を乗じた554件を目標値としており、以降、当該目標値を設定している。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった令和2、3年度からは実績件数が低下したものの、目標値は上回った。

(要因)

- ・令和4年度においても新型コロナウイルス感染症の影響があったこと、令和5年1月から生活福祉資金特例貸付の償還が開始されたこと等により、令和2、3年度から継続して家計改善に関する相談が多くあった。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・相談者が抱える複合的な課題に対して、早期に適切な支援の方向性を見出すため、自立相談支援事業と家計改善支援事業を同一の事業者に委託し、両事業を一体的に行うことで、それぞれの事業の相談員同士が日頃から密な連携を取ることができる体制を構築している。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	43,858	43,862	43,862	時間	390	390	390
(うち一般財源)	12,790	12,793	14,621	人件費 (千円)	1,575	1,575	1,575

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・生活福祉資金特例貸付の償還開始や今般の物価高騰等に伴う家計改善に関する相談が引き続き増える恐れがあり、アフターコロナにおける生活困窮者への継続した支援が必要であるため。

【見直し内容】

- ・令和6年度においても、令和5年度と同様に家計改善支援員を倍増 (6→12名) した体制を維持し、生活に困窮された方の家計再生に向けた支援を実施する。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活困窮者自立支援事業 (生活困窮者に対する一時的住居の提供事業)		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H30
-----	--------------------------------------	--	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	4	生活困窮者等の支援	具体的な取組	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進

1 事業のねらい・目的

一時的な住居を提供し、相談者の住まいの安定を図ることで、生活困窮者の就労やその子供の就学継続を可能とする。

2 事業概要

- ・ 住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して一時的な住居を提供する。
- ・ 自立相談支援事務所が安定した住まいの確保を行うとともに、生活困窮者の就労支援やその子どもの就学支援を行う。

<事業対象者の要件>

①及び②を満たす者

① 申請日の属する月における世帯全体の収入額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）と生活保護の住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

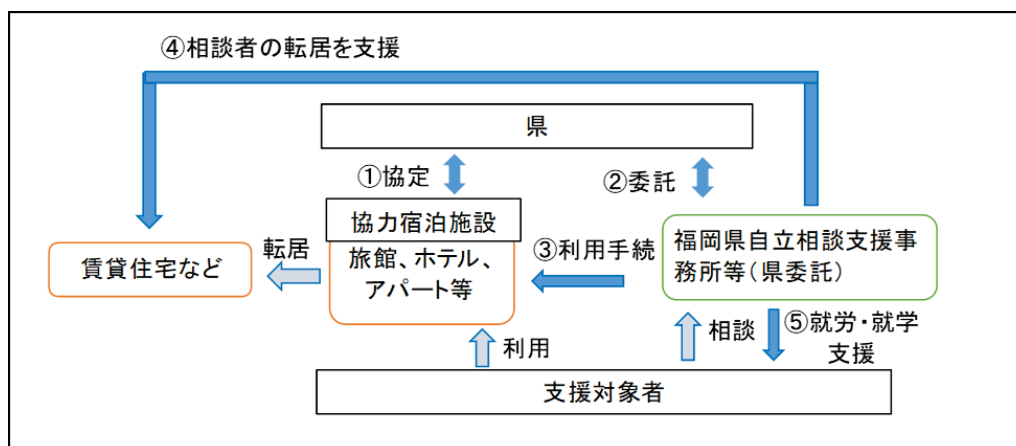
② 申請日における世帯全体の金融資産の額が、上記基準額の6倍の額以下であること（ただし100万円を超えないこと）。

※事業対象者の要件（目安）

（単位：万円）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
①月収上限額	16.8	20.5	24.2	28.3	32.3
②資産上限額	73.8	94.2	100.0	100.0	100.0

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数(人)	目標	—	—	—	—	—	—
	実績	4	7	29	29	調査中	—
利用延べ人数(人・日)	目標	—	—	—	—	—	—
	実績	92	56	397	412	調査中	—

【成果指標の設定根拠】

実際の利用者数及び利用延べ人数を指標とする。

【目標値の設定根拠】

住居のない又は失うおそれのある者への支援という事業の性質上、目標の設定は困難。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

自立相談支援事務所の相談において、住まいを失った(失う恐れがある)事例があり、緊急に住居を確保する必要があるケースに対応するため、本事業の利用は増加傾向にある。

(要因)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用情勢の悪化に伴い、特に住み込みで働いている者等においては、雇止め等により仕事と共に住まいも失うケースが多い。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・自立相談支援事務所の支援員が本事業の相談者の支援を併せて行うことにより、人件費を削減。
- ・シェルターを常設するのではなく、ホテル等と提携を結び必要時だけ利用することで、ランニングコストを削減。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	2,188	3,625	3,625	時間	240	240	240
(うち一般財源)	547	1,273	1,273	人件費(千円)	970	970	970

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・本事業の利用者数は年々増加しており、今後も本事業の利用者・相談件数の増加が見込まれる。
- ・住まいを失った(失う恐れがある)者が今後も自立した地域生活を送ることができるようにするためにも、事業の継続は必要である。

【見直し内容】

- ・増加傾向にある利用者への円滑な対応ができるように、自立相談支援事務所との相談・連絡体制を強化するとともに、県内のホテル等との提携を進める。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	若者自立支援事業		部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H18
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	2	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援	具体的な 取組	1	若者の県内就職促進

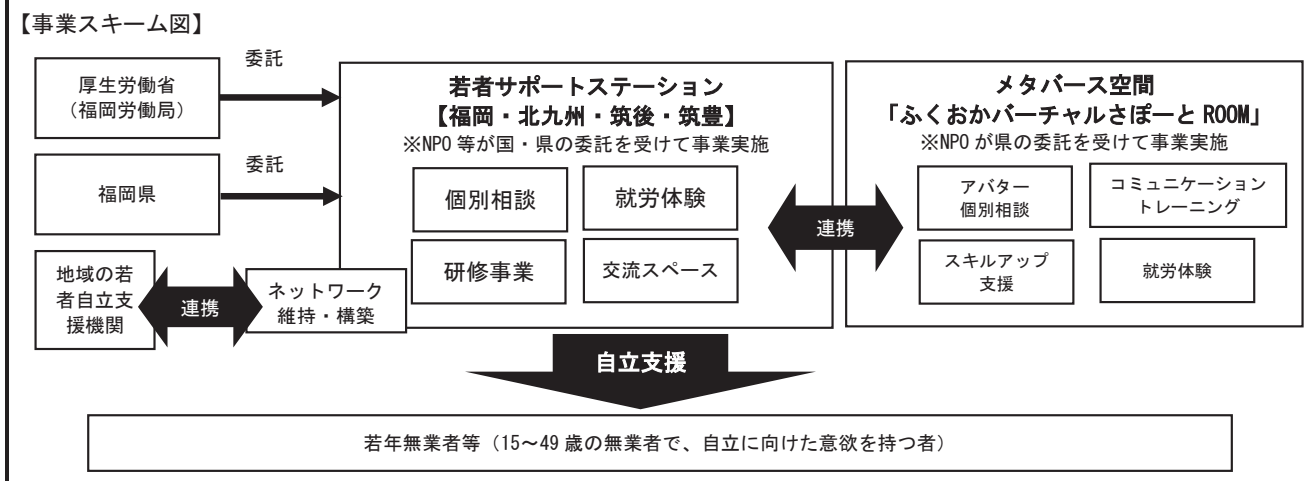
1 事業のねらい・目的

○ 「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、15～49歳の学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、一定期間無業の状態にある若者無業者等の職業的自立を支援する施設である「若者サポートステーション」において、利用者の状態に応じた就労支援プログラムを実施し、就職や進学等の進路決定を実現させる。

○ ひきこもり等で「若者サポートステーション」への来所が困難な若者も少なくないことから、ひきこもり等の長期無業者を対象に、在宅で様々な仮想体験が可能なメタバースの利点を活かし、アバター個別相談等の就労支援を実施し、就職や社会参加等の進路決定を実現させる。

2 事業概要

- 1. 若者サポートステーション事業**
 国と共同で委託・運営して、県内4か所(福岡・北九州・筑後・筑豊)に設置する「若者サポートステーション(サポステ)」において以下の支援を実施
- (1) **個別相談(心理相談)**
臨床心理士等の心理専門職による個別相談、グループカウンセリング
 - (2) **研修事業**
 ①グループワーク(対人関係の不安解消、生活習慣の改善等を目的とした訓練を行うグループワーク)
 ②基礎能力習得講座(ビジネスマナー、履歴書の書き方等の就労に向けたより具体的な訓練を行う講座)
 ③家族セミナー(若年無業者等の問題で悩みを抱える保護者等を対象としたセミナー)
 - (3) **就労体験**
 ①就労体験(働く自信を付与するため、企業等において短期の就労体験を実施)
 ②ボランティア活動(社会参加への自信を付与するため、ボランティア活動への参加を促進)
 - (4) **交流スペースでの支援**
定期的(週3日程度)に交流スペースでの支援を実施し、各支援事業の補完的機能を持たせ、利用者の活動停滞を防止
 - (5) **地域の若者支援機関とのネットワーク維持・構築**
県内4サポステと地域の若者自立支援関係機関との連携強化、ノウハウ共有のため、情報交換会を実施
 - (6) **広報**
県内の幅広い支援機関をまとめた「就労サポートマップ」の作成、各種チラシ等による周知広報の実施
 - (7) **就職氷河期世代への就職支援**
 ①サポステの対象年齢拡大に伴い、40～49歳を対象に、個別相談(心理相談)、研修事業、就労体験による支援を実施
 ②就労体験参加促進手当支給のほか、事例集・SNS広告等により、就職氷河期世代のサポステ利用を促進
- 2. メタバース活用長期無業者就労支援事業**
 メタバース内に専用空間「ふくおかバーチャルさぼーとROOM」を構築し、以下の支援を実施
- (1) **導入セミナー**
メタバースの使用やアバターの作成・操作方法等を学習するオンラインセミナーを開催。
 - (2) **アバター個別相談**
支援機関の相談員がアバターとなり、バーチャル相談室でアバターとなった利用者と個別相談を実施
 - (3) **コミュニケーショントレーニング**
利用者・支援者がアバターで参加する交流会や仮想体験イベントを実施し、コミュニケーション能力向上をめざす
 - (4) **スキルアップ支援**
支援機関の支援員がアバターとなり、ビジネスマナーや面接練習など就労に向けた支援を実施
 - (5) **就労体験**
メタバース空間を活用した就労体験により、興味・適性を把握し、就労につなぐ



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
サポステの支援による就職者数 (進路決定者数を含む)	目標	450	450	450	450	450	450
	実績	349	344	438	483	328	
ふくおかバーチャルさぼーとROOM 年間利用登録者数	目標	—	—	—	—	100	100
	実績	—	—	—	—	69	

※R5は12月末時点

【成果指標の設定根拠】

- 若者サポートステーション事業は、若年無業者等の職業的自立を目的としており、本事業の支援を受けた結果、就職、職業訓練、進学等の進路決定者数を成果指標とする。
- メタバース活用長期無業者就労支援事業は、周知広報を強化し、多くの若者が利用できる環境を整えていく必要があり、年間利用登録者数を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

- サポステの支援による就職者数は、県内4か所にサポステを設置したH25年度実績432人を基準に、設定。
- ふくおかバーチャルさぼーとROOMの年間利用登録者数は、令和4年度調査・研究事業の実績値を基に、年間の実績値見込みを算出し、設定。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- 若者サポートステーション事業は、目標値450人に対し、令和4年度は実績値483人となり、目標を達成した。

(要因)

- R3年度と比較して、40歳以上の進路決定者が増加したため。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

- 無
- 目標値450人を継続する。R4年度は目標達成したものの、12月末時点の実績から算出するR5年度実績値見込みは、437人と目標を下回る見込みであるため。

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- 若者サポートステーション事業、メタバース活用長期無業者就労支援事業いずれも、県担当者、委託事業者等が出席する会議を定期的に開催し、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等について協議し、事業効率化を図っている。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	45,871	81,298	63,032	時間	5,281	5,281	5,281
(うち一般財源)	42,079	55,623	50,416	人件費(千円)	21,325	21,325	21,325

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- 本県の15~34歳の人口に占める若年無業者の割合は、3.2%(32,600人)と全国平均2.5%より0.7ポイント高くなっている。(R4年総務省統計局「就業構造基本調査」より ※調査頻度:5年に一度)
- 一般的に、無業者期間が長期化し、年齢が高くなるほど就職に不利となり、生活困窮に陥る可能性も高まると考えられる。若年無業者等の職業的自立を後押しするため、国が措置する基盤的な事業と一体的に、地域の実情に合わせて県事業を実施し、効率的・効果的な支援を行う必要がある。
- 国は就職氷河期世代の集中支援機関をR6年度まで延長するとしており、国の集中支援が行われている期間に、県事業の取組を強化し、一人でも多くの安定就労を実現させていく必要がある。
- メタバースを活用した就労支援については、ひきこもり等の長期無業者にとって、アバターでの相談等は参加へのハードルが下がり、練習を重ねることにより、若者サポートステーションでの対人型の支援を組み合わせ、就労や社会参加に繋がる成果がみられている。今後は周知広報を強化し、多くの若者が利用できる環境を整えていく必要がある。

【見直し内容】

- R5年度に集中して体験先を開拓し、R6年度はSNS広告や就労体験参加促進手当等により利用者の参加促進を図ることに注力。
- 就労体験先開拓に係る費用の減(▲6,324千円)
- R5年度に「ふくおかバーチャルさぼーとROOM」等を構築。R6年度以降は利用環境の向上、支援の充実を図る。メタバース空間の構築費用の減(▲16,632千円)

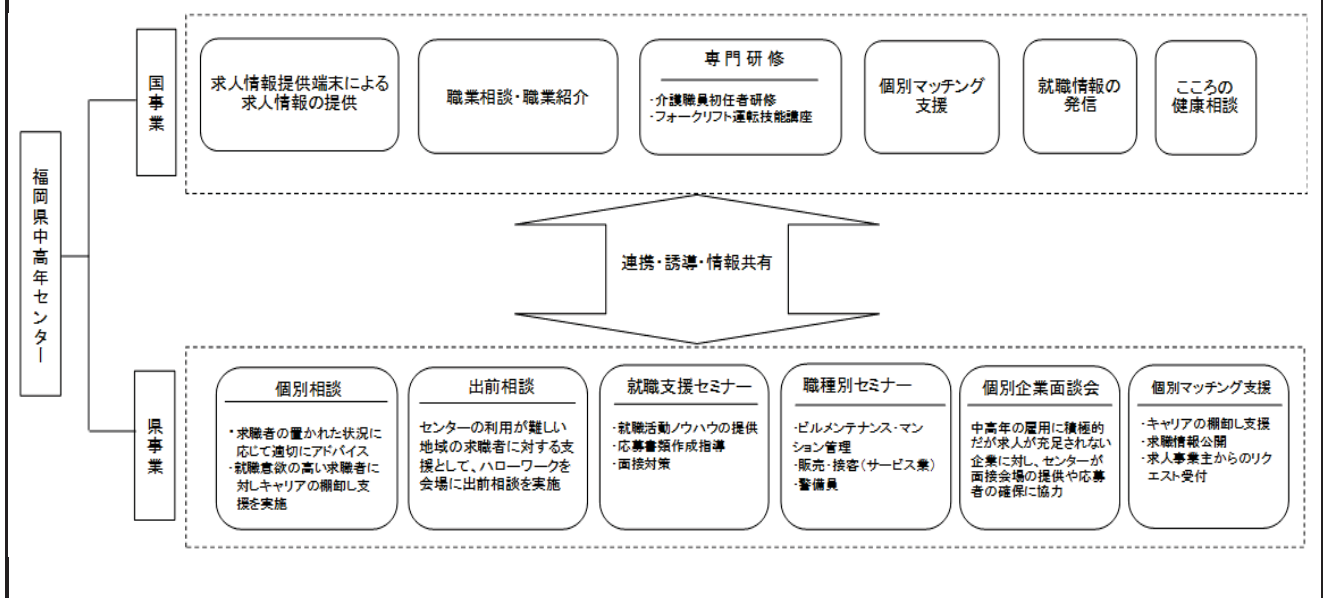
(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	中高年就職支援センター事業		部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H21
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	2	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援	具体的な取組	3	中高年の就職支援

1 事業のねらい・目的	<p>県と国が共同で「福岡県中高年就職支援センター」を設置。県は専門のアドバイザーによる個別相談コーナーを、国は職業相談、職業紹介機能を有するコーナーを設置するとともに、その他就職に役立つ各種支援を一体的に実施することにより、中高年求職者の早期再就職を支援する。</p>
2 事業概要	<p>(1) 個別就職相談 中高年センターに専門のアドバイザーを配置し、きめ細かな個別就職相談を実施する。また、県内各地域の求職者に対しては、ハローワークや市町村に出向いての出前相談(県内のハローワークや市役所等(17箇所)の他、市町村のニーズを踏まえた開催場所)を実施する。</p> <p>(2) セミナーの開催 ① 就職支援(基本)セミナー 「就職活動のポイント」「応募書類作成の方法」「面接対策(ロールプレイング)」等の就職支援セミナーを実施する。 ② 職種別セミナー 仕事内容に関する基礎知識を付与し、職種転換の判断材料とするとともに、仕事について理解不足のまま応募を繰り返すことによる求職活動期間の長期化を防止する。(ビルメンテナンス(マンション管理)、販売・接客(サービス業)、警備員等)</p> <p>(3) ハローワークと連携した個別マッチング支援 就職意欲及び緊要度が高い求職者に対して、アドバイザーが対象者の希望条件、経験及びスキル等の情報を整理し、本人の同意を得てセンターHPで当該情報を公開。なお、求人事業所からリクエストがあった場合は、ハローワークと連携して、求人者と対象者の面接の場の設定等により、マッチングを実施する。</p> <p>(4) 個別企業面接会の実施 中高年求職者の雇用が見込まれる1社単独の面接会をセンター内で実施する。</p> <p>(5) 事業主向け個別相談の実施 人材確保に苦慮している事業主を対象に、中高年者の雇用状況、活用メリットの提供等中高年者の人材活用に関する個別相談を予約制で実施する。</p> <p>(6) 人材不足分野への転職支援等マッチング支援の強化 新型コロナウイルス感染症の影響で働く場を失った方々等の早期再就職及び人材不足分野(建設、福祉・介護、農業、運輸、警備、販売等)の企業の人材確保を支援するため、次の事業を実施。 ① 求人開拓 求人開拓専門員を配置し、人材不足分野の企業への採用コンサルティングや新たな求人の掘り起こしを実施する。 ② ミニ面接会 企業と求職者の出会いの場を提供するため、県内各地域で企業3社程度が参加するミニ面接会を月4回実施する。</p>

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
中高年就職支援センター就職決定率	目標	63%	63%	63%	63%	63%	63%
	実績	51.9%	57.3%	58.2%			

【成果指標の設定根拠】

- 中高年就職支援センターにおいて、いかに相談者を就職に導けるかが重要であるため、成果指標として就職決定率を設定。

【目標値の設定根拠】

- 中高年就職支援センター就職決定率の実績（過去3年分（R1～R3）：55.6%）をもとに、その水準を上回る目標値を設定。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

- 令和4年度の実績値は58.2%（目標63%）と目標を達成できなかったが、個別就職相談員の増員や臨時出前相談、ミニ面接会の開催等により、中高年求職者の就職の実現に繋がった。

（要因）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、求職者の積極的な就職・転職活動が控えられたことから、センター利用者が減少した。
- 在職中の相談者が増加し、現職よりも労働環境、待遇が良い求人を求めており、就職・転職活動が慎重かつ緩やかな状況となっているため、進捗に影響が出ている。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

- 無し

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- 求職者の就職支援を強化するために相談員による就職活動におけるポイントや面接対策等を伝えるためのミニ講座を令和4年7月より実施しており、講座参加者へのアンケートでは、8割近くが満足していると回答しており反響があるため、継続して実施していく。
- 求職者のニーズに沿った求人を獲得するために、積極的な求人開拓を行い、センターで実施するミニ面接会を通じて求職者と企業のマッチングを図っていく。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	76,107	76,220	76,325	時間	1,600	1,600	1,600
（うち一般財源）	52,294	52,386	52,491	人件費（千円）	6,461	6,461	6,461

5 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- R2年度以降、成果指標である就職決定率も徐々に上がってきており、今後も中高年求職者のニーズにマッチした支援をしていく必要がある。

【見直し内容】

- 中高年求職者のニーズや特性に寄り添った支援を行うため、臨時出前相談やミニ面接会の開催回数、規模の見直しを検討。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	正規雇用促進特別対策事業	部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H27
-----	--------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	3	誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり	具体的な取組	6	多様な就労機会の創出

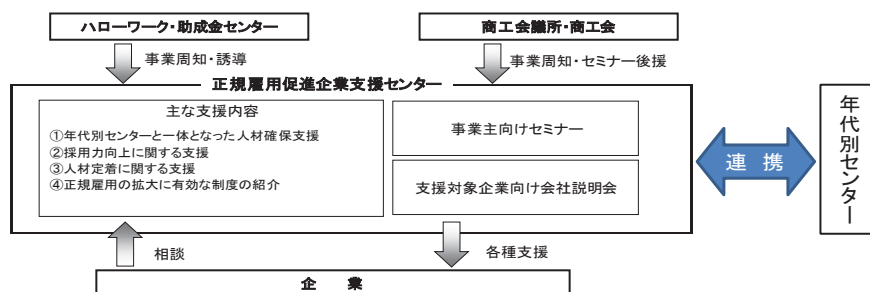
1 事業のねらい・目的

県内企業向けの個別相談やセミナー等により、正社員雇用を促進し、県内企業における人材確保及び労働者の職業的安定をめざす。

2 事業概要

- 福岡県正規雇用促進企業支援センターにおける企業に対する人材確保等支援
 - 1 支援対象企業に対する個別支援の実施
 - 人材確保・人材定着に課題を抱える企業に対して、雇用促進アドバイザーが採用力向上に関する支援や就業規則・賃金体系の見直しに関する支援等を実施し、正規雇用化への支援策案内を含めた働きかけや横断的な支援を行う。
 - また、令和2年度から就職氷河期世代の活躍支援に向けて必要な企業への支援も実施。
 - ① 年代別センターと一体となった人材確保支援
 - ・ 年代別センターを通じた周知・広報、各種セミナーや合同会社説明会への参加案内
 - ② 採用力向上に関する支援
 - ・ 企業のPR方法、求人票の書き方、採用に関する知識・ノウハウ等に関する支援
 - ③ 人材定着に関する支援
 - ・ 限定正社員制度の説明、就業規則や賃金体系の見直しに向けた助言
 - ④ 正規雇用の拡大に有効な制度の紹介
 - ・ 雇用関係助成金(キャリアアップ助成金、トライアル雇用助成金)の紹介等
 - 2 セミナー及び会社説明会の実施
 - ① 事業主向けセミナー
 - ・ ハローワークや福岡労働局助成金センターとの連携・協力による正規雇用の拡大促進に向けたセミナーを実施
 - ・ 事業主のニーズに応じた人材確保や定着、採用ノウハウの付与に関するセミナーを実施
 - ② 支援対象企業向け会社説明会
 - ・ 採用ノウハウを発揮する機会の提供により、企業と求職者のマッチングを促進

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5 (10月時点)	R6	R7	R8
就職氷河期世代の正規雇用就職者数 (非正規雇用労働者の正規雇用転換を含む)	目標	250人	250人	250人	250人	—	—	—
	実績	194人	246人	331人	135人	—	—	—
支援企業に対する個別相談件数	目標	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件	—	—	—
	実績	997件	948件	1,007件	519件	—	—	—
支援企業数	目標	—	—	—	—	1,000社	1,000社	1,000社
	実績	466社	407社	448社	247社			
採用後3年以内の離職率	目標	—	—	—	—	—	—	34.4%以下
	実績	—	—	—	—	—	—	

【成果指標の設定根拠】

- ・ 本事業は、企業支援を通じて正規雇用を促進することを目的としており、本事業の支援を受けた企業における正規雇用就職者数を成果目標とする。なお、令和5年度から就職氷河期世代支援を重点的に行うこととしており、成果目標は就職氷河期世代のみを対象とする。
- ・ 令和5年度から就職氷河期世代支援を重点的に行うが、支援対象企業への個別相談は令和4年度までと同規模で実施するため、個別相談件数を成果目標とする。
- ・ 令和6年度からは人材不足企業は雇用環境の改善が必要な企業であると判断し、県内中小企業の要支援企業数を推計、支援を行った企業数を成果目標とする。また、雇用環境改善の指標として離職率を成果目標とする。

【目標値の設定根拠】

- 令和5年度はこれまでの支援実績をもとに設定。
 【正規雇用就職者数】R2：194人 R3：246人 R4（目標を設定したR5.1月末時点）：152人
 【個別相談件数】R2：997件 R3：948件 R4（目標を設定したR5.1月末時点）：900件
- 令和6年度からは以下のとおり設定。
 【支援企業数】県内中小企業向けのアンケートで得られた割合「人材が不足する：17.4%」「不足する人材が主に正社員（パート・アルバイト以外）：77.4%」等を用いて、雇用環境改善が必要と考えられる企業が3,000社あると推計、3年間で1,000社ずつ支援する。
- 【離職率】新規学卒者（H31.3月卒）の就職後3年以内の離職率：福岡県38.5% 全国34.4% 全国の34.4%以下を目指す。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

- 正規雇用就職者数は目標値250人に対し、令和4年度は実績値331人となり、目標を達成した。
- 個別相談件数は目標値1,000件に対し、令和4年度は実績値1,007件となり、目標を達成した。

（要因）

- 新型コロナウイルス感染症の影響の緩和を受け、社会経済活動の正常化が加速し、企業の採用意欲が高まり、企業の採用者数が増加したため。
- 雇用促進アドバイザーによる継続支援により、企業との信頼関係が構築でき、企業からの相談件数が増え、さらに、就職氷河期世代を含めた中途採用に目を向ける企業が増えたことにより、新卒採用だけでなく、中途採用を実施する企業が増えたため。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

- 無し

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- 県担当者と委託事業者との間で定期的に会議を開催し、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等について意見交換を行い、随時事業の効率化を図っている。
- セミナーの実施回数を見直す等経費は削減しつつ、雇用促進アドバイザーが継続的に支援企業との連絡をとることで、企業との信頼関係を構築するといった工夫により、実績は維持している。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	14,703	9,127	19,322	時間	4,188	4,188	4,188
（うち一般財源）	10,133	5,941	9,661	人件費（千円）	16,912	16,912	16,912

5 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- 国の労働市場改革により雇用の流動化が見込まれ、中小企業は人材確保・定着対策をせざるを得ない環境にある。
- これを機にとらえ、企業に雇用環境の改善を働きかけることで、労働者が職場において「働きがい」や「働きやすさ」を実感でき、持ちうる能力を最大限発揮できる環境を整備していき、ひいては持続可能な賃上げにつなげていく。

【見直し内容】

- 正規雇用促進企業支援センターを改組し、新たに中小企業雇用環境改善支援センターを設置。
 - 人材確保・定着・育成に関するセミナーの開催（+834千円）
 - 人材確保・定着・育成に関する相談窓口の設置（+7,517千円）
 - 支援企業を対象とした合同会社説明会の開催（+1,844千円）

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子育て女性就職支援センター事業	部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H21
-----	-----------------	-------	--------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11 15	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり ジェンダー平等の社会づくり
	小項目	2 3 1	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援 誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり ジェンダー平等・男女共同参画の推進	具体的な 取組	2 3 1	女性の就職支援 働く場における女性の活躍推進 ジェンダー平等・男女共同参画の推進

1 事業のねらい・目的
 就業相談・情報提供から求人開拓・就職あっせんまでを一貫して実施することで、時間や場所の制約等により就業が難しい子育て中等の女性の就業を促進し、女性の就業率の向上を図る。

2 事業概要

(1) 子育て女性就職支援センターの運営
 ・県内4か所(福岡、北九州、筑後、筑豊)に、子育て女性就職支援センターを設置
 ① 情報提供
 ・福祉部門や市町村と連携し、保育関連情報を提供
 ・インターネットサイト(「働きたい女性応援サイト」等)による情報提供
 ・ハローワークの求人情報活用等による求人情報の提供
 ② 就業相談
 ・電話相談、市町村出張相談等による相談機会の提供、アドバイスの実施
 ・相談者に対し必要な支援を検討し、調整・手配
 ③ 就職サポートセミナーの実施
 ・雇用の現状の理解を深め、基礎的スキルの習得、離職期間のブランク克服を目的とする就職サポートセミナーを開催
 ・マナー講座、応募書類の書き方、面接対策等の内容を記し付添い
 ④ 求人開拓
 ・子育て女性等のニーズに合った求人を積極的に開拓
 ⑤ 就職あっせん
 ・求職者に対する求人紹介
 ・面接指導及び当日の面接同行
 ⑥ 就職後のフォローアップの実施
 ・就業開始後1か月間のフォローアップを実施
 ・就職者及び企業への就業状況や書面交付状況等の確認を実施

(2) 合同会社説明会等の開催
 ・時間、場所の制約が多い子育て女性のため、地区ごとの合同会社説明会及び、ミニ会社説明会&就職面接会を開催
 ・福岡、北九州、筑後、筑豊各地区1回、計4回開催

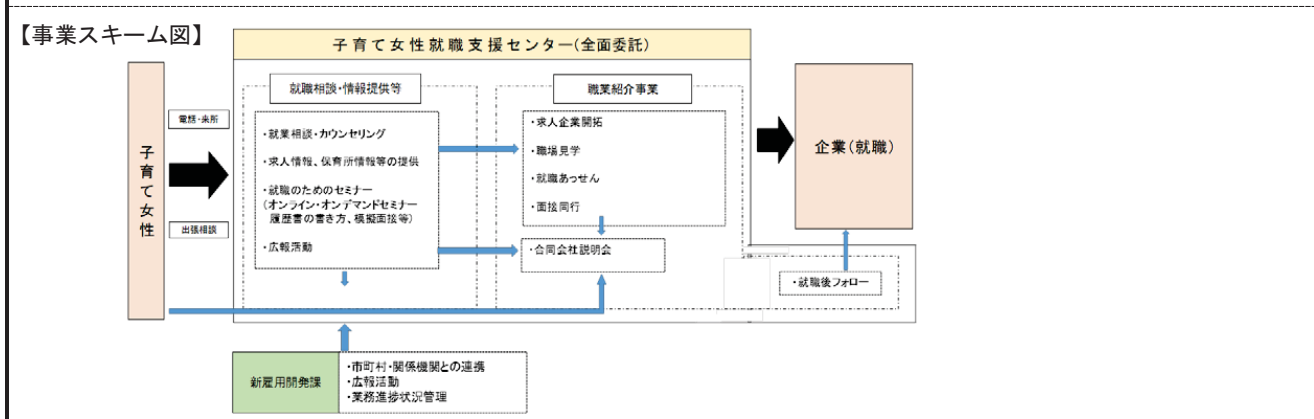
(3) ウーマンワークカフェ北九州
 ・平成28年5月に開所した「ウーマンワークカフェ北九州」において、国・県・北九州市が連携し、再就職やキャリアアップ、創業など、女性の幅広いニーズにワンストップで対応

(4) 就職支援システム(ホームページ)の保守・運用
 ・求職登録、求人登録、求人情報の閲覧・検索、求人へのエントリー機能を持つシステムの運用

(5) 就職促進事業
 ○オンライン・オンデマンドセミナーの実施
 ・時間的制約のある登録者が、スマホ等で就職に必要な知識を習得できるオンラインセミナーの実施
 ○求人情報の提供機能強化
 ・民間求人情報サイトにおける、子育て女性就職支援センター情報の検索画面への上位表示
 ○求人開拓
 ・正規労働制度、テレワーク等の「仕事と生活の両立」が可能な求人の開拓

(6) 就職支援強化
 ・SNS(LINE)相談の実施による相談体制の強化
 ・就職面接時の育児費用の助成

(7) 女性デジタル人材育成・就業支援事業
 ・ひとり親等の子育て中の女性に対し、研修と就労のあっせんを一体で提供するプログラムの実施



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
子育て女性就職支援センターによる就職者数(人)(総合計画)	目標	600	650	700	700	700	700	750	750	5年間累計で3,880人		5年間累計で5,000人							
	実績	335	512	545	468	605	619	624	721	882	802	903	482	372	603	408			

※R5年度実績は9月末現在

【成果指標の設定根拠】

女性の就業率の向上を図ることを事業の目的としていることから、子育て女性就職支援センターによる就職者数を目標とする。

【目標値の設定根拠】

R1年度の就職者数(903人)を基に、5年間での累計で5,000人を目標値とする。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

R4年度における就職者数は603人で、前年度(372人)から改善しているものの、コロナ禍前の水準までは回復していない。

(要因)

5年間の累計で就職者5,000人という目標に対し、R4年度の実績が603人であり、努力が必要な進捗状況と考える。外出によるコロナ感染リスクの懸念などにより、相談者数が減少したことに伴い、就職者数が減少したと思われる。新型コロナウイルス感染症による影響が収束に向かう状況の中で、就職活動を開始・再開する求職者に対する相談体制の強化及び子育て中の利用者の円滑な就職活動の支援を行う必要がある。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・ 利便性向上のために、市町村での出張相談やセミナーの開催など、市町村等関係機関と連携した運営がなされている。
- ・ 個別相談から就職あっせん、就職後のフォローアップまで一貫して実施することで、各段階での業務の重複が避けられ、効率的な運用がなされている。
- ・ ウーマンワークカフェ北九州において、国・北九州市と連携して女性の幅広いニーズにワンストップで対応。特に、家事や育児で時間的制約の多い子育て中の女性にとっては、一か所で多様な情報やサービスを入手でき、これまで以上に支援が充実している。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	88,223	98,608	89,580	時間	4,551	4,551	4,551
(うち一般財源)	88,223	84,022	89,580	人件費(千円)	18,377	18,377	18,377

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ 女性が活躍できる社会の実現のためには、子育て中等の女性を中心とした女性の就業率向上が不可欠。
- ・ 子育て中等の女性は、家事や育児で時間や場所の制約があり、再就職が厳しいことから、個別相談から就職あっせん、フォローアップまできめ細かな支援を引き続き実施することが必要。
- ・ 出産・育児を機に退職した女性等に対し、転職・再就職に向け、キャリアコンサルティングを実施し、職業生活全体の満足度を高めることが必要。

【見直し内容】

- ・ キャリア形成相談支援員を増員(+2人)し、キャリア形成に係る相談機能を強化するとともに、センター名称を変更する。(+10,200千円)
- ・ SNS(LINE)相談窓口の構築完了(▲347千円)
- ・ 令和4年度より、コロナ禍により求職活動が低迷したことへの対策として、より身近な場所での就業相談の機会を確保することを目的として商業施設・地域の子育て拠点等における移動相談窓口を実施していたが、コロナの影響が一定収束したことから、今年度で廃止(▲4,295千円)
- ・ 女性デジタル人材育成・就業支援事業について、実施回数を年2期から年1期に見直し(▲14,586千円)

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	中小企業障がい者雇用拡大事業		部課(室)	福祉労働部 新雇用開発課	事業 開始年度	H21
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	2	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援	具体的な取組	5	障がいのある人の就業支援

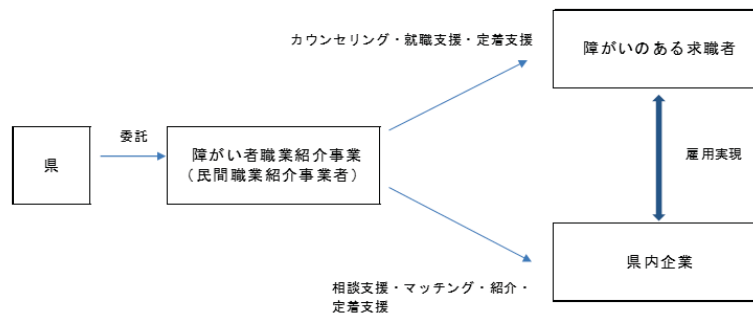
1 事業のねらい・目的

企業・求職障がい者双方への支援と相互理解の促進と、両者の適切なマッチングによる雇用を実現するとともに、就職後の定着までを支援し、以後の安定的な就業継続につなげることにより、県内企業における障がいのある人の就業機会の拡大を図る。

2 事業概要

- 障がいのある人を対象とした職業紹介事業の実施
- (1) 障がいのある求職者への就職支援
- ①就職を希望する障がい者の募集、面談、登録 (R4実績：就職面談者数498人、求職者登録685人)
 - ②障がい者合同会社説明会の開催 (R4実績：合同会社説明会7回開催 参加者数：求職者885名、企業183社)
- (2) 企業への障がい者雇用情報の啓発、求人開拓
- ③制度紹介・助成金説明 (R4実績：障がい者雇用を検討する企業に対し、障がい者雇用制度や活用できる助成金について説明)
 - ④求人企業の開拓 (R4実績：求人開拓件数399件)
 - ⑤マッチング等を行うコーディネーターを配置 (R4実績：コーディネーター配置人数7人)
- (3) 採用及び定着に向けた支援
- ⑥職場実習及び定着支援 (R4実績：採用に向けた職場実習実施 参加人数195人、
企業訪問等による採用後の定着支援実施 参加人数115人)
- (4) セミナー等による企業、求職者支援
- ⑦企業・求職者向けセミナー等の開催 (R4実績：障がい者雇用の理解促進を図る企業向けセミナー3回開催 61社参加、
就職活動の対策に関する求職者向けセミナー2回開催 168名参加)

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
県内民間企業障がい者雇用率 (総合計画)	目標	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3	2.31	2.32	2.33	2.34	
	実績	2.07 (2.05)	2.12 (2.11)	2.18 (2.15)	2.21 (2.20)	2.29 (2.25)					(下段)は 全国値
本事業支援による就職者数	目標	120	135	192	260	260	332				
	実績	205	280	297	263	300	58 (6月時点)				
年度末時点における定着率	目標	-	-	-	-	-	90%				
	実績	89.9%	92.3%	90.7%	90.5%	88.1%					

【成果指標の設定根拠】

- ・ 県内民間企業障がい者雇用率
障害者雇用促進法において、企業が一定割合(法定雇用率)以上の障がい者を雇うことを義務付けている。年に1度(6月1日時点)、企業が障がい者の雇用状況について国に報告し、国が各都道府県における民間企業における障がい者雇用状況を公表していることから、この指標を設定する。
- ・ 本事業支援による就職者数
本事業が県内企業における障がいのある人の就業機会の拡大を目的としていることから、本事業実施により、就職につながった者の数を指標に設定する。
- ・ 年度末時点における定着率
本事業は、安定的な就業継続につなげることを目的としていることから、年度末時点での就職者における定着率を指標に設定する。

【目標値の設定根拠】

- ・ 県内民間企業障がい者雇用率
民間企業における法定雇用率については、2.3%となっている（R3.3から）。
R5年度以降、1年毎に0.01%増加を目標とする。
- ・ 本事業支援による就職者数
過去3年分の就職者数の対前年度伸び率の平均値を勘案し、R5年度の目標値を設定。
R6年度以降の目標値は、R5年度以降の実績を基に設定。
- ・ 年度末時点における定着率
過去5年間における定着率の平均値程度をR5年度の目標とする。
R6年度以降の目標値は、R5年度以降の実績を基に設定。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

- ・ 令和4年度の県内民間企業における障がい者雇用率は、2.29%と法定雇用率（2.3%）には届かないものの、全国平均（2.25%）を上回っており、順調に推移している。
- ・ 本事業支援による就職者数は、目標値を達成しており、順調に推移している。

（要因）

- ・ 本事業は、一般の企業等で働きたい障がいのある人と、障がいのある人を雇用する、または雇用を検討している企業を支援するため、相談から職業紹介、就職後のフォローアップまでワンストップで行い、求職者及び企業双方に対し、一貫した丁寧な支援が成果につながったものと考ええる。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

有

（有の場合、その内容）

- ・ 県内民間企業障がい者雇用率
R6年度以降の目標値は、民間企業における障がい者雇用率の引上げ等に伴う見直しを検討。
- ・ 本事業支援による就職者数
R6年度以降の目標値は、R5年度以降の実績を基に設定。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・ 本事業の周知については、県のHPをはじめ、経済団体や子育て応援宣言企業のメルマガを活用し広く周知することとしており、郵送による広報は、対象を限定して実施するよう努めている。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	45,430	33,819	40,693	時間	1,061	960	960
（うち一般財源）	45,430	16,934	40,693	人件費（千円）	4,285	3,877	3,877

5 見直しの内容

継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小
 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止

【上記の理由】

- ・ 障害者雇用促進法における民間企業の障がい者雇用率は、現行の2.3%から、令和6年4月に2.5%に、令和8年7月に2.7%に段階的に引上げられるとともに、対象企業の範囲が、現行の従業員規模43.5人以上から、令和6年4月に40.0人以上、令和8年7月に37.5人以上に段階的に拡大されるため。

【見直し内容】

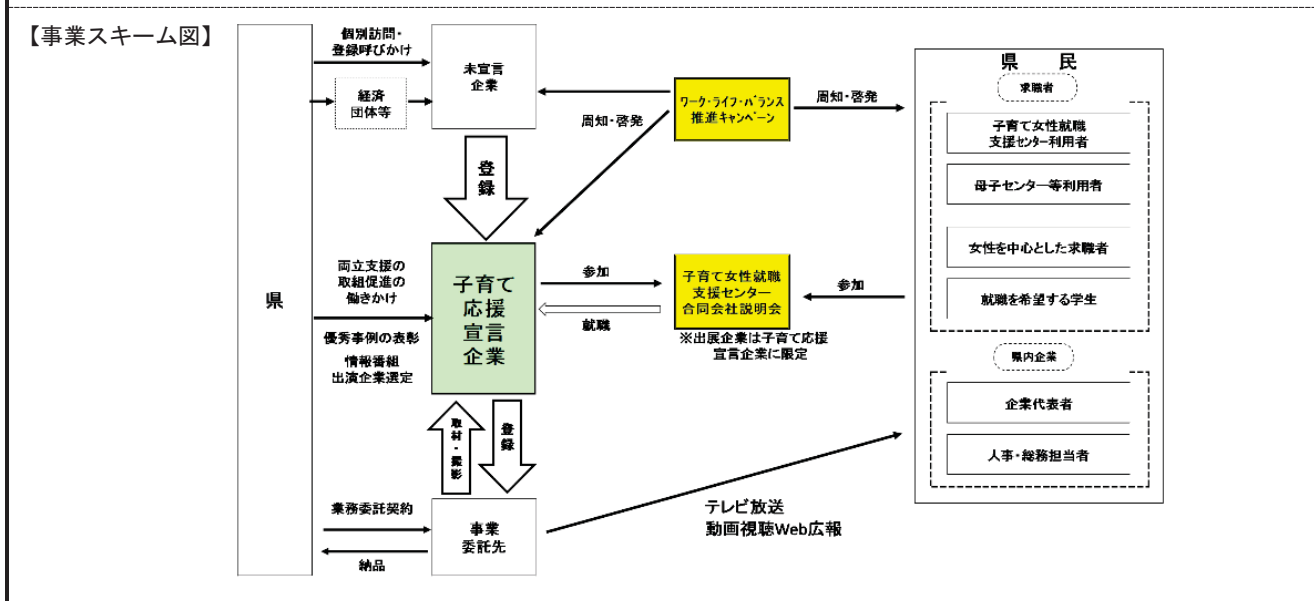
- ・ 法定雇用率の引き上げ等に対応するため、障がいのある人を雇用していない企業に対するコンサルティングや、重度障がい・精神障がいのある人のための短時間求人の開拓を行い、求職者と企業のマッチングを実施することで、法定雇用率の達成を目指す。

事業名	子育て応援宣言企業推進事業	部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業開始年度	H15
-----	---------------	-------	--------------------	--------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11 15 25	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり ジェンダー平等の社会づくり 出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3 1 3	誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり ジェンダー平等・男女共同参画の推進 子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	2 1 4	仕事と家庭の両立支援 ジェンダー平等・男女共同参画の推進 仕事と子育ての両立支援

1 事業のねらい・目的
 企業・事業所のトップが自主的に従業員の仕事と子育ての両立を応援する取組を宣言する「子育て応援宣言企業」登録制度を推進し、育児休業の取得等がしやすい職場環境づくりを推進することにより、従業員が出産・子育てをしながら引き続きその能力を活かして働くことができる社会の実現を目指す。

- 2 事業概要**
- 子育て応援宣言企業登録拡大とホームページによる情報発信
 子育て応援宣言ホームページによる宣言企業の取組紹介、両立支援等助成金など企業の有用情報の発信強化を図る。経済団体等と連携し、会員企業が集まる会議などあらゆる機会をとらえて働きかけ、未宣言企業への登録拡大を図るとともに、取組内容の充実を図り、男性の育児休業取得・育児参加を促進する。
 - 九州・山口連携ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの実施
 ワーク・ライフ・バランス推進月間中（10月）に各県でワーク・ライフ・バランスの普及啓発事業を重点的に実施。ワーク・ライフ・バランス推進に積極的な企業の取組をホームページや優良事例集で紹介。
 - 男性の育休取得促進の先進的な取組を紹介するテレビ番組等の作成
 子育て応援宣言企業が実施する男性の育休取得促進のための先進的な取組を民放のテレビ番組で紹介。男性の育児休業を進める先進的な企業の取組についての動画を作成し、Youtube・Instagramで配信。



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 子育て応援宣言企業の従業員の育児休業取得率（男性）（総合計画）	目標	19.3%	22.4%	25.5%	28.6%	31.7%	34.7%
	実績	21.4%	48.4%				

- 【成果指標の設定根拠】**
- 男性の育児休業取得は、子育てをしたいという男性の希望を実現するのみならず、育児や家事の負担を夫婦で分かち合うことで、女性の出産意欲の向上や、出産や育児を機に退職することなく働き続けたい女性の希望を実現することにもつながる。
 - 誰もが社会のあらゆる分野で、自分に合った生き方を選択し、個人の能力が発揮できる社会を実現するためにも、育児休業が取得できる環境の整備や固定的役割分担意識の払拭に取り組む必要があるため。
 - 民間企業の育児休業取得率については、国が毎年実施する調査では、都道府県ごとの数値が公表されていないため、子育て応援宣言企業の従業員の取得率とする。
- 【目標値の設定根拠】**
- 設定当時（R2）の全国平均との差（R2実績：+1.65ポイント）を維持し続けるとの想定で設定。
 - 全国平均の各年度の取得率は、R2数値からR7目標値まで、平均的に進捗したとの推定で試算。（R2（14.55%）からR7（30%）まで、毎年度+3.09ポイントずつ上昇）

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)
 ・R3年度21.4%から大きく上昇。(+27ポイント)
 ・しかし、女性の育児休業取得率(R4実績:98.8%)と比較すると、依然として低い状況。

(要因)
 育児・介護休業法の改正により産後パパ育休(出生時育児休業)の創設や育児休業の分割取得が可能になったこと、また制度が認知されたことで社会の気運醸成が図られてきたことが考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
 有り

(有の場合、その内容)
 ・男性の育児休業取得のさらなる促進のため、国においては、男性の育児休業取得率の数値目標(R7年度)を現在の「30%」から「50%」に引き上げるとともに、R12年度に85%という新目標を設定。(こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定))
 ・本県においても、国の目標を踏まえ、見直しを検討。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
 ・登録申請様式、アンケート調査票の見直しを適時行うとともに、申請手続きを電子申請対応とし、登録事務の軽減と利便性の向上を図っている。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	6,566	27,806	34,725	時間	10,023	10,023	10,023
(うち一般財源)	3,927	27,806	34,725	人件費(千円)	40,473	40,473	40,473

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】
 ・今後、少子高齢化が進み、人材確保がより困難になっていくことが予想されるため、企業においては、従業員の多様な働き方に理解を示し、働き続けやすい職場環境を整えることがさらに重要となる。
 ・宣言企業は大きな広がりを見せており、宣言企業における女性の育児休業取得率は98.9%となるなど効果を上げているが、男性の育児休業取得率は48.4%と低い水準。
 ・男性の育児休業取得を進めるためには、男性の家事・育児参画を後押しする制度の創設や上司等の理解が必要。子育て応援宣言企業へのアンケートでも、休む人の仕事をカバーする体制の構築や上司等から取得を促す取組が、男性の育児休業取得に効果的と考えられている。

【見直し内容】
 ・障がいのある人や高齢者を含む県民の誰もがホームページのウェブコンテンツを利用することができるよう、子育て・介護応援宣言企業システムのアクセシビリティ向上のための改修を実施。(+6,919千円)

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がい者雇用の促進を図るための テレワーク活用事業		部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H30
-----	------------------------------	--	-------	--------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	3	誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり	具体的な 取組	4	テレワークの活用促進

1 事業のねらい・目的
 県内企業等に対し、テレワークを活用した障がい者雇用の導入を支援することで、テレワークを活用した障がい者雇用の促進につなげる。

2 事業概要

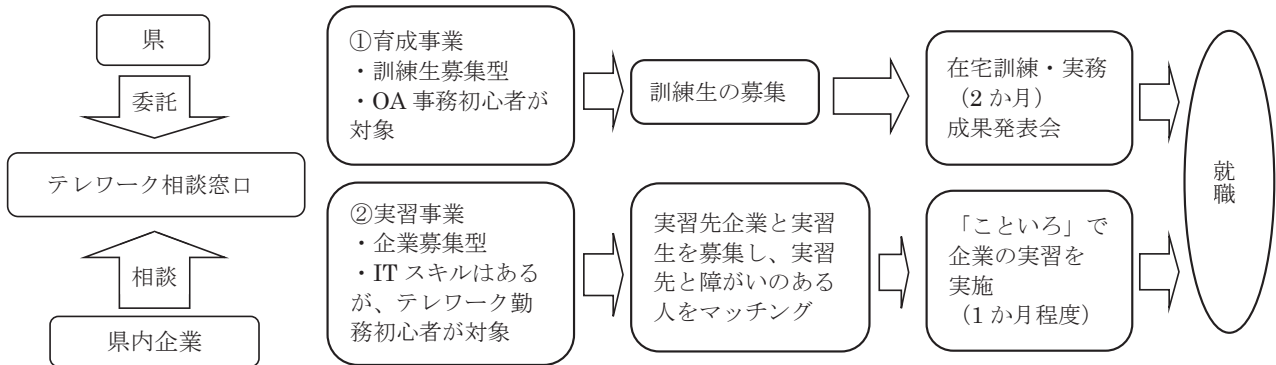
(1) テレワーク相談窓口の設置
 テレワークオフィス「こといろ」に設置したテレワーク相談窓口を継続するとともに、必要に応じて相談員（アドバイザー）を企業に派遣し、テレワーク導入を後押しする。

(2) テレワークによる障がい者雇用促進のためのテレワーカー育成・実習事業

① テレワーカー育成事業
 一般就労を希望する障がいのある人に対して、在宅テレワークの実務訓練を実施（20人、2か月程度）。訓練終了後は、企業とのマッチングを行い、テレワークによる障がい者雇用につなげる。

② テレワーカー実習事業
 テレワークによる障がい者雇用に意欲のある企業の実習の場として、テレワークオフィス「こといろ」を提供するとともに、支援員が企業と障がいのある人の実習をサポートする（10人、1か月程度）。実習終了後は、実習先企業での就労を支援する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6
育成・実習事業 育成者数	目標	33	40	30	30	30
	実績	35	36	24	22 (10月時点)	

【成果指標の設定根拠】

・ 本事業は、県内企業等のテレワークを活用した障がい者の雇用の促進を目的としている。テレワークを活用した障がい者の雇用が促進されるためには、まず障がいのある求職者がITスキルを習得すること、テレワーク勤務経験を積むことにより、企業とマッチングできるようにすることが必要であることから、育成・実習事業の参加者数（育成者数）を成果指標に設定する。

【目標値の設定根拠】

・ 育成事業については、グループワークで訓練を行うために適切な人数規模である20名、実習事業については、月に1人程度の利用を想定した10名とし、合計30名を目標値として設定。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・目標値30名に対し育成事業は13名、実習事業は11名、合計24名であり、目標値に達してない。

(要因)

- ・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策として開始したものであり、その影響も収束してきたことから、目標を達成できなかったものと思われる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・事業の周知について、他事業のHPやメルマガ掲載を活用し、より多くの障がいのある求職者や企業へ周知を行った。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	29,678	20,877	1,612	時間	3,100	2,160	556
(うち一般財源)	14,839	10,439	806	人件費 (千円)	12,518	8,723	2,246

5 見直しの内容

継続

拡充

改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの)

一部改善

縮小

終了 (完了

再構築 (他の事業に組み替え)

廃止)

【上記の理由】

- ・本事業は、新型コロナウイルス感染症の対策として開始したものであり、その影響が収束したため。

【見直し内容】

- ・テレワーカー育成・実習事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が収束したため、廃止する。(▲15,502千円)
- ・テレワーク相談窓口については、「テレワーク就業推進事業」におけるテレワーカー一般相談窓口に一本化して実施することとし、テレワークを活用した障がい者の雇用を検討する県内企業に対して、障がい特性に応じた業務の切り出し等を行うアドバイザー派遣を行い、テレワークの導入を後押しする。(▲3,763千円)

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	テレワーク就業推進事業		部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	R4
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	3	誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり	具体的な取組	4	テレワークの活用促進

1 事業のねらい・目的

子育てや介護等時間的制約がある方などの働きやすい環境を拡大するため、県内中小企業のテレワーク導入を支援することにより、テレワークの更なる活用を促進し、労働力人口及び生産性の向上を図る。

2 事業概要

1 テレワーク相談員設置
一般相談窓口を設置し、必要に応じて外部専門家(※1)を派遣することにより、助成金の相談や導入の方法を伝え、中小企業のテレワーク導入を進める。
※相談対応 1,300社
※直接支援 50社

2 テレワーク導入先進企業の創出
・子育て中の方等の働きやすい環境づくりを目指す企業に対しテレワーク導入を働きかけ、導入の支援を行う。
・11業種から4~5社程度を支援し、各業種1社以上を先進企業とする。
・先進企業は、導入事例を県及び専用HPに掲載(作成は導入企業)するとともに、他社からの視察や相談に対応する。

(支援内容)

・主な支援の内容

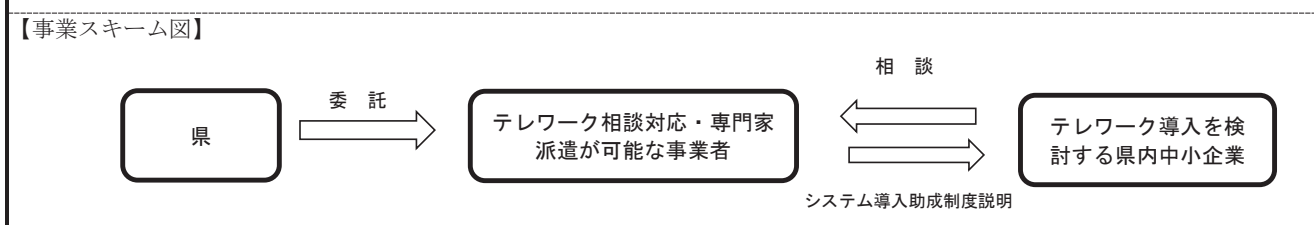
- ①テレワーク事例等の説明、業務内容の確認
- ②テレワーク業務の切り出し(間取り図・HP作成、総務事務)
- ③テレワーク業務に係るシステム導入提案
- ④労務管理・規則改正、助成金の説明
- ⑤テレワークの実施に伴う社内説明、実施要領作成等

(※1) 外部専門家
情報システム専門家(①~⑤)、情報セキュリティ管理士(③)、社会保険労務士(④、⑤)、中小企業診断士(②、③)

※業種

- ①運輸業・郵便業
- ②宿泊業、飲食サービス業
- ③生活関連サービス業
- ④サービス業、その他
- ⑤教育・学習支援業
- ⑥医療、介護・福祉
- ⑦卸業・小売業
- ⑧製造業
- ⑨建設業、不動産業
- ⑩金融業・保険業
- ⑪情報通信業

どこから始めて良いか分からない企業に伴走型の支援を実施



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6
テレワーク導入率(%) (実績:九州・沖縄)	目標	—	—	50.0	52.0	56.0
	実績	37.4	41.7	36.6	調査前	

【成果指標の設定根拠】
働きやすい職場環境の拡大を示すことができるため

【目標値の設定根拠】
総務省が毎年実施している「通信利用動向調査」のR2全国平均(47.4%)を超える導入率

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

R4年度はテレワークの導入支援を52社に実施したが、成果指標であるテレワーク導入率はR3年度より下がっており、事業の影響は感じられない。全国的にも導入率は下がっており、最終目標に向けての進捗は芳しくない。

(要因)

コロナウイルス感染症感染拡大が落ち着き、テレワークから対面に切り替える企業が多いため。

(R4年度の通信利用動向調査によると、テレワーク導入目的の約9割が「新型コロナウイルス感染症への対応」)

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

テレワークが「感染症への対応」のためでなく、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であること、感染症だけでなく、事故や災害などが起きた場合にも事業継続が可能となるリスク対策ともなり得ることを企業に伝えることで、本事業の目的であるテレワークの活用促進に繋げる。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	10,527	9,562	9,562	時間	377	189	189
(うち一般財源)	5,264	4,781	4,781	人件費 (千円)	1,523	764	764

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・新型コロナウイルス感染症への対応として広がったテレワークは、仕事と家庭の両立や障がいのある人等の就業機会の拡大にも高い効果があると考えられており、福岡県総合計画の30の取組事項のひとつ「魅力ある職場づくり」に繋がるものとして、県独自にテレワークに踏み出すことが出来ない中小企業への支援を実施している。
- ・コロナウイルス感染症感染拡大が落ち着き、テレワークから対面に切り替える企業が多いこの時期にこそ、本推進事業を継続的に実施し、活用促進に繋げる必要があるため。

【見直し内容】

- ・企業にテレワークの様々なメリットを伝え、自主的な取組を促すため、総務省・厚生労働省「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」と連携した企業向けセミナーを開催する。
- ・県による企業のテレワークの導入支援に繋げるため、企業向けセミナー開催時に本事業の紹介を行い、終了後に個別相談会を実施する。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	多様性を認め合う雇用創出事業		部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	R4
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	3	誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり	具体的な 取組	6	多様な就労機会の創出

1 事業のねらい・目的

様々な働きづらさを抱える人の働く場の創出という課題をビジネス手法で解決する。

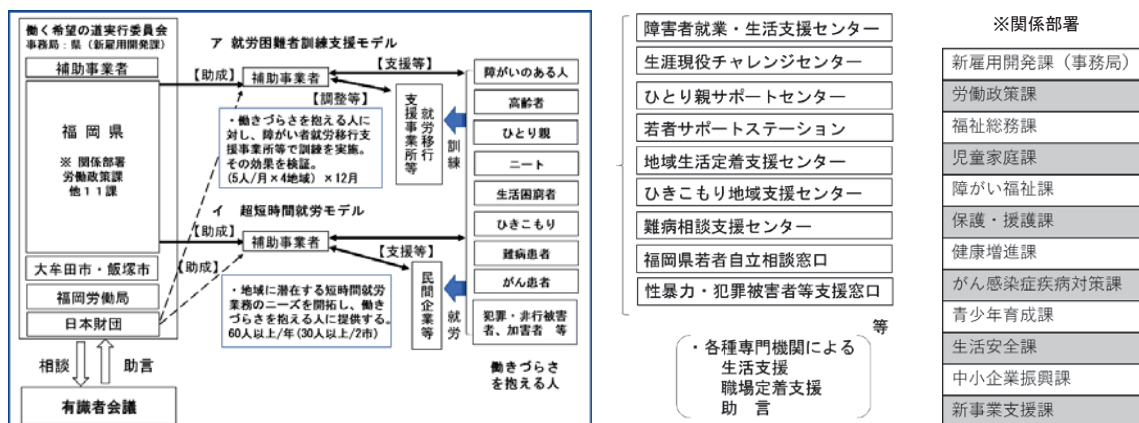
2 事業概要

1 就労困難者訓練支援モデル
 障害者総合支援法に基づく就労支援事業を行っている事業所において、障がい者(手帳保持)以外の就労困難者に対する就労訓練を行い、その有効性を実証・確認。
 実施主体：福岡県就労支援協同組合：就労支援事業所の集合体
 県内4か所に実施事業所を設置(就労移行支援事業もしくは就労継続支援事業所A型)
 事業総括(コーディネーター)の役割(ケース会議の主催)
 対象者：障がい者(手帳保持)以外の就労困難者(ニート、引きこもり、難病患者、ホームレス等)

2 超短時間就労モデル
 県内2市(大牟田市・飯塚市)の協力の下、就労困難者が短時間(週20時間未満)で働くことができる民間企業を開拓、マッチングを行い、就労を支援。超短時間就労の有効性を実証・確認。
 実施主体：福岡県就労支援協同組合：就労支援事業所の集合体
 対象者：60名以上(30名以上×2市)×2年
 就労困難者(ニート、引きこもり、難病患者、ひとり親、刑務所出所者、ホームレス等)

3 モデル事業支援体制整備
 モデル事業の実効性を高めるため、部局横断で支援体制を整備し、有識者による助言を受ける仕組みを構築。
 ①働く希望の道実行委員会 委員：福岡県就労支援協同組合、福岡県(関係部局)、県内2市町村(大牟田市、飯塚市)
 オブザーバー：日本財団、福岡労働局
 ②働く希望の道有識者会議 構成員：5名(PCDAの各段階で専門的見地から助言)

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6
支援者数(就労困難者訓練支援モデル)	目標	—	20	20	20
	実績	—	9	38	
就職者数(超短時間就労モデル)	目標	—	60	30	
	実績	—	4	2	

(12月時点)

【成果指標の設定根拠】

モデル事業の成果が確認できるものであるため

【目標値の設定根拠】

<就労困難者訓練支援モデル>

県と共に事業費助成を行う公益財団法人日本財団が設定(20人以上)

<超短時間就労モデル>

飯塚市・大牟田市それぞれで短時間雇用が可能な企業15社を選定し、1社2名ずつ雇用を想定

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)
 <就労困難者訓練支援モデル>
 年間目標の20人は達成できなかったが、R4年度の実績を支援機関に広く周知したことで、R5年度は9月時点で目標を達成したことから、成果指標に対して有効であったと考える。

<超短時間就労モデル>
 年間目標の60人は達成できておらず、R4年度の就職者4名の実績を支援機関に周知したものの、今年度も9月時点で就職者は1名と少ないことから、成果指標に対して有効とはいえず、R5での最終目標の達成は困難と考える。

(要因)
 <就労困難者訓練支援モデル>
 R4年度の事業開始が10月であったため。

<超短時間就労モデル>
 R4年度の事業開始が8月であったこと、就労困難者訓練支援モデル事業と異なり、求職者だけでなく企業への支援も必要であり、企業の困りごと把握、業務切り出し、求職者と企業のマッチングに必要な両者の意向調整などに時間がかかったため。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
 有り

(有の場合、その内容)
 R5年度の超短時間就労モデルの目標を30名以上（15名以上×2市）とした。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
 ・モデル事業の実効性を高めるため、部局横断で支援体制として実行委員会、有識者による助言を受ける仕組みとして有識者会議を設置しており、令和4年度は各年5回の会議を行い、得られた意見を反映することで、効率的な事業の実施に努めた。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	6,498	19,770	13,619	時間	1,507	1,695	3,507
(うち一般財源)	6,498	19,770	13,619	人件費(千円)	6,086	6,845	14,162

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】
 <就労困難者訓練支援モデル>継続
 本事業では、R5年度9月時点で新たに29名の就労困難者に対して支援を行い、就労の準備性向上の効果が見られており、引き続き支援を継続し、就職に繋げることで、有効性の実証・確認が可能となるため。

<超短時間就労モデル>終了
 事業期間満了のため。

【見直し内容】
 <就労困難者訓練支援モデル>
 支援だけでなく、就職に繋がるよう、事業実施者である福岡県就労支援協同組合が訓練等実施機関に就職に繋がる情報提供等の支援を行う。

<超短時間就労モデル>
 終了に伴う予算減 (▲6,151千円)

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	パートナーシップ宣誓制度推進事業	部課(室)	福祉労働部人権・同和対策局 調整課	事業 開始年度	R4 拡充R5
-----	------------------	-------	----------------------	------------	------------

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができ	中項目	15 18	ジェンダー平等の社会づくり 人権が尊重される心豊かな社会づくり
	小項目	1 1	ジェンダー平等・男女共同参画の推進 人権教育・人権啓発の推進	具体的な 取組	1 2	ジェンダー平等・男女共同参画の推進 人権施策の推進

1 事業のねらい・目的

・性的少数者が直面している社会生活上の障壁をなくすために、パートナーシップ宣誓制度を導入し、県民への啓発を図るとともに、市町村・民間企業等の理解を促進し、利用可能なサービスの拡充を図ることで、誰もが安心して生活して、たくさんの笑顔で暮らしていける県づくりを進める。

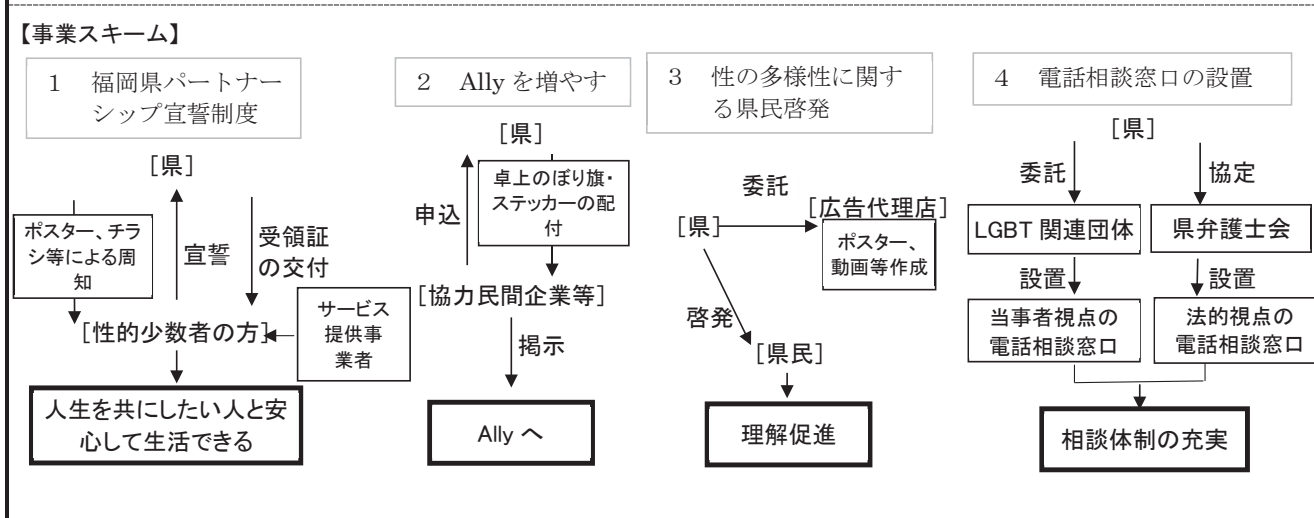
2 事業概要

(1) 他都道府県との連携
宣誓者が福岡県外に転居した場合でも、福岡県のカードが利用できるよう(*1)人の往來の多い都道府県に連携を働きかける。*1 宣誓者は継続手続きが必要。

(2) 市町村・民間事業者への理解促進
・民間事業者向けセミナー実施
・制度で利用できるサービスを提供する民間事業者に対し、卓上のぼり旗やステッカーの掲示を依頼し、広く本県の取組への理解促進を図る。さらに賛同する民間事業者等にも取組を広げ、ALLY(*2)の拡大を図る。
*2 ALLY(アライ)：LGBTをはじめとする性的少数者のことを理解し、自分にできることは何かを考えて行動する支援者

(3) 性的少数者への理解促進のための県民啓発
イベントへの参加や街頭ビジョン等において県民啓発を行う。

(4) LGBTに特化した電話相談窓口を設置
当事者や弁護士による電話相談窓口を設置する。



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7
民間企業等協力数	目標	27	1,000	2,000	3,000
	実績	410			

【成果指標の設定根拠】
令和4年4月から「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始し、制度で利用できるサービス提供事業者や協力民間企業事業者等の店舗等の数は、令和4年12月1日時点(8カ月)で約400。令和5年度以降はさらなる協力数を旨するもの。

【目標値の設定根拠】
民間企業等協力数
R4年度(12月(8か月)) 1,000 ÷ (400件 / 8か月 × 12か月) × 2倍
令和4年12月1日時点(8か月)で実績約400。令和5年度以降は、この2倍程度とする。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)
 目標数値を大幅に上回り、達成した。

(要因)
 店舗数が多い事業所に接触することにより、効果を得た。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
 無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
 成果指標の1年目であるため、今後進めていく中で工夫する点があれば検討する。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	4,810	5,917	4,009	時間	1,505	1,505	1,505
(うち一般財源)	4,810	5,917	4,009	人件費 (千円)	6,077	6,077	6,077

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】
 LGBTについては、今年度「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されたことから、国民の関心は高く、これからも行政による取組を求められることから上記の見直しとした。

【見直し内容】
 上記理由により今後当県において力を入れていく事業となるため、LGBTに特化した電話相談窓口や市町村・民間事業者等への理解促進への拡充を行う。(▲1,908千円)